

目 次

は じ め に	1
凡 例	2
I 上場制度の概要	3
1 上場の意義	3
(1) 資金調達の円滑化・多様化	3
(2) 企業の社会的信用力と知名度の向上	3
(3) 社内管理体制の充実と従業員の士気の向上	3
2 新規上場の仕組み	4
(1) 新規上場の仕組み	4
(2) 市場の構成	4
3 上場にかかわる関係者とその役割	6
(1) 証券会社	6
(2) 公認会計士（監査法人）	6
(3) 株式事務代行機関	6
4 上場までのスケジュール	7
(1) 上場申請に至るまで	9
(2) 上場申請に係る事前確認	9
(3) 上場申請	11
(4) 上場審査	12
(5) 東証による上場承認以後	15
(6) 上場後のフォローアップ	16
II 形式要件（有価証券上場規程第 205 条関係）	19
1 株主数（規程第 205 条第 1 号）	21
2 流通株式（規程第 205 条第 2 号）	24
(1) 流通株式数	24
(2) 流通株式時価総額	27
(3) 流通株式比率	27
3 事業継続年数（規程第 205 条第 3 号）	31
4 純資産の額（規程第 205 条第 4 号）	31
5 利益の額（規程第 205 条第 5 号）	32

6 虚偽記載又は不適正意見等（規程第 205 条第 6 号）	34
7 登録上場会社等監査人による監査（規程第 205 条第 7 号）	38
8 株式事務代行機関の設置（規程第 205 条第 8 号）	39
9 単元株式数（規程第 205 条第 9 号）	39
10 株券等の種類（規程第 205 条第 10 号）	40
11 株式の譲渡制限（規程第 205 条第 11 号）	41
12 指定振替機関における取扱い（規程第 205 条第 12 号）	41
13 合併等の実施の見込み（規程第 205 条第 13 号）	42
Ⅲ 上場審査の内容（有価証券上場規程第 207 条関係）	45
1 企業の継続性及び収益性（規程第 207 条第 1 項第 1 号）	48
2 企業経営の健全性（規程第 207 条第 1 項第 2 号）	53
3 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性（規程第 207 条第 1 項第 3 号）	62
4 企業内容等の開示の適正性（規程第 207 条第 1 項第 4 号）	70
5 その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項（規程第 207 条第 1 項第 5 号）	76
Ⅳ 上場審査に関する Q & A	97
1 企業の継続性及び収益性	97
2 企業経営の健全性	100
3 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	107
4 企業内容等の開示の適正性	112
5 その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項	115
6 その他	115
Ⅴ 上場前の株式等の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式の割当て等について	117
1 上場前の株式等の譲受け又は譲渡について	118
（1）上場前の株式等の移動の状況に関する記載	118
（2）上場前の株式等の移動に関する記録の保存等	118
2 上場前の第三者割当等による募集株式の割当て等について	119
（1）募集株式の割当て及び所有に関する規制について	119
（2）募集新株予約権の割当て及び所有に関する規制について	125

(3) ストックオプションとしての新株予約権の割当て及び所有に関する規制について	127
(4) 第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載等について . . .	132
VI 新規上場時の公募又は売出しについて	133
1 新規上場時の公募又は売出しについて	133
(1) 公募又は売出予定書の提出	133
(2) 上場前の公募等の手続き	133
(3) 公開価格の決定	133
(4) 上場前の公募等に係る配分	135
(5) 公募又は売出実施通知書の提出	135
(6) その他	135
2 ダイレクトリスティングについて	137
(1) 株券の評価額及び上場後の流動性確保に関する書類の提出	137
(2) 有価証券報告書の提出	137
(3) 流通参考値段の提出	137
VII 企業組織再編に係る取扱い	141
1 組織再編行為等を実施した場合の提出書類	142
2 組織再編行為等を実施した場合の形式要件の審査上の取扱い	143
3 スピンオフIPOについて	145
VIII 市場区分の変更	149
1 市場区分の変更までの流れ	149
(1) 市場区分の変更	149
(2) 市場区分の変更の時期及び市場区分の変更に係る手続き	149
2 市場区分の変更の基準	151
3 市場区分の変更審査の内容	153
IX 新規上場審査等の実効性確保措置について	155
1 新規上場時等の申請書類に虚偽の記載があった場合の取扱い	155
X 上場に伴う費用	157
1 上場審査に伴う費用	157
2 新規上場時に必要となる費用	158
3 上場会社が支払う費用	159
(1) 年間上場料	159
(2) 新株券等の発行等に係る料金	161
(3) 新株の上場に係る料金	161

(4) 合併等に係る料金	162
4 市場区分の変更に伴う費用	163
(1) グロース市場からスタンダード市場への市場区分の変更	163
(2) プライム市場からスタンダード市場への市場区分の変更	164
XI IPO センター（上場を希望する会社向けサポート）	165
1 個別訪問・相談による支援活動	165
2 上場希望会社向けセミナー	165
3 メールマガジン	165
A 新規上場申請に係る提出書類等（内国株券）	167
1 新規上場申請に係る提出書類一覧（内国株券）	167
(1) 新規上場申請に伴う提出書類（内国株券）	167
(2) 新規上場申請のための有価証券報告書	182
2 新規上場申請にあたっての提出書類の様式（内国株券）等	184
B 市場区分の変更申請に係る提出書類等	185
1 市場区分の変更申請に係る提出書類一覧（内国株券）	185
2 市場区分の変更申請にあたっての提出書類の様式（内国株券）等	192
C 【参考資料】 通知文	193
(1) 親会社を有する会社の上場に対する当取引所の考え方について	193
(2) 中核的な子会社の上場に関する証券取引所の考え方について	195
(3) 「1株当たり指標」の開示について	197
(4) ウェブサイト等に会社情報を掲載する際の留意点について	201
(5) 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針	205
(6) 財務会計基準機構の会員ご加入のご案内	217
(7) J－I R I S Sへの御登録のお願いについて	228
(8) 上場日における開示について	231
(9) コーポレートガバナンス・コード	236
(10) 不祥事対応のプリンシプル	262
(11) 不祥事予防のプリンシプル	264
D 上場審査基準及び上場維持基準の主要項目一覧	273

はじめに

本書は、上場をお考えの会社の方々をはじめ、上場に携わる関係者の方々に向けてスタンダード市場に関する上場審査基準とその内容を解説したものです。

一般的に、株式の上場は、上場する会社にとって、資金調達の円滑化・多様化、企業の社会的信用力や知名度の向上等のメリットがあるとされていますが、その一方で、その会社の株券が、一般個人の方も含めて不特定多数の投資者の投資対象となることを意味しています。

このため、株式会社東京証券取引所では、投資者保護の観点から、上場にあたって上場申請会社が一定の適格性（上場適格性）を有していることを求めており、上場審査に関する基準に従って審査を行っています。

上場をお考えの会社の方々には、上場審査に関する基準を十分にご理解いただいたうえで、上場準備を行っていただきたいと考えておりますが、本書が上場審査についての理解を深める一助となり、少しでも皆様の参考になれば幸いです。

なお、本書発行後の規則改正等により、本書の内容が変更される場合には、東証のホームページ（<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide-new/01.html>）掲載の「新規上場ガイドブック」を随時更新するとともに新旧対照表を掲載いたしますので、併せてご覧ください。

2024年7月
株式会社東京証券取引所

凡 例

規 程・・・有価証券上場規程
規 則・・・有価証券上場規程施行規則
ガイドライン・・・上場審査等に関するガイドライン

上場準備会社の上場適格性に関する情報受付窓口について

東証では、東証への上場を検討している会社、上場申請を行っている会社、上場承認されている会社（以下「上場準備会社」といいます。）に関する粉飾決算その他の上場適格性に重大な影響を及ぼす事項についての情報提供を受け付ける通報受付窓口を設置しています。上場準備会社について該当する情報がありましたら、以下に記載の情報受付窓口へ情報をご提供ください。ご提供いただいた情報は、上場審査に役立たせていただきます。なお、ご提供いただいた情報については、上場審査に必要と判断した範囲内において、主幹事証券会社又は担当監査法人等に提供するほか、関係者に確認を行うことがあります。調査は可能な限り情報提供者の特定につながらないように行いますが、調査を通じて、通報された事実及び内容が上場準備会社に推知されるリスクがあることをご了承ください。

https://www.jpx.co.jp/regulation/mail/new_listing/index.html

また、東証は上場準備会社に対して通報受付窓口の存在について役職員への周知（注）をお願いしています（上場審査において周知状況を確認します。）。上場準備段階から配布可能な周知用のコンテンツも提供しておりますので、併せてご活用ください。

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/ipo-benefits/03.html>

（注）原則として全役職員への周知が望まれますが、企業規模等を踏まえて周知範囲を絞り込むことも許容されます。また、上場準備活動の情報管理のために、上場承認前の周知範囲を限定することも考えられますが、不正情報の早期収集の観点から、過度な周知範囲の絞り込みは避けてください。

本書の記載内容は、著作物として著作権法によって保護されています。本書の全部又は一部について、無断で、転用、複製、引用、改変又は販売等を行うことは禁じられており、株式会社東京証券取引所の著作権の侵害となります。また、予告無しに内容を変更又は廃止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

I 上場制度の概要

1 上場の意義

株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）に株式が上場されると、一般に次のようなメリットがあると言われています。

（１）資金調達の円滑化・多様化

上場会社は、取引所市場における高い流動性を背景に発行市場において公募による時価発行増資、新株予約権・新株予約権付社債の発行等、直接金融の道が開かれ、資金調達能力が増大することにより財務体質の改善・充実を図ることができます。

（２）企業の社会的信用力と知名度の向上

上場会社になることによって社会的に認知され、また将来性のある企業というステータスが得られ、取引先・金融機関等の信用力が高くなります。また、株式市況欄をはじめとする新聞報道等の機会が増えることにより、会社の知名度が向上するとともに、優秀な人材を獲得しやすくなることが期待できます。

（３）社内管理体制の充実と従業員の士気の向上

企業情報の開示を行うこととなり、投資者をはじめとした第三者のチェックを受けることから、個人的な経営から脱却し、組織的な企業運営が構築され、会社の内部管理体制の充実が図られます。また、パブリックカンパニーとなることにより、役員・従業員のモチベーションが向上することも期待できます。

上場会社になると、以上のようなメリットを享受できると言われていますが、一方、上場会社の発行する有価証券は、不特定多数の投資者の投資対象となりますので、投資者保護の観点から、決算発表、企業内容の適時適切な開示等が要求されるなど、新たな社会的責任や義務が生じることにもなります。

また、株式を新規に上場すること（IPO）はあくまでも企業価値向上の実現のための手段であり、投資者からは、IPOを契機として上場後に更なる成長を実現していくことが期待されています。IPOを行うにあたっては、上場後の成長戦略に照らしてIPOをどのように活用するのかをよく検討したうえで、その目的について積極的に投資者に示していくことが重要です。

2 新規上場の仕組み

(1) 新規上場の仕組み

株式の上場は、その株式の発行会社の申請に基づき行われます（以下、上場申請を行う株式の発行会社を「申請会社」といいます。）。株式が上場されると不特定多数の投資者の投資対象物件となるため、投資者保護の観点から上場会社としての一定の適格性を有しているかどうかについて、東証（注）による上場審査が行われます。東証では新規上場に関する諸規則を定めており、それらに基づいて上場審査を行います。

新規上場に関する諸規則は、「有価証券上場規程」、「有価証券上場規程施行規則」及び「上場審査等に関するガイドライン」によって構成されています。

諸規則によって定められた上場審査基準には、株主数や利益の額など定量的な基準である「形式要件」と、開示の体制やコーポレート・ガバナンスの状況などを確認する定性的な基準である「実質審査基準」があります。それぞれ、本書の「Ⅱ 形式要件」、「Ⅲ 上場審査の内容」をご覧ください。

上場審査の結果、申請会社の上場適格性が確認された場合、東証は申請会社株式の上場を承認し、公表します。その後、公募・売出しの手続きを経て上場します。

（注）実際の審査は、東証から委託を受けた日本取引所自主規制法人が行います。

(2) 市場の構成

東証では、プライム市場、スタンダード市場、グロース市場及び TOKYO PRO Market の4つの市場を提供しています。

①プライム市場

プライム市場は、多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額（流動性）を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資家との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場です。

②スタンダード市場

スタンダード市場は、公開された市場における投資対象として一定の時価総額（流動性）を持ち、上場企業としての基本的なガバナンス水準を備えつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場です。

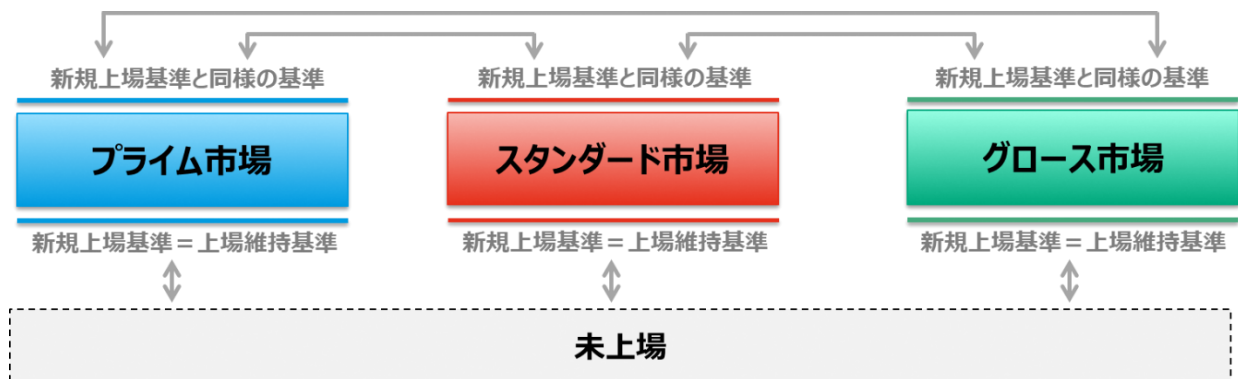
③グロース市場

グロース市場は、高い成長可能性を実現するための事業計画及びその進捗の適時・適切な開示が行われ一定の市場評価が得られる一方、事業実績の観点から相対的にリスクが高い企業向けの市場です。そのため、申請会社には「高い成長可能性」を求めています。申請会社が高い

成長可能性を有しているか否かについては、主幹事証券会社がビジネスモデルや事業環境などを基に評価・判断します。

※プライム市場、グロース市場、TOKYO PRO Market への上場については、新規上場ガイドブックの「プライム市場編」、「グロース市場編」、「TOKYO PRO Market 編」をそれぞれご覧ください。

さらに、新規上場後も会社のステージと各市場区分のコンセプトを踏まえて、以下の様に市場区分を変更することができます。



スタンダード市場への市場区分の変更は、上場会社から申請をしていただき、改めて審査を受けていただく必要があります。それぞれの審査はスタンダード市場の新規上場審査に準じて行われます。詳しくは、本書の「Ⅷ 市場区分の変更」をご覧ください。

3 上場にかかわる関係者とその役割

上場申請にあたっては証券会社をはじめとする様々な関係者が関与することになりますが、それぞれの関係者の主な役割は以下のとおりです。

(1) 証券会社

上場に際しての証券会社の役割は数多くありますが、上場申請準備段階での資本政策や社内体制整備のアドバイスや、上場にあたっての手続き並びに公募・売出し等を引き受けるための会社内容の審査（引受審査）などを行います。そして、上場のための公募・売出し等を引き受ける際には、一連の事務手続きを日程に従って実行していく役割を担います。さらに、上場後においても、金融商品市場からの資金調達や企業のIR（インベスター・リレーションズ）活動などの場面において支援を行います。

なお、上場に関して申請会社を支援する業務を行う証券会社のことを「幹事証券会社」（この証券会社が東証の取引参加者である場合には、「幹事取引参加者」という場合もあります。）といい、この中で中心となる証券会社を「主幹事証券会社（主幹事取引参加者）」といいます。また、公募等に関し申請会社と元引受契約を締結する証券会社を「元引受証券会社（元引受取引参加者）」といいます。なお、主幹事証券会社は、上場にあたり東証に対して、「上場適格性調査に関する報告書」を提出します。

(2) 公認会計士（監査法人）

公認会計士（監査法人）は、有価証券上場規程に基づき提出される財務諸表等について監査意見を表明するとともに、申請会社の会計面及び内部管理体制などの指導も行います。

なお、申請会社は有価証券上場規程上、最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等について金融商品取引法に準じた監査報告書の添付が必要となります。

(3) 株式事務代行機関

株式事務代行機関は、株式関係事務の円滑化のため設置を求められている機関であり、株主名簿作成事務等の受託、議決権・配当等株主に付与される各種の権利の処理を行います。申請会社は上場申請までに、株式事務を株式事務代行機関に委託しているか、又は株式事務代行機関から株式事務を受託する旨の内諾を得ていることが必要となります（「Ⅱ 形式要件」の「8 株式事務代行機関の設置」参照）。

4 上場までのスケジュール

上場にあたっては、概ね以下のステップで審査が進められます。以下、その概要について説明します。

【上場申請のエントリーから上場承認までのモデルスケジュール】

<前半>

(X)月			(X+1)月		
1	水		1	土	
2	木		2	日	
3	金		3	月	
4	土		4	火	
5	日		5	水	
6	月		6	木	
7	火		7	金	
8	水		8	土	
9	木		9	日	
10	金		10	月	第1回質問事項送付
11	土		11	火	
12	日		12	水	
13	月	祝日	13	木	
14	火		14	金	
15	水		15	土	
16	木	上場申請エントリー	16	日	
17	金		17	月	
18	土		18	火	
19	日		19	水	
20	月		20	木	第1回回答書期日
21	火		21	金	
22	水		22	土	
23	木	事前確認、スケジュール調整	23	日	
24	金		24	月	
25	土		25	火	第1回ヒアリング
26	日		26	水	
27	月		27	木	第2回質問事項送付
28	火		28	金	
29	水		29	土	
30	木	上場申請、申請書類受領、ヒアリング	30	日	
31	金				

< 後半 >

(X+2)月			(X+3)月		
1	月		1	木	第3回ヒアリング
2	火		2	金	
3	水	実査	3	土	中 6 営業 日
4	木		4	日	
5	金		5	月	
6	土		6	火	
7	日		7	水	
8	月		8	木	
9	火	第2回回答書期日	9	金	
10	水		10	土	
11	木		11	日	
12	金	第2回ヒアリング	12	月	各種面談
13	土		13	火	
14	日		14	水	
15	月		15	木	中 8 営業 日
16	火		16	金	
17	水	第3回質問事項送付	17	土	
18	木		18	日	
19	金		19	月	祝日
20	土		20	火	
21	日		21	水	
22	月		22	木	
23	火		23	金	
24	水		24	土	
25	木		25	日	
26	金		26	月	社長説明会
27	土		27	火	
28	日		28	水	
29	月	第3回回答書期日	29	木	
30	火		30	金	上場承認
31	水				

(注1) 上場承認後のファイナンス日程については、I 章末尾の「上場承認以後上場までのスケジュールに関するQ&A」をご参照ください。

(注2) (主幹事証券会社が作成する) 上場適格性調査に関する報告書については、上場承認日の3営業日前までにご提出ください。

（１）上場申請に至るまで

上場申請に向けた準備は、主幹事証券会社や公認会計士（監査法人）などの指導を受けながら進めていくこととなりますが、上場申請前に、審査基準などに係る疑問点について、東証の見解を確認したい場合などは、直接もしくは主幹事証券会社を通じて、東証（上場推進部、日本取引所自主規制法人上場審査部）にご相談いただくことが可能です（注１）。

準備が整った後、主幹事証券会社は、上場申請の２週間前までに上場申請のエントリーを行います（申請会社名、主幹事証券会社の連絡先、希望する上場スケジュール（上場申請予定日、上場承認希望日、上場希望日）等を記載した「上場申請エントリーシート」を電子メールにて東証に送信します）（注２、３）。

（注１）相談の際にいただいた事実関係に基づき、その時点での見解をお伝えします。そのため、相談時以降における、未発覚事実の判明や申請予定会社の変化、さらには上場基準の変更を含む申請予定会社を取り巻く環境の変化により、上場審査において相談当時の見解と異なる結論となる可能性があります。

（注２）東証（上場推進部、日本取引所自主規制法人上場審査部）は、実質審査基準に照らし重要な論点となり得ることが上場申請前に予見される場合には、上場申請前の段階でその解決の方向性を整理できていることが必要と考えています。

（注３）エントリーシートにはMicrosoft Word※形式の直前２期間の連結財務諸表データ（連結財務諸表を作成していない場合は、財務諸表データ）を添付いただきます。

（注４）過去の新規上場審査において宣誓書違反があった場合には、再申請にあたって相当程度の運用期間を確保する必要があると判断することがあります。

※Microsoft Word は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

（２）上場申請に係る事前確認

上場申請の１週間以上前に、主幹事証券会社の担当者と日本取引所自主規制法人の審査担当者との間で、①公開指導・引受審査の内容に関する事項、②反社会的勢力との関係、③審査日程などについて確認を行います。

なお、事前確認の際には、上場申請時のヒアリングに先立ち、「Ⅱの部」のうち申請受付時の質問内容に対応するページのドラフトを、主幹事証券会社を通じてご提出いただきます。

①上場適格性調査の内容に関する報告

主幹事証券会社が、上場申請に至るまでに実施した公開指導や引受審査の過程で特に留意した事項、重点的に確認した事項（公開準備過程で整備した内容を含む）を、新規上場申請書類である「上場適格性調査に関する報告書」の記載等（ドラフトで可）に基づいて確認します。

具体的には、業種・業態、会社の成長ステージ等、申請会社独自の要素を勘案して特に留意した事項、重点的に確認した事項（例：重要な内部管理体制の整備・運用、特殊な会計処理の

採用、重大な法令違反の存在、特徴的な事業上のリスクの存在等）を、本報告書の記載に基づきご説明いただきます。円滑な上場審査には本報告書を通じた論点の共有及び整理は重要です。主幹事証券会社の皆様には本報告書への具体的かつ丁寧な記載にご協力をお願いいたします。

なお、上場申請日に「上場適格性調査に関する報告書」を提出しない場合で、かつ、確認が完了していない事項（新規上場申請のために整備した体制の運用状況の確認・改善期間にある場合等）があるときには、当該事項の具体的内容と、現時点で実施している確認の内容及び確認完了予定時期についてご説明いただきます。

また、主幹事証券会社が申請会社の公開指導を開始した経緯・時期（接触開始の経緯・時期）等についても伺うことがあります。

②反社会的勢力との関係について

反社会的勢力との関係などの確認に際しては、申請会社作成の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書のドラフト（別紙添付）」に基づいて、主幹事証券会社として確認した内容について次の点を確認します。

- a. 履歴・属性を調査した新規上場申請者の関係者（役員、株主、取引先等）の範囲。また範囲の決定にあたり、新規上場申請者の設立経緯や取引関係、業界慣行や取引慣行等を考慮している場合は、その内容。
- b. 反社会的勢力との関係を確認するために実施した調査の内容（新規上場申請者の取引先等からの評価を調査している場合はその内容を含む）。

③審査日程の確認

東証は上場申請エントリーシートに記載された上場スケジュールを踏まえて、上場申請日やヒアリング実施日等の審査スケジュール案を提示します。

審査スケジュールについては、上場申請までの間に、申請会社の日常業務の状況を踏まえて無理のないスケジュールとなるよう、適宜調整を行います。また、審査期間は、3か月を標準審査期間としていますが、申請会社グループの規模、繁忙時期、通常業務との兼ね合いなどにより当該モデルスケジュールとは異なる回答書作成の期間設定や、ヒアリング回数の調整も可能です。なお、調整の結果、全体の審査期間も変動する可能性があります（未上場企業の申請の場合、祝祭日が多い場合に実質的な審査期間を確保するため、上場申請からⅠの部の校了日までに60営業日以上審査期間が確保できない場合、事前にご相談をお願いいたします。また、海外への実地調査等が必要となる場合などは、余裕をもった審査日程をご検討ください。）。

（注1）標準審査期間は審査の中で特段の問題が認められないケースを前提としており、審査の過程において審査上の問題点が発見された場合や、申請会社に関する報道や外部からの情報提供を含め、新たに未発覚の事実等が判明した場合などについては、その審査期間を延長する可能性があります。

また、スケジュールの変更により、上場申請日又は予備申請日から起算して1年間を超えて上場日を設定する場合は再申請の手続きが必要になります（例えば、4月1日に上場申請又は予備申請した場合、翌年3月31日まで上場することが可能です。）。

（注2）市場や投資者に重大な影響を及ぼす可能性が高いと考えられる申請会社については、日本取引所自主規制法人の理事会において審議を重ねた上で結論を出すことになりま

す。例えば、民営化企業、議決権種類株式の活用などガバナンス上議論を要するスキームを採用している申請会社、再上場企業、申請会社グループやその経営陣が過去に重大な事件・法令違反を起こしているなどコンプライアンス上の重大な懸念のある申請会社、その他新たな論点が含まれる申請会社、上場時に見込まれる時価総額が概ね1,000億円を超える申請会社等がこれに該当する可能性があります。そうした申請会社については、審査上の確認項目が多岐にわたることが想定されるため、標準審査期間に加えて1か月以上の審査期間の確保をお願いさせていただきます。

(注3) 上記(注1)・(注2)のケースも含めスケジュールに関して調整したい事項や判断に迷うケースなどがありましたら、主幹事証券会社と相談のうえ、主幹事証券会社を通じてあらかじめご相談ください。

(注4) 審査期間中に定時株主総会日を超えるなどして基準事業年度(「Ⅰの部」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいいます。以下、同じ。)が変わる場合には、承認予定日の1か月前までに、新たな「Ⅰの部」(ドラフト)及び「Ⅱの部」の更新箇所の提出が必要です。「Ⅱの部」の更新箇所の詳細は「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)記載要領」をご参照ください。

(3) 上場申請

上場申請には、通常申請と予備申請があります。一部、提出書類などの諸手続きが異なりますが、審査の内容は同様です。

①通常申請

上場申請では、申請会社側は上場申請にかかる責任者、窓口となる事務担当者、主幹事証券会社の担当者などが出席して上場申請の受付手続きを行います。上場申請の席上では、上場申請に伴う提出書類を受理するとともに、審査担当者から今後の上場審査スケジュール及びおおまかな審査内容、審査の具体的な進め方などについて説明します(スケジュール及び審査内容については、書面にてお渡しします。)

次に、申請会社より上場申請理由、事業内容、業界環境及び役員・株主の状況などについてご説明いただいた後、その内容に基づいて審査担当者から追加的な質問をします。具体的な質問内容については、以下の通りです。

【申請受付時の質問内容】

a. 上場申請理由

○上場を申請した理由について、(目的、期待する効果を含め)具体的に説明してください。

b. 沿革・事業内容

○事業内容及びビジネスモデルを具体的に説明してください。説明にあたっては、適宜、自社製商品・サービスを紹介する際に使用するプレゼンテーション用資料、IR用資料、製商品案内、現品などを用いてください。

- 現在の事業を起こすこととした経緯・目的、現在に至るまでの沿革を説明してください（ビジネスモデルがどのような経過を経て構築されるに至ったのか）。説明にあたっては、適宜、IR用資料、「Ⅰの部」、「Ⅱの部」等を用いてください。
- 設立から現在に至るまでの主な事業の変遷について、貴社グループに大きなインパクトを与えた事象の具体的な内容に触れながら「Ⅱの部」等を用いて説明してください。

c. 業界の状況

- 市場規模（把握可能な場合）、市況等の最近の業界の動向及び今後の見通しについて説明してください。
- 同業他社と比較した上で、自社の特徴について説明してください（同業他社が存在する場合）。

d. 役員・大株主の状況

- 現在就任されている役員について、就任経緯を役員の前職や選任・招聘理由等について触れながら「Ⅱの部」等を用いて説明してください。
- 大株主による出資の経緯及び理由について、「Ⅰの部」、「Ⅱの部」等を用いて説明してください。

②予備申請

予備申請は、株式上場時期の集中にともなう弊害を緩和するために導入されており、基準事業年度の決算確定前で「Ⅰの部」（ドラフト）又は「Ⅱの部」が準備できないなど、通常申請に必要な申請書類が一部提出できない場合にも審査を始めることができる制度です。この場合の審査は、通常申請に必要な資料のドラフトをベースに進めます。そして、通常申請に必要な書類が整った段階で改めて上場申請を行います。

なお、予備申請を行った場合の標準審査期間は、予備申請日から上場承認希望日までの期間で計算します。

（４）上場審査

実際に審査の過程で行われる事項には以下のものがあります。

①ヒアリング

審査担当者は、上場申請時に提出された書類（特に「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」）をもとに会社の内容等について理解を進め審査基準の適合状況を判断していきます。その際、申請書類だけでは理解しづらい点、詳細に確認する必要がある点について申請会社に対して質問事項を提示し、それに対する回答書をご作成いただき、それに基づきヒアリングを行います。ヒアリングは、上場申請時のヒアリングを除いて3回を標準とします。なお、3回目のヒアリングが終了しても、より詳細な内容の確認が必要と判断される場合には、追加でヒアリングを行う場合もあります。

②実地調査（実査）

通常、審査担当者が申請会社の本社、工場、店舗、研究所、事業所等に赴き、事業内容の実態をより正確に把握したり、必要に応じて、会計伝票・帳票等を閲覧し会計手続きの確認などを行います。

③eラーニングの受講

上場会社の役員には企業経営に関する幅広い事項についての知見が求められます。その中でも、上場に伴う責務や心構え、上場会社にふさわしいコーポレート・ガバナンス並びに経営管理体制の整備及び適切な運用の必要性や、内部者取引及び情報伝達・取引推奨行為の未然防止など、上場にあたって特に意識を傾けていただきたい事項についての理解をより深めていただくことを目的としたeラーニングを、申請会社の役員の方等に上場審査期間中に受講していただきます。

④公認会計士ヒアリング

申請会社の監査を行っている公認会計士に対して、監査契約締結の経緯、経営者・監査役等とのコミュニケーションの状況、内部管理体制の状況、経理及び開示体制等についてヒアリングを行います。ヒアリングは公認会計士と二者間で行い、実施時期については申請会社及び主幹事証券会社に対してお伝えしていません。（注1、2）

（注1） 「Iの部」に添付する監査報告書等は上場承認までの提出とされていますが、重要な会計上の論点等は、上場申請までに申請会社及び監査法人との間で解決しておく必要があります。仮に、上場申請後に重要な会計上の論点等が解消されていないことが判明した場合には、審査期間を延長してその内容を確認することがあります。

（注2） 最近3年間（基準事業年度の末日からさかのぼります。）において監査法人の交代（監査契約に限らず、上場時の監査の実施を前提とした上場準備に係るアドバイザー契約等を解除した場合を含みます）が生じている場合、前任者に対してもヒアリングを行う場合があります。該当する申請会社（申請会社が未上場又は特定取引所金融商品市場上場会社である場合に限る）は新規上場申請までに前任者との間で守秘義務契約の解除などヒアリングが実施可能な環境を整備することが求められるほか、主幹事証券会社に対する守秘義務契約の解除など、同様の環境整備を行うことが求められます。

⑤社長（CEO）面談、監査役面談、独立役員面談等

社長（CEO）面談では、審査担当者が申請会社に赴き、社長（代表者、経営責任者）へのヒアリングを行います。この席では、会社や業界について、経営者としてどのようなビジョンをもって経営に当たっているか、上場会社となった際の投資者（株主）への対応（IR活動の取り組み方針等）、申請会社のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに対する方針・現状の体制及び運用状況、適時開示に関する体制及び内部情報管理に関する体制などについて

ヒアリングを行います。

また、監査役面談では、原則として常勤監査役に対して、実施している監査の状況や申請会社の抱える課題などについてヒアリングを行います。

さらに、独立役員面談では、申請会社のコーポレート・ガバナンスに対する方針・現状の体制及び運用状況、経営者のコンプライアンスに対する意識、独立役員の職務遂行のための環境整備の状況（情報提供、十分な検討時間の確保など）、経営者が関与する取引の有無や当該取引への牽制状況等についてどのように評価しているのか、また、上場後に独立役員として果たすことが期待される役割・機能等についてどのように認識しているのかヒアリングを行います。

その他の役員の方に対しても、個別の事情に応じて必要と判断した場合には、当該役員に対してヒアリングを行う場合があるほか、申請会社が会計参与を設置している場合には、申請会社の会計組織の整備・運用状況及び会計参与の関与状況などについて、ヒアリングを行う場合もあります。また、申請会社が株主や親会社等を有している場合には、当該株主や親会社等に対して、申請会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策や今後の株式保有方針などについてヒアリングを行います。（注）

なお、ヒアリング（最終回）から社長（CEO）面談、監査役面談、独立役員面談の実施までの間隔については、標準で中6営業日程度を想定しています。

（注）その他、独立役員面談での主な確認事項は以下のとおりです。

- ・ ビジネスモデルを踏まえた事業リスク・今後の課題の認識、当該リスク・課題に対する対応状況に関する評価
- ・ 経営者に対する評価、取締役会の運営に対する評価
- ・ 想定される不正リスク及び不正防止に向けた内部管理体制の整備状況の評価
- ・ 内部通報制度の整備・運用状況の評価、独立役員としての関与状況
- ・ 上場準備過程での主幹事証券会社・監査法人からの指摘事項に対する申請会社の対応状況の評価
- ・ 関連当事者取引や経営者が主導する取引の発生状況及び当該取引に対する牽制体制の状況
- ・ 経営陣、他の独立役員、監査役等との連携状況
- ・ 上場後の資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた経営者の意識・準備状況の評価
- ・ 上場後の株主・投資家との対話に関する方針

⑥社長説明会

社長（代表者、経営責任者）に東証にご来訪いただき、会社の特徴、経営方針及び事業計画等についてご説明いただき、それらに対する質疑応答等を通じて、上場の可否の最終的な判断に進めるかどうかの検討を行います。加えて、日本取引所自主規制法人役員から上場会社になった際の留意事項・要請事項をお話しします。留意事項・要請事項には上場会社として求められる開示体制やコーポレート・ガバナンス等に関する事項も含まれることから、申請会社の「情報取扱責任者」（注）となる方及び常勤監査役にも同席をお願いしています。

（注）上場会社は、取締役・執行役又はこれに準ずる役職の方から「情報取扱責任者」を選任

し、東証に届け出ることが義務づけられています。

情報取扱責任者には、東証が行う照会に対する報告その他会社情報の開示に係る連絡を掌っていただきます。具体的には、東証との連絡窓口となるほか、重要な会社情報の社内管理や開示を担当していただくことになります。

⑦報告未了事項の確認（照会事項）

上場申請後において、Ⅱの部などの提出書類やヒアリングにおける回答書の記載内容に変更があった場合や、新たに記載すべき事項を認識した場合には、速やかに報告いただく必要があります。当該報告が漏れなく行われるよう、審査担当者は、上場承認前に申請会社に対して報告未了事項の有無に関する照会を行います。

当該照会に対する回答にあたり、事実関係の確認・調査や専門家による評価の確認等を要する場合には、必要な確認等を行った上でのご回答をお願いしており、当該確認に一定の時間を要する場合には、確認等の経過について報告いただきます。また、上場日までに新たに報告すべき事項を認識した場合にはその時点でご報告いただく必要があります。

なお、当該報告を怠った結果、新規上場申請に係る宣誓書に違反すると認められる場合は、実効性確保措置の対象となります。詳しくは、本書の「IX 新規上場審査等の実効性確保措置について」をご覧ください。

(5) 東証による上場承認以後

① 上場承認の発表

東証からホームページ等で申請会社の上場を承認した旨及び上場予定日（注1）の発表を行います（公表に先立ち、東証内での内部決裁手続き終了後に上場の承認を決定したことを連絡いたします）。そして、上場に際して公募又は売出しを行う場合は約1か月後、他市場での既上場会社で公募又は売出しを行わない場合は、当該発表の約1週間の周知期間の後に上場することとなります。

なお、上場日までの間は、引き続き、継続提出書類（取締役会議事録や監査役監査資料など）をご提出いただく必要があるほか、照会事項に関して、新たに報告すべき事項を認識した場合には、その時点でご報告いただく必要があります。また、上場承認の発表後において、公募又は売出しの中止などにより上場審査基準に抵触（注2）することとなった場合、上場承認を取り消します。

（注1）上場予定日は、申請会社の希望により、特定日又は一定の期間（1週間程度）で発表します。

（注2）形式要件未達のほか、上場時に想定される株主構成や比率が大きく変わることによって実質審査基準の適合判断が変わる場合も想定されます。また、首都圏での新規上場関連業務の継続が困難となる規模の大規模災害等が発生した場合も、原則として新規上場予定銘柄の承認を取り消すことを想定しています。

② 東証上場部及び日本取引所自主規制法人売買審査部との面談

東証による上場承認の後、上場までの間に、東証の上場部から、情報取扱責任者となる方と上場後の適時開示などで実際に東証の上場部との窓口となる方に、適時開示や決算発表などの諸手続きについて説明します。

また、インサイダー取引の未然防止を図る観点から、日本取引所自主規制法人の売買審査部の担当者よりインサイダー取引規制について説明します。

③ 公募又は売出し状況確認

上場に際しての公募又は売出しにより、流動性などに関する基準（株主数、流通株式に関する基準）を充足させる場合は、その状況を確認します。また、未上場会社の場合は、当該公募又は売出しが上場前の公募又は売出し等に関して定められた諸規則に基づいて行われていることも確認します。

④ 上場

東証と交わす上場契約により、上場日から適時開示等に関して定められた諸規則を遵守することなどが求められます。

上場日には、「決算情報等のお知らせ」として直近の決算情報等（将来予測情報（「会社の将来の経営成績・財政状態等の見通しに係る情報」をいいます。以下同じ。）の開示を行う場合は、その内容を含む。）について TDnet を通じて開示します。また、東証において上場セレモニーが行われ、東証から上場会社へ上場通知書や記念品を贈呈します。

（６）上場後のフォローアップ

上場後においても適切な企業行動を継続的に行っていただきたいという主旨から、新規上場を果たした会社に対して、上場後概ね１年間は、新規上場審査で確認した事項等を中心に継続的なフォローアップを行います。

具体的には、上場後における重要な企業行動や、新規上場審査の過程で対応を要請した事項の上場後の状況等を、適時開示情報等を基に東証が継続的にフォローするとともに、必要に応じて上場会社や主幹事証券会社に対して照会・ヒアリング等を行います。

その結果、上場後における企業行動に適切でない点が認められる場合や、審査上の問題点の対応状況に問題が認められる場合は、今後の方針等を書面等でご回答いただくことなどにより、問題点の改善を求めることとなります。

なお、上場後のフォローアップ項目として考えられる項目は、以下のとおりです。

【上場後における重要な企業行動（例）】

- ・ 最高経営責任者（社長等）の辞任
- ・ 合併等の組織再編行為（株式交換、株式移転、株式交付、合併及び会社分割）
- ・ 業務上の重要な提携又は解消
- ・ 親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動

【審査の過程で対応を要請した審査上の問題点（例）】

- ・ 審査期間中に整備した内部管理体制の適切な運用状況
- ・ 解消の必要がある関連当事者取引の漸減・解消状況

【上場後における適時開示情報（例）】

- ・ 業績予想などの将来予測情報の修正
- ・ 上場審査時における事業計画・中期経営計画の変更／見直し

また、上場後は自社の外部環境あるいは内部環境の変化等をふまえ、有価証券報告書の内容を必要に応じて見直していくことが求められます。

上場後のフォローアップでは、上場会社の有価証券報告書について、特に「事業等のリスク」が上場後の自社の変化を踏まえて適切に見直されているか等についても、適宜確認します。

《上場承認以後上場までのスケジュールに関するQ & A》

上場に際しての公募又は売出しを行う場合、上場承認から上場日までのスケジュールは、実際のファイナンス日程（プレマーケティング期間やブックビルディング期間、条件決定取締役会や訂正届出書提出のタイミング等）によって異なります。具体的な日程は主幹事証券会社にご相談ください。

なお、上場承認前の機関投資家向けの需要の状況に関する調査や上場日程の柔軟化を目的に上場承認前に有価証券届出書（以下「承認前届出書」といい、承認前届出書を利用するファイナンス手続きを「承認前提出方式」といいます。）を提出する場合は【承認前届出書に関するQ & A】も併せてご参照ください。

（１）公募・売出しを行う場合

Q1：上場承認日に公表する上場日を一定の期間（〇月〇日～△月△日）とした場合、上場日はいつまでに確定する必要がありますか。

A1：上場承認時点での上場予定日を一定の期間とした場合には、上場日の４営業日前までに上場日を確定する必要があります（通常、仮条件決定又は公開価格決定時にファイナンス日程の確定と併せて上場日も確定します）。確定した上場日は、申請会社からの公表に合わせて東証からも公表します。

Q2：ファイナンススケジュールの変更（延長）に伴う上場日の延期は可能ですか。

A2：上場４営業日前に上場日を確定する前であれば、ファイナンススケジュールの変更（延長）に伴い上場日を延期することが可能です。ファイナンススケジュールの変更（延長）の可否については、主幹事証券会社及び財務局にご相談ください。なお、上場日を延期した場合、上場日までは継続提出書類（月次取締役会資料、業績資料等）の提出のほか、申請書類（Ⅱの部など）の更新が必要となる場合があります。

Q3：上場日の変更が認められない（上場承認が取り消される）場合はありますか。

A3：有価証券届出書が取り下げられ、ファイナンスが中止となる場合には、上場承認を取り消します。また、上場適格性に疑義が生じた場合にも、ファイナンススケジュールの延長ではなく、原則として上場承認を取り消して確認を行います。

Q4：公開価格で判定される形式要件の充足状況により上場する市場区分を決定することは可能ですか。その場合、上場する市場区分はいつまでに決定する必要がありますか。

A4：形式要件の充足状況により上場する市場区分を決定するため、同一の基準事業年度で複数の市場区分に申請し、同時承認を受けることは可能です。この場合、公開価格決定までに市場区分を決定いただきます（上場しない市場区分については、有価証券新規上場申請取下書をご提出いただきます）。

【承認前届出書に関するQ & A】

Q5：承認前届出書はいつから財務局に提出することができますか。

A5：具体的な承認前届出書の提出スケジュールについては、主幹事証券会社及び財務局とご相談ください。なお、承認前届出書の提出には証券コードが必要ですが、予め承認前届出書の提出予定日をエントリーシートに記載をいただいた場合、証券コードは上場（予備）申請の3週間後から発行可能です。上場申請後に承認前届出書を提出することとなった場合、証券コード付与の手続きのため、承認前届出書の提出予定日の3週間前までに審査担当者にご連絡ください。

Q6：承認前提出方式を活用する場合、Iの部の開示内容の審査はどのように行われますか。

A6：Iの部の開示内容の審査は上場承認まで継続します。承認前届出書の提出から上場承認までに審査の過程でIの部に記載すべき事項が確認された場合は、承認日に訂正届出書を提出することでIの部の記載内容を、有価証券届出書に反映することが考えられます。

※上場日及び承認前届出書等の取扱いは、日本証券業協会ホームページ「IPOにおける公開価格の設定プロセスの見直しについて」も併せてご参照ください。

<https://www.jsda.or.jp/shijyo/minasama/koukaikakaku.html>

（2）公募・売出しを行わない場合

Q7：上場に際して公募・売出しを行わない場合、上場予定日はいつになりますか。

A7：既上場会社の場合、上場承認から上場まで1週間の周知期間を確保しています（上場承認日の1週間後の日を上場日とすることを原則としていますが、当該日が休業日に当たるときは、順次繰り下げます。また、上場承認日から上場日までの間に祝日が2日以上ある場合、上場日が上場承認日から起算して5営業日目となるよう上場日を繰り下げます。）。また、未上場会社が公募・売出しを行わずに上場（ダイレクトリスティング）する場合は、株券電子化に伴う諸手続きの関係から、原則として、上場承認後1か月程度の期間を要します。

Ⅱ 形式要件（有価証券上場規程第 205 条関係）

上場申請を行うにあたっては、有価証券上場規程第 205 条各号に適合し、かつ、上場前の公募又は売出し等に関して東証が定めた諸規則（「Ⅴ 上場前の株式等の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式の割当て等について」及び「Ⅵ 新規上場時の公募又は売出しについて」参照）における申請の不受理又は受理の取消し要件に該当しないことが必要です。

この項では、その中の有価証券上場規程第 205 条各号（以下、「形式要件」といいます。）について解説します。形式要件に関する適合状況については、申請会社が上場申請時等に提出する資料によりその充足状況を確認します。なお、新規上場時に形式要件を充足する場合であっても、その水準が上場維持基準に近い場合には、上場後間もない期間で上場維持基準に抵触することがないように、対応方針等を確認するほか、必要に応じて開示を要請する場合があります。

…形式要件一覧表…

項 目	基 準 の 内 容
①株主数 （上場時見込み）	400 人以上
②流通株式 （上場時見込み）	a. 流通株式数 2,000 単位以上 b. 流通株式時価総額 10 億円以上 （原則として上場に係る公募等の価格等に、上場時において見込まれる流通株式数を乗じて得た額） c. 流通株式数（比率） 上場株券等の 25%以上
③事業継続年数	3 か年以前から株式会社として継続的に事業活動をしていること
④純資産の額 （上場時見込み）	連結純資産の額が正であること
⑤利益の額	最近 1 年間ににおける利益の額が 1 億円以上
⑥虚偽記載又は不適正意見等	a. 最近 2 年間に終了する事業年度に係る有価証券報告書等に「虚偽記載」なし b. 最近 2 年間（最近 1 年間を除く）に終了する事業年度に係る財務諸表等の監査意見が「無限定適正」又は「限定付適正」 c. 最近 1 年間に終了する事業年度に係る財務諸表等の監査意見が原則として「無限定適正」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」 d. 申請会社に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の（a）及び（b）に該当するものでないこと （a）最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に「評価結果を表明できない」旨の記載 （b）最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制監査報告書に「意

項 目	基 準 の 内 容
	見の表明をしない」旨の記載
⑦登録上場会社等監査人による監査	最近 2 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近 1 年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等について登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）による金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に準ずる監査、中間監査又は期中レビューを受けていること
⑧株式事務代行機関の設置	当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は当該株式事務代行機関から株式事務を受託する旨の内諾を得ていること
⑨単元株式数	単元株式数が、100 株となる見込みのあること
⑩株券等の種類	新規上場申請に係る内国株券が、次の a から c のいずれかであること a．議決権付株式を 1 種類のみ発行している会社における当該議決権付株式 b．複数の種類の議決権付株式を発行している会社において、経済的利益を受ける権利の価額等が他のいずれかの種類の議決権付株式よりも高い種類の議決権付株式 c．無議決権株式
⑪株式の譲渡制限	新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること
⑫指定振替機関における取扱い	指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は取扱いの対象となる見込みのあること
⑬合併等の実施の見込み	次の a 及び b に該当するものでないこと a．新規上場申請日以後、基準事業年度の末日から 2 年以内に、合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化若しくは事業の譲受け若しくは譲渡を行う予定があり、かつ、申請会社が当該行為により実質的な存続会社でなくなる場合 b．申請会社が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を基準事業年度の末日から 2 年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

以下に形式要件の項目ごとにその内容を解説します。

1 株主数（規程第 205 条第 1 号）

株主数が、上場の時までに、400 人以上となる見込みのあること。

（規程第 205 条第 1 号）

株主数（1 単位（注 1）以上の株式を所有する者の数をいいます。以下同じ。）が、上場の時までに 400 人以上になる見込みのあることが必要です（注 2）。

株主数基準は、申請会社の株式が一定数の株主により分散所有されることを求める基準です。

この基準は、直前の基準日等（注 3）における株主の数に基づき算定しますが、当該基準を設けている趣旨は、上場後の株券の円滑な流通と公正な株価形成の確保にあることから、直前の基準日等に当基準に適合していない場合であっても、上場の時までに充足すればよいこととなっています。

（注 1） 1 単位は、単元株式数を定めている場合は一単元の株式数、単元株式数を定めていない場合には 1 株をいいます。

（注 2） 株券等に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合、1 単位以上の株券等に係る権利を表示する預託証券を所有する者の数は、株主数に加算できます。

（注 3） 「基準日等」とは、会社法又は優先出資法の規定により設けられた基準日及び社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第 151 条第 1 項又は第 8 項の規定（同法第 235 条において準用する場合を含みます。）に基づき同法第 2 条第 2 項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日をいいます（以下同じ。）。

（注 4） 当該基準日等における株主等の状況を把握していないときは、それ以前の株主等の状況を把握している直前の基準日等における株主等の状況に基づき算定します。

また、最近の基準日等以後に申請会社が自己株式取得決議に基づき自己株式を買い付けた場合又は申請会社が所有する自己株式について自己株式処分等決議（※）を行った場合は、以下の方法により株主数を算定します。

※自己株式処分等決議とは、自己株式の処分に係る会社法第 199 条第 1 項の規定による決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含みます。）若しくは会社法第 749 条第 1 項第 2 号、第 758 条第 4 号若しくは第 768 条第 1 項第 2 号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第 795 条第 1 項の規定による決議（会社法第 796 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含みます。）を含みます。）若しくは会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する対価として自己株式を交付する場合における会社法第 816 条の 3 第 1 項の規定による決議（会社法第 816 条の 4 第 1 項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、株式交付

計画の内容についての取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含みます。）を含みます。）をいいます（以下同じ。）。

①申請会社が自己株式を買い付けた場合

自己株式を買い付けたことにより減少した株主数を、直前の基準日等における株主数から減じます。

減じる株主数は、以下のとおりです。

＜申請会社が未上場会社の場合＞

自己株式取得決議に係る売主の人数（所有するすべての株券等の売付けを行わないことが明らかな売主を除きます）。

＜申請会社が上場会社の場合＞

基本的には、株式の所有単位数の少ない者から株式が減少したとみなして、減じる株主数を計算します。具体的には以下のとおりです。

- ・「買い付けた自己株式数」を、「株式の所有数別状況の最小単位区分における 1 人当たり平均所有株式数」で除して得た人数
- ・ただし、買い付けた自己株式数が最小単位区分の所有株式数以上の場合は「最小単位区分の所有株式数に、次に小さい単位区分の所有株式数を順次加えていき、買い付けた自己株式数を超えることとなる区分の前区分までの合計株主数（a）」と、「買い付けた自己株式数から前記（a）と同じ区分までの所有株式数の合計を減じた株式数を、買い付けた自己株式数を超えることとなる区分の 1 人当たり平均所有株式数で除して得た人数」を合算した人数
- ・なお、公開買付を行い買付報告書により株式の売付けを行った人数が確認できる場合には、当該公開買付により減少した株主数

（例）株式の所有数別の状況が以下の場合

区 分	株式の状況								単位 未満 株式の 状況
	1,000 単位 以上	500 単位 以上	100 単位 以上	50 単位 以上	10 単位 以上	5 単位 以上	1 単位 以上	計	
株主数	7 人	3	35	43	86	63	3,164	3,401	
所 有 株式数	単位 24,055	1,847	7,837	2,762	1,760	388	3,862	42,511	399

例 1. 取得した自己株式数が 2,000 単位の場合

「自己株式取得により減少する株主数」
 $= 2,000 \text{ 単位} \div (3,862 \text{ 単位} \div 3,164 \text{ 人})$
 $= 1,638.5 \text{ 人}$
 $\Rightarrow 1,639 \text{ 人}$ （小数点以下は切り上げます。）

例 2. 取得した自己株式数が 4,500 単位の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{「自己株式取得により減少する株主数」} \\
 &= 3,164 \text{ 人} + 63 \text{ 人} + \{ (4,500 \text{ 単位} - 3,862 \text{ 単位} - 388 \text{ 単位}) \div (1,760 \text{ 単位} \div 86 \text{ 人}) \} \\
 &= 3,227 \text{ 人} + \{ 250 \text{ 単位} \div (1,760 \text{ 単位} \div 86 \text{ 人}) \} \\
 &= 3,227 \text{ 人} + 12.2 \text{ 人} \\
 &\Rightarrow 3,240 \text{ 人（小数点以下は切り上げます。）}
 \end{aligned}$$

このように、株主数基準では申請会社が最近の基準日等以後に自己株式を取得した場合には、理論上減少する株主数を「自己株取得により減少する株主数」として扱います。

②申請会社が自己株式処分等決議を行った場合

自己株式処分等決議が特定の者に対して譲渡する決議である場合は、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなして基準日等の株主数に加算します。

（参考）株主数の算定式

単位株主数合計

- 一) 自己株式取得決議に基づき自己株式を取得した場合に減少する株主数
- 十) 自己株式処分等決議により特定の者に譲渡することが決議された場合に増加する見込みの株主数

株主数

2 流通株式（規程第 205 条第 2 号）

次の a から c までに適合すること。

- a 流通株式の数が、上場の時までに、2,000 単位以上となる見込みのあること。
- b 上場日における流通株式の時価総額が 10 億円以上となる見込みのあること。
- c 流通株式の数が、上場の時までに、上場株券等の数の 25%以上となる見込みのあること。

（規程第 205 条第 2 号）

流通株式とは、上場申請に係る有価証券のうち、大株主及び役員等の所有する有価証券並びに申請会社が所有する自己株式など、その所有が固定的でほとんど流通可能性が認められない株式を除いた有価証券をいいます。

流通株式に係る基準では、上場後の株券の円滑な流通と公正な株価形成の確保のため、流通可能性の高い株式を一定数以上確保するとともに、上場会社としての公開性を担保するために所有が固定的でほとんど流通可能性が認められない株式を、上場株式数の一定以下に抑制することを求めています。

この基準についても、株主数基準と同様、原則として直前の基準日等における流通株式数に基づき算定しますが（詳細は後述します。）、直前の基準日等に当基準に適合していない場合であっても、上場の時までに充足すればよいこととなっています。

具体的には、次の（１）から（３）に適合することが必要です。

（１）流通株式数

流通株式の数が、上場の時までに 2,000 単位以上となる見込みのあること。

○流通株式数の算定方法

流通株式数は、直前の基準日等現在における申請会社の発行済株式総数から、流通性の乏しい株券等の数を合算した数を減じて算定します。

（注）申請会社が保有する自己株式について、自己株式消却決議を行っている場合には、当該株式を消却したものとみなし、仮に基準日等現在において未消却であっても、当該消却決議済株式を上場申請に係る株式から減じます。

＜流通性の乏しい株券等の数＞

直前の基準日等現在における、流通性の乏しい株券等として東証が定める株式の数を合算します。具体的には、以下の者が所有する株式を合算します。

なお、同じ者が所有する株式については、重複して計算しません（注 1）。

- ・ 申請会社（所有する自己株式を指します。）（注 2、3、4、5）
- ・ 申請会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含みます。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含みます。）をいいます。）
- ・ 申請会社の役員の配偶者及び二親等内の血族（注 6）
- ・ 申請会社の役員、役員の配偶者及び二親等内の血族により総株主の議決権の過半数が保有されている会社（注 6）
- ・ 申請会社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」といいます。）第 8 条第 8 項に規定する関係会社をいいます。）及びその役員（注 6）
- ・ 国内の普通銀行、保険会社、事業法人等（注 7、8、9、10）
- ・ 有価証券の数の 10%以上を所有する者又は組合（注 11）

（注 1）例えば、申請会社の役員である A 社長が、上場申請に係る株式数の 20%を所有しているケースにおいて、A 社長の持株数を「申請会社の役員が所有する株式数」に加えた場合、「10%以上を所有する者又は組合」には加えません。

（注 2）流通株式から除く自己株式数は申請会社が現に保有する自己株式数をいい、自己株式取得決議（自己株式の取得に係る会社法第 156 条第 1 項（同法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定による決議をいいます。以下同じ。）を行っていても、未取得のものは所有する自己株式数に含みません。

（注 3）自己株式処分等決議を行っている場合には、当該自己株式処分等決議に係る株式数を、申請会社は所有していないものとみなし、仮に未処分であっても、当該処分等決議済の株式数を所有する自己株式から減じます。

（注 4）最近の基準日等以後において、自己株式処分等決議を行った場合で当該決議が特定の者に対して譲渡する決議である場合には、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなして計算します。したがって、当該決議による譲渡が、流通性の乏しい株式として東証が定める株式を所有する者に対するものであるときは、当該譲渡する株式数を、流通性の乏しい株式として合算します。

（注 5）自己株式消却決議を行っている場合には、当該自己株式を消却したものとみなし、仮に未消却であっても、当該消却決議済の自己株式を所有する自己株式から減じます。

（参考）申請会社が所有する自己株式の算定式

所有する自己株式数（現に所有している株式数のみ）

－）所有する自己株式数のうち自己株式処分等決議株式数

－）所有する自己株式数のうち自己株式消却決議株式数

申請会社が所有する自己株式

- (注 6) 例えば、役員の親族と連絡が取れないなど、申請会社において流通性の乏しい株券等の正確な把握が困難な場合は、その範囲及び把握が困難な理由を東証に報告いただくことで、追加調査を不要と判断できる場合がありますので、主幹事証券会社を通じてご相談ください。
- (注 7) 普通銀行とは、都市銀行や地方銀行を指し、信託銀行（信託口を含む）、信用金庫、信用組合、労働金庫、農林系金融機関、政府系金融機関、証券金融会社等は含みません。
- (注 8) 保険会社とは、保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する生命保険会社及び同条第 4 項に規定する損害保険会社をいいます。
- (注 9) 事業法人等とは、金融機関及び金融商品取引業者以外のすべての法人を指し、株式会社だけではなく、例えば、財団法人・学校法人等の法人も含みます（投資事業有限責任組合等の法人格のない団体は、事業法人等には含まれません。）。
- (注 10) 国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等の所有する株式のうち、最近 5 年間に提出された大量保有報告書及び変更報告書において所有目的が純投資であることが明らかであり、売買の状況を踏まえ東証が適当と認めるものは、流通株式として取り扱うことができます（10%以上を所有する場合を除く）。
- 上記のほか、最近 5 年間の売買実績（申請会社が東証を含む金融商品取引所に上場していない場合、もしくは申請会社が新規上場後 5 年を経過していない場合を除く）及び所有目的について株主が記載した東証所定の「保有状況報告書」を提出することで、国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等の所有する株式を流通株式として取り扱うこともできます。
- ただし、新規上場会社においては、この取扱いを用いずに形式要件を充足することが期待されるほか、その適用にあたっては、株主に対して、所有した経緯、申請会社との関係性や今後の所有方針の確認等を行うなど、流通株式として取り扱うか否かの判断に時間を要する場合があることから、予めご相談ください。なお、この取扱いを適用せずに形式要件を充足する場合には、保有状況報告書等の提出を行う必要はありません。
- (注 11) 10%以上を所有する者が所有する有価証券のうち、以下のものは、流通性の乏しい株券等の数からは除外します。この場合、当該株式であることを証明する書面等（例えば、投資信託又は年金信託に組み入れられている有価証券については、その組み入れ状況が確認できる資料等）をご提出いただきます。なお、いわゆる従業員持株会は、10%を超えた場合、流通株式に含まれず、流通性の乏しい株券等となります。

- 投資信託又は年金信託に組み入れられている有価証券、その他投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき信託財産について投資をするのに必要な権限を有する投資顧問業者又は信託業務を営む銀行等が当該権限に基づき投資として運用することを目的とする信託に組み入れられている有価証券
- 投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のため所有する有価証券
- 証券金融会社又は金融商品取引業者が所有する有価証券のうち信用取引に係る有価証券
- 預託証券に係る預託機関（名義人を含みます。）の名義の有価証券
- その他当該有価証券の数の 10%以上を所有する者以外の者が実質的に所有している有価証券のうち、東証が適当と認めるもの

なお、上記のほか、東証が流通株式に含めることが適当でないと認める有価証券についても、流通性の乏しい株券等の数に含める場合があります。

（２）流通株式時価総額

上場日における流通株式の時価総額が、10 億円以上となる見込みのあること。

○流通株式時価総額の算定方法

流通株式数（（１）の流通株式数と同じです。）に株価を乗じて算定します。

算定の際の株価には次の価格を用います。

<申請会社が未上場会社の場合>

項目		根拠規程	採用株価
流通株式の時価総額	公募・売出し 有り	規則第 212 条第 2 項 第 2 号	公募又は売出しの価格（注 1）
	公募・売出し 無し		東証が合理的と認める算定式により計算された株券等の評価額

<申請会社が既上場会社の場合>

項目		根拠規程	採用株価
流通株式の時価総額	公募・売出し 有り	規則第 212 条第 2 項 第 1 号 a	a または b のうちいずれか低い価格 a．公募又は売出しの価格（注 1） b．上場承認日の 2 営業日前の日以前 1 か月間における最低価格（注 2）
	公募・売出し 無し	規則第 212 条第 2 項 第 1 号 b	上場承認日の 2 営業日前の日以前 1 か月間における最低価格（注 2）

（注 1）公募又は売出しの価格とは、発行価格決定日に決定された株価をいいます。ただし、上場承認までに提出する時価総額算定書において基準を満たさない場合は、原則として上場を承認しません。

（注 2）最低価格とは、国内の金融商品取引所の売買立会における株券の日々の最終価格（当該最終価格がないときは、含まれません。）のうち最低の価格をいいます。気配値段や立会時間外、市場外での取引価格、取引時間中の最低価格（安値）は含みません。

（３）流通株式比率

流通株式の数が、上場の時までに、上場株券等の数の 25%以上となる見込みのあること。

○流通株式比率の算定方法

流通株式数（（１）の流通株式数と同じです。）を、申請会社の上場申請に係る株式数で除して算出します。

（注）上場申請に係る株式数は、上場日において見込まれる申請会社の発行済株式総数をいい、直前の基準日等における発行済株式総数に、上場希望日までにおいて見込まれる株数の増減を加味して算定します。

（参考） 流通株式の算出方法（例）

１）上場申請に係る株式数

直前の基準日等の発行済株式総数 ＝ 12,325,000 株 (A)（１単元の株式数：100 株）

２）流通性の乏しい株式数

①所有する自己株式

株 数	100,000 株
-----	-----------

②10%以上保有する大株主（下線部は加算しない）

名称	属性	持株数（比率）	加算しない理由
<u>α 銀行</u>	国内の普通銀行	<u>1,972,000 株 (16.0%)</u>	←③で加算するため ←投資信託口であるため (※)
<u>信託銀行（信託口）</u>		<u>1,848,750 株 (15.0%)</u>	
<u>A 氏</u>	代表取締役社長	<u>1,479,000 株 (12.0%)</u>	←③で加算するため
従業員持株会		1,355,750 株 (11.0%)	

※別途投資信託口であることを証明する資料を提出する必要があります。

③上記②の他、流通性の乏しい有価証券として有価証券上場規程施行規則に定めるもの (※)

名称	属性	持株数（比率）
α 銀行	国内の普通銀行	1,972,000 株 (16.0%)
A 氏	代表取締役社長	1,479,000 株 (12.0%)
B 氏	専務取締役	123,250 株 (1.0%)
C 氏	A 氏の妻	61,625 株 (0.5%)
β 有限会社	A 氏が議決権の過半数を持つ会社	61,625 株 (0.5%)
合計		3,697,500 株 (30.0%)

※該当する株主等、詳細については、（１）流通株式数の＜流通性の乏しい株券等の数＞をご参照ください。

$$= \text{①}100,000 \text{ 株} + \text{②}1,355,750 \text{ 株} + \text{③}3,697,500 \text{ 株} = \underline{\text{(B) } 5,153,250 \text{ 株}}$$

3) 流通株式の算定

・流通株式数（単位）… (A) － (B)：

$$(A) 12,325,000 \text{ 株} - (B) 5,153,250 \text{ 株} = 7,171,750 \text{ 株} \Rightarrow \underline{\underline{71,717 \text{ 単位}}}$$

（単位未満切捨て）

・流通株式比率… $\{(A) - (B)\} \div (A) \times 100$

$$\{(A) 12,325,000 \text{ 株} - (B) 5,153,250 \text{ 株}\} \div (A) 12,325,000 \text{ 株} \times 100$$

$$= 7,171,750 \text{ 株} \div 12,325,000 \text{ 株} \times 100 = 58.1886... \Rightarrow \underline{\underline{58.18\%}}$$

《株主数・流通株式の増加～上場前の公募又は売出し等》

株主数の基準及び流通株式の基準は、上場申請時点における条件ではなく、上場日において見込まれることが条件となります。

したがって、直前の基準日等においてこれらの基準に適合しない場合であっても、上場日までに基準を満たす見込みがある場合には、上場申請は受理されます。

この場合、株主数・流通株式を増加させる方法として、上場前の公募又は売出し等があります。

直前の基準日等において、株主数が 400 人を満たしていない場合、流通株式数が 2,000 単位に満たない又は上場株券等の 25%以上に達していない場合、流通株式時価総額が 10 億円に満たない場合は、上場の時までに、基準を充足するため、公募又は売出しもしくは立会外分売（国内の他の金融商品取引所に上場している会社が行う 50 単位未満の範囲で買付制限を設ける立会外分売をいいます。）を行う必要があります。

（注 1）上場承認日以後、公募又は売出し、もしくは他の金融商品取引所で実施する立会外分売により株主数・流通株式に関する基準を充足させる場合は、その実施前に「公募又は売出予定書」もしくは「数量制限付分売予定書」を、また実施後速やかに「公募又は売出実施通知書」もしくは「数量制限付分売実施後の株券等の分布状況表」を東証に提出することを要します。

（注 2）国内の金融商品取引所に上場している会社が、上場承認より前に行う公募又は売出し、もしくは他の金融商品取引所で実施する立会外分売により株主数・流通株式に関する基準を充足させる場合は、「公募又は売出実施通知書」、もしくは「数量制限付分売実施後の株券等の分布状況表」を東証に提出することを要します。

（注 3）非取引参加者又は外国証券業者については、当該公募（売出し）の実施状況に関する報告等を内容とする契約を申請会社と締結した非取引参加者又は外国証券業者が引き受け又は取り扱う分のみ「公募又は売出予定書」及び「公募又は売出実施通知書」に記載することができます。

（注 4）株主数・流通株式において、上場承認日以後に実施する公募又は売出しに伴う「オーバーアロットメントによる売出し」（公募又は売出しにおいて需要動向に応じて行われる追加的な売出し）及びそれに関連する事項（シンジケートカバー取引、グリーンシェーオプション）による変動は勘案しません。

（注 5）公募又は売出しの実施前において、国内の普通銀行、保険会社、事業法人等に割り当てる株式数を明らかにすることは困難であるため、公募又は売出しに係る株式は、原則として、流通株式として取り扱います。ただし、上場後において上場維持基準に抵触する可能性が高い水準である場合には、配分の方針等について引受証券会社に対して確認を行うことがあります。

なお、公募・売出し等を行った又は行う予定の申請会社が、株主総会決議に基づき自己株式の取得を行う場合には、公募・売出し等と自己株式の取得とは相反する行為であるとも考えられるため、それぞれの目的の間に合理性が求められます。また、合理性があると認められる場合でも、公募・売出し等の前の自己株式の取得は内部者取引規制等の観点から問題となる場合がありますので、自己株式の取得時期、方法等には十分ご注意ください。

○大規模な公募又は売出しを伴う新規上場に係る特例

東証では、株式の公募・売出しの規模を、市場の需給を踏まえ円滑な消化が可能と見込まれる水準にしようとする場合の緩和措置を設けています。（規程第 715 条）

具体的には、新規上場時における株式の公募又は売出しの規模が 1,000 億円以上の見込みである場合に（注）、「流通株式比率に係る基準に適合するための計画書」を提出することで、上場時に求められる流通株式比率は 10%以上の見込みで足りることとなります。「流通株式比率に係る基準に適合するための計画書」には、原則として、上場後 5 年以内に流通株式比率に関する基準に適合するための具体的な計画及び当該計画に含まれる個別の取組の実施予定時期等について記載していただきます。

なお、提出された計画書は、新規上場承認日から公衆縦覧の対象とするほか、流通株式比率が 25%以上となるまでの間、当該計画書に記載された計画の進捗状況（計画に重要な変更がある場合には変更内容を含みます。）を、1 事業年度に対して 1 回以上の頻度で開示する必要があります。

（注）公募又は売出しの規模は、発行価格決定日に決定された株価を用いて算定します。ただし、上場承認までに提出する時価総額算定書における株価を用いて算定した公募又は売出しの規模が基準を満たさない場合は、原則として上場を承認しません。

3 事業継続年数（規程第 205 条第 3 号）

新規上場申請日から起算して 3 年前より前から株式会社として継続的に事業活動をしていること。

（規程第 205 条第 3 号）

申請会社は、新規上場申請日において、新規上場申請日から起算して 3 か年前より前（注）から、株式会社として新規上場申請日における主要な事業に関する活動を 3 か年以上継続して行っていることが必要です。

（注）例えば、新規上場申請日が 20X4 年 4 月 1 日の場合、同日を起算日とした 3 か年前の日は 20X1 年 4 月 2 日となりますので、その日より前の日以前（20X1 年 4 月 1 日以前）に株式会社として主要な事業に関する活動を開始していることが必要です。

4 純資産の額（規程第 205 条第 4 号）

上場日における純資産の額が正となる見込みのあること。

（規程第 205 条第 4 号）

上場日における純資産の額が正となる見込みのあることが必要です。審査対象となる「上場日における純資産の額」は、次のとおりです。

- a 申請会社が、新規上場申請日の属する事業年度開始以後の「新規上場申請のための半期報告書」又は半期報告書の写しを提出した場合は、直近の「新規上場申請のための半期報告書」又は半期報告書の写しに記載された直前中間会計期間の末日における純資産の額（注 1）が審査対象となります。また、中間連結財務諸表を作成していない場合には、中間貸借対照表（単体）の数値（注 2）が審査対象となります。
- b 前 a 以外の場合は、「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載された基準事業年度の末日における純資産の額（注 3）が審査対象となります。また、連結財務諸表を作成していない場合には、貸借対照表（単体）の数値（注 4）が審査対象となります。

また、上記の純資産の額が基準を充足しない場合であっても、上場前の公募による調達見込額又は調達額を加算した純資産の額を審査対象とすることができます。その場合は、「直前中間会計期間の末日又は基準事業年度の末日における純資産の額」、「公募による調達見込額」及び「審査対象とする純資産の額」を記載した東証所定の「純資産の額計算書」を提出する必要があります。

- (注 1) 「連結財務諸表規則」の規定により作成された中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 153 条第 1 項又は第 263 条第 1 項に規定する準備金等を加えた額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいいます。
- (注 2) 「財務諸表等規則」の規定により作成された中間貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 182 条第 1 項又は第 281 条第 1 項に規定する準備金等を加えた額をいいます。
- (注 3) 「連結財務諸表規則」の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 45 条の 2 第 1 項に規定する準備金等を加えた額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいいます。
- (注 4) 「財務諸表等規則」の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 54 条の 3 第 1 項に規定する準備金等を加えた額をいいます。
- (注 5) 申請会社が IFRS 任意適用会社である場合は、中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、中間貸借対照表又は貸借対照表）に基づいて算定される純資産の額に相当する額とします。

5 利益の額（規程第 205 条第 5 号）

最近 1 年間における利益の額が 1 億円以上であること。

（規程第 205 条第 5 号）

最近 1 年間（注 1）における利益の額が 1 億円以上であることが必要です。

この基準では、連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（以下「連結損益計算書等」といいます。）に基づいて算定される「利益の額」（審査対象期間に連結財務諸表を作成していない期間がある場合には、その期間については、損益計算書（単体）に基づいて算定される「利益の額」）が審査対象となります。

ここでいう「利益の額」とは、連結財務諸表規則第 61 条により記載される経常利益金額又は経常損失金額に、同規則第 65 条第 4 項により記載される金額（いわゆる非支配株主に帰属する当期純利益）を加減して算出した金額です（損益計算書（単体）の場合は、財務諸表等規則第 95 条により表示される経常利益金額又は経常損失金額となります）（注 2）。

- (注 1) 「最近」の起算は、基準事業年度の末日からさかのぼります。例えば、基準事業年度が 20X1 年 3 月期である申請会社についての「最近 1 年間」は、20X0 年 4 月 1 日から 20 X1 年 3 月 31 日までの 1 年間を意味します。以下、「最近」の起算は同様に取り扱います。
- (注 2) 申請会社が IFRS 任意適用会社である場合は、連結損益計算書等（審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額（税引前利益の額を基礎として計算します）とします。
- (注 3) 利益の額が監査法人又は公認会計士の監査意見により影響を受ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められている場合を除き、その意

見に基づいて修正したのちの利益の額を審査対象とします。

（注 4）申請会社が最近 1 年間に事業年度（決算期）の変更を行っているため、審査対象期間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合の利益の額の算出方法は、連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書の利益の額を月割按分することにより審査対象期間の利益の額を算出します。例えば、5 月期決算の会社が、20X0 年 5 月の決算終了後、翌 20X1 年から 3 月期決算に変更し、20X1 年 3 月期を基準事業年度として上場申請する場合における利益の額の計算は、次のとおりとなります。

－事業年度（決算期）の変更を行っている場合における、年間の利益の額の算出方法－

決算期変更

▼

連結会計年度	20X0. 5 期		20X2. 3 期(基準事業年度)
月数	12 か月		10 か月
利益の額	3 億円		△1 億円
	上期 △6 億円	下期 9 億円	

利益の額の計算期間

20X0. 4～20X1. 3
12 か月 (2 か月※) + (10 か月)
利益の額＝ (3 億円※) + (△1 億円) ＝2 億円

※この場合において、利益の額の計算は、次のとおり、連結損益計算書及び中間連結損益計算書に基づいて算出します。なお、旧法による四半期報告書を作成している期間が含まれる場合は、四半期（連結）損益計算書の利益の額を参照します。

[上記のケースの場合の算定方法]

中間連結損益計算書における経常利益：△6 億円 (a)	上期（6 月～11 月）の利益の額：△6 億円
連結損益計算書における経常利益：3 億円 (b)	下期（12 月～5 月）の利益の額：b-a=9 億円

2 か月（4 月・5 月）分の利益の額：

9 億円（下期利益）×2/6（4・5 月分）＝3 億円

6 虚偽記載又は不適正意見等（規程第 205 条第 6 号）

①虚偽記載

- a 最近 2 年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

(規程第 205 条第 6 号)

最近 2 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（注 1）が記載又は参照される有価証券報告書等（注 2）に「虚偽記載」（注 3）を行っていないことが必要です。

また、最近 2 年間に終了する各事業年度における中間会計期間及び各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等（注 4）が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないことが必要です。

（注 1）財務諸表等とは、財務諸表及び連結財務諸表をいいます。

（注 2）有価証券報告書等とは、以下のものをいいます。

- ・有価証券届出書及びその添付書類並びに当該有価証券届出書に係る参照書類
- ・発行登録書及び添付書類並びに当該発行登録書に係る参照書類
- ・発行登録追補書類及び添付書類並びに当該発行登録追補書類に係る参照書類
- ・有価証券報告書及び添付書類
- ・半期報告書
- ・目論見書

（注 3）「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令又は課徴金納付命令若しくは告発を受けた場合、又は訂正届出書等を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいいます。

（注 4）中間財務諸表等とは、中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 2 号又は第 3 号の上欄に掲げる会社にあつては、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書））及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 2 号又は第 3 号の上欄に掲げる会社にあつては、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書））又は中間会計期間に係る財務書類をいいます。

②不適正意見等

- b 最近 2 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書（最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。
(規程第 205 条第 6 号)

- c 最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近 1 年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。
(規程第 205 条第 6 号)

監査法人等の監査意見については、原則として、以下に該当することが必要です。

- ・ 最近 2 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書（最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除きます。）において「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。
- ・ 最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書において「無限定適正意見」が記載され、かつ最近 1 年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書又は期中レビュー報告書において「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。

これは、利益の額等の審査は、適正な会計処理等に基づく財務諸表等をベースに行うことを前提としているためです。また、特に基準事業年度においては、監査法人の指導等により、申請会社が会計上の問題点をすべて解消していることが必要と考えられるためです。

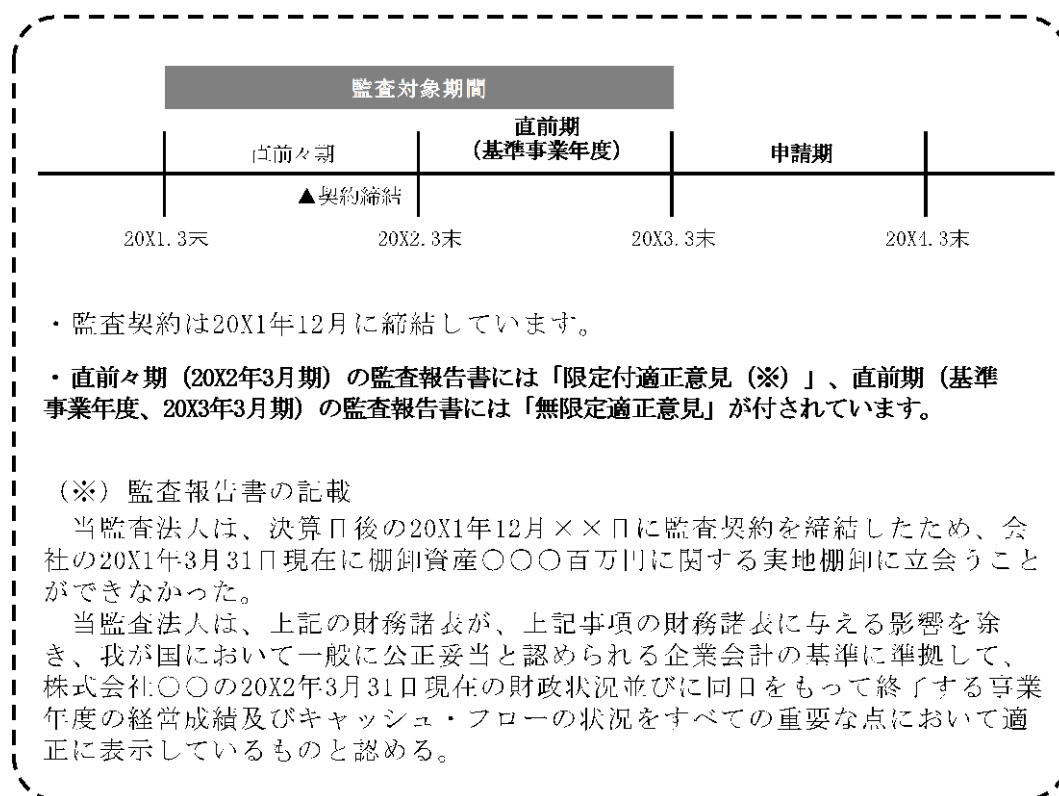
なお、監査意見が「無限定適正意見」であっても、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨が監査報告書に記載されている場合には、有価証券上場規程第 207 条の中で「企業の継続性」を審査項目としていることから、上場承認までに提出される期中レビュー報告書等において当該事項に係る記載がなくなる等、継続企業の前提に関して重要な不確実性が認められなくなることが審査上求められます。また、最初の 1 年間においては、継続企業の前提に関する事由により「不適正意見」等（最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度については、「限定付適正意見」を含む。）が付されている場合は申請が可能です。その場合には、不適正意見等が付された経緯等を審査の過程で確認します。

（表）監査意見に関する上場申請要件の概要

監査報告書		
最近 2 年間	最初の 1 年間	無限定適正意見 又は 限定付適正意見（注 1、2）
	最近の 1 年間	無限定適正意見（注 3、4）
	直前期（基準事業年度）	無限定適正意見

（注 1）例えば、直前々期の期首後に監査契約を締結して監査を実施したために、期首残高の妥当性の検証が困難であることや、必要な監査時間が確保できないことなどにより、直前々期の監査報告書に「限定付適正意見」が付された場合であっても、申請が可能です。

（例）直前々期の監査報告書に「限定付適正意見」が付されて上場したケース



（注 2）天災地変など申請会社の責めに帰すべからざる事由により「意見の表明をしない」旨の記載がなされている場合及び継続企業の前提に関する事由により「不適正意見」等の記載がなされている場合は、申請が可能です。

（注 3）比較情報に対する事項のみを理由として、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合は、申請は可能です。

（注 4）継続企業の前提に関する事由により、「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合は、申請は可能です。

（注 5）経由上場又は未上場で半期報告書を作成している継続開示会社の新規上場の場合は、

最近 1 年間の中間監査報告書又は期中レビュー報告書に「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されている必要があります。

③内部統制報告書等

d 新規上場申請に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の（a）及び（b）に該当するものでないこと。

（a）最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

（b）最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

（規程第 205 条第 6 号）

「財務報告に係る内部統制」に関する取扱いについては、申請会社に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合において、以下に該当するものでないことが必要です。

a. 最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

b. 最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること（注）。

（注）内部統制報告書に係る監査証明の免除を選択可能な期間において、監査証明の免除を行っている場合は除きます。

7 登録上場会社等監査人による監査（規程第 205 条第 7 号）

最近 2 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近 1 年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等について、登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）による法第 193 条の 2 の規定に準ずる監査、中間監査又は期中レビューを受けていること。

（規程第 205 条第 7 号）

最近 2 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近 1 年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等について、登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）による金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に準ずる監査、中間監査又は期中レビューを受けている必要があります。

資本市場や企業活動の国際化、企業が採用する情報技術の高度化、更には国際会計基準の導入や、会計基準・監査基準の大改訂、上場会社における粉飾決算の発生など、公認会計士監査を取り巻く環境は大きく変化しており、企業が公表する財務諸表等に対して公認会計士が独立の立場から実施する監査について、その信頼性の一層の向上が求められております。

このような企業や会計・監査を取り巻く状況に鑑みると、これまで以上に組織化された監査体制が望まれ、また、主要な担当者が長期間継続して同一の会社の監査業務に従事することは独立性確保の観点から好ましいことではありません。

したがって、東証としては、公認会計士法第 34 条の 34 の 8 第 1 項に規定する登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューのうち、通常レビューを受けた者に限る。）による監査を受けること及び当該監査が監査法人または複数の公認会計士による共同監査によって行われていることを新規上場申請者に求めています。

また、監査体制の充実や独立性確保の観点から、「組織形態」が監査法人または共同事務所として上場会社等監査人名簿に登録が行われ、組織的監査体制が整備された監査法人又は共同事務所を監査人として選定していただきたいと考えております。

なお、継続監査は形式要件としていませんので、監査契約の締結時期については、監査法人等の判断に基づくこととなります。

8 株式事務代行機関の設置（規程第 205 条第 8 号）

株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、または株式事務代行機関から株式事務を受託する旨の内諾を得ていること。

（規程第 205 条第 8 号）

上場申請日までに、東証の承認する株式事務代行機関に株式事務を委託しているか、又は、当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていることが必要です。

（注）東証で現在承認している株式事務代行機関は、信託銀行並びに、東京証券代行(株)、日本証券代行(株)及び(株)アイ・アールジャパンの各社です。

9 単元株式数（規程第 205 条第 9 号）

単元株式数が、上場の時に 100 株となる見込みのあること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

（規程第 205 条第 9 号）

単元株式数が、上場の時に 100 株となる見込みのあることが必要です。ただし、施行規則で定める場合は、この限りではありません（注 1）。

東証では、投資者をはじめとする市場利用者の利便性を向上させるため、全上場会社の売買単位（注 2）を 100 株に統一しており、新規上場の申請会社においては、その売買単位（単元株式数）をあらかじめ 100 株に設定していただくことを求めています。

具体的には、上場申請の際に、定款等諸規則や登記事項証明書等の上場申請書類に基づき単元株式制度採用の有無及び単元株式数を確認します。上場申請の段階で単元株式制度を採用していない場合や単元株式数が 100 株で無い場合は、審査期間内に単元株式制度の採用・単元株式数の変更を行っていただくこととなります（注 3）。

国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券であっても、単元株式数が 100 株である必要があります。

（注 1）施行規則で定める場合とは、相互会社が株式会社に組織変更して上場するケースのように、上場時に多数の単元未満株主が生じることが見込まれる場合等を指します。

（注 2）金融商品取引所における売買は、銘柄ごとに定める単位の整数倍の数量によって行われますが、この単位のことを売買単位といいます。売買単位は、原則として、単元株式制度の採用会社については 1 単元の株式数、単元株式制度の非採用会社については 1 株となります。

（注 3）定款、登記事項証明書、社内諸規則、「I の部」等の新規上場申請に係る各種書類につ

いては、審査期間内に記載内容を変更し、ご提出いただく必要があります。
 （注 4）なお、単元株式制度の採用・単元株式数の変更の際に必要になると考えられる手続きは、下記表のとおりです。

（表）単元株式数を 100 株にするために必要となる手続き

単元株の取扱い	手続きの方法			
増加・設定のみ	<u>株主総会特別決議</u>			
増加・設定と株式分割を同時に実施	分割比率が単元株式数の増加・設定比率以上	発行可能株式総数の増加が不要	<u>取締役会決議</u>	
		必要	2以上の種類株式を発行している	<u>株主総会特別決議</u>
			していない	<u>取締役会決議</u>
		上記未満	<u>株主総会特別決議</u>	
減少のみ	<u>取締役会決議</u>			
減少と株式併合を同時に実施	<u>株主総会特別決議</u>			

10 株券等の種類（規程第 205 条第 10 号）

新規上場申請に係る内国株券が、原則として、次の a から c までに掲げる株券等のいずれかであること。この場合において、b に掲げる株券等にあつては、当該株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がないこと。

- a. 議決権付株式を 1 種類のみ発行している会社における当該議決権付株式
- b. 複数の種類の議決権付株式を発行している会社において、取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が他のいずれの種類の議決権付株式よりも高い種類の議決権付株式
- c. 無議決権株式

（規程第 205 条第 10 号）

新規上場申請に係る内国株券が、原則として、次の a から c までに掲げる株券等のいずれかであることが必要です。

- a. 議決権付株式を 1 種類のみ発行している会社における当該議決権付株式
- b. 複数の種類の議決権付株式を発行している会社において、取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が他のいずれの種類の議決権付株式よりも高い種類の議決権付株式

c. 無議決権株式

（注）b に掲げる株券等においては、当該株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がないことが前提となります。

11 株式の譲渡制限（規程第 205 条第 11 号）

新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること。

（規程第 205 条第 11 号）

株式会社は、定款において株式の譲渡につき制限を設けることができますが、金融商品取引所は不特定多数の投資者が参加する流通市場であり、市場における売買取引に基づく株式の移転についての制限は、制度としてなじまないものです。したがって、上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあることが必要です。

このため、上場申請に係る株式について譲渡制限の制度を設けている会社は、審査期間内に定款を変更し、当該変更事項を反映した登記事項証明書等を提出していただくことが必要です。

（注）放送法、航空法などの特別の法律により株式の譲渡制限が行われ、かつ、その制限の内容が東証の市場における売買を阻害しないものと認められる場合は、例外として取り扱います。

12 指定振替機関における取扱い（規程第 205 条第 12 号）

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。

（規程第 205 条第 12 号）

金融商品取引所に上場する内国株券は、振替法に基づき指定振替機関における株式等振替制度の対象となります。なお、振替法に基づき株式会社証券保管振替機構（以下「保振」といいます。）が指定振替機関に指定されています。

したがって申請会社の株式は、既に保振の取扱い対象であるか、又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあることが必要となります。

申請会社の発行する株式が指定振替機関の振替業における取扱いの対象となるためには、当該上場申請会社が株券不発行会社であることが求められていることから、申請会社が株券発行会社であり、かつ、株券不発行に係る手続きを完了していない場合には、審査期間終了までに

株券不発行に係る手続きを行う必要があります。また、上場承認後（原則として上場承認日）に保振に対して、上場する株式を保振が取り扱うことに同意する旨を記載した、保振が定める同意書を提出する必要があります。

13 合併等の実施の見込み（規程第 205 条第 13 号）

次の a 及び b に該当するものでないこと。

- a. 新規上場申請日以後、基準事業年度の末日から 2 年以内に、合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び第 208 条第 1 号又は第 2 号に該当する合併を除く。）、会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。）、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。）を行う予定のある場合（合併、会社分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなると当取引所が認めたとき。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。
- b. 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を基準事業年度の末日から 2 年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

（規程第 205 条第 13 号）

以下の表の a または b に該当するものでないことが必要です。

項 目	内 容
a. 合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化、事業の譲受け若しくは譲渡（以下、「合併等」といいます。）	新規上場申請日以後、基準事業年度の末日から 2 年以内に、以下のいずれかを行う予定があり、かつ、申請会社が当該行為により実質的な存続会社でなくなっている又はなくなる場合 ・合併（注） ・会社分割（注） ・子会社化（他の会社を子会社とすること）若しくは非子会社化（他の会社の親会社でなくなること） ・事業の譲受け若しくは譲渡（注）
b. 合併、株式交換又は株式移転	申請会社が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を基準事業年度の末日から 2 年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除きます。）

（注）申請会社の子会社が行った又は行う予定のある場合を含みます。

以下に、上記の項目ごとにその内容を解説します。

a. 合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化、事業の譲受け若しくは譲渡

新規上場申請日以後、基準事業年度の末日から 2 年以内（注 1）に、申請会社が実質的な存続会社でなくなってしまうような合併等（注 2）を行う予定のある場合には、当該行為により申請会社の事業内容、財政状態及び経営成績等が極端に変化するものと考えられます。

このような場合、当該会社が上場申請を行ったとしても、当該行為後の企業実態を把握することが困難であること等から、上場申請を受理しないこととしています。

（注 1）「新規上場申請日の属する事業年度の初日以後、新規上場申請日まで」の間は含まれませんので、当該期間に合併等を行っている場合は、上場申請が可能です。

（注 2）会社分割については、当該分割が上場会社から事業を承継する人的分割（承継する事業が申請会社の主要な事業となるものに限り。）である場合を除きます。

申請会社が行った合併等が上記に該当せず上場申請が不受理とならない場合でも、当該合併等が重要な影響を与えると判断される場合には、別途、上場申請にあたって資料の提出が必要となる場合があります。詳細は、「Ⅶ 企業組織再編に係る取扱い」をご参照ください。

b. 合併、株式交換又は株式移転

上場会社が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、当該行為により上場会社は上場廃止となります。

そこで、上場申請時点において上場廃止となる予定のある会社を上場させることは好ましくないことから、申請会社が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を基準事業年度の末日から 2 年以内に行う予定の場合（注）には、上場申請を受理しないこととしております。

（注）ただし、当該組織再編行為を上場日以前に行う予定がある場合については、上場申請は可能です。

Ⅲ 上場審査の内容（有価証券上場規程第 207 条関係）

上場審査は、形式要件（有価証券上場規程第 205 条各号）に適合する申請会社の企業グループ（注）を対象として、有価証券上場規程第 207 条第 1 項各号（以下「実質審査基準」といいます。）に掲げる事項に基づいて行います。

（注）申請会社並びにその子会社及び関連会社をいいます。

実質審査基準は、上場会社として必要とされる 5 つの適格要件で構成されており、各々の適格要件に適合するか否かを判断する具体的な観点を「上場審査等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）において定めています。

実際の審査においては、申請会社が東証に提出する「新規上場申請のための有価証券報告書（「Ⅰの部」及び「Ⅱの部」）」に記載された内容を主な審査対象項目として、申請会社へのヒアリング等を通じて基準への適合状況を確認します。

なお、申請会社の企業グループが当該基準に適合していると判断される場合であっても、上場会社としてより望ましい姿となるよう改善を要請する場合があります。

以下で実質審査基準の内容と上場審査のポイントについて解説します。

…実質審査基準一覧表…

有価証券上場規程第 207 条	上場審査等に関するガイドラインⅡ 2. ～ 6. (要約)
1. 企業の継続性及び収益性 継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基盤を有していること	(1) 事業計画が、そのビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を踏まえて、適切に策定されていると認められること (2) 今後において安定的に利益を計上することができる合理的な見込みがあること (3) 経営活動が、安定かつ継続的に遂行することができる状況にあること
2. 企業経営の健全性 事業を公正かつ忠実に遂行していること	(1) 関連当事者その他の特定の者との間で、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないこと (2) 役員の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、公正、忠実かつ十分な業務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと (3) (申請会社が親会社等を有している場合) 親会社等からの独立性を有する状況にあること
3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること	(1) 役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、適切に整備、運用されている状況にあること (2) 内部管理体制が適切に整備、運用されている状況にあること (3) 経営活動の安定かつ継続的な遂行及び適切な内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあること (4) 実態に即した会計処理基準を採用し、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあること (5) 法令遵守の体制が適切に整備、運用され、重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていない状況にあること
4. 企業内容等の開示の適正性 企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること	(1) 経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を管理し、当該会社情報を適時、適切に開示することができる状況にあること及び内部者取引等の未然防止体制が適切に整備、運用されていること (2) 企業内容の開示に係る書類が法令等に準じて作成されており、かつ、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項や、主要な事業活動の前提となる事項について適切に記載されていること (3) 関連当事者その他の特定の者との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により、企業グループの実態の開示

	を歪めていないこと
	(4) (申請会社が親会社等を有している場合) 当該親会社等に関する事実等の会社情報を、投資者に対して適時、適切に開示できる状況にあること
5. その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項	(1) 株主の権利内容及びその行使の状況が公益又は投資者保護の観点で適当と認められること
	(2) 経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争等を抱えていないこと
	(3) 反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること
	(4) 新規上場申請に係る内国株券が、無議決権株式（当該内国株券以外に新規上場申請を行う銘柄がない場合に限る。）又は議決権の少ない株式である場合は、ガイドラインⅡ 6. (4)に掲げる項目のいずれにも適合すること
	(5) 新規上場申請に係る内国株券が、無議決権株式である場合（当該内国株券以外に新規上場申請を行う銘柄がある場合に限る。）は、ガイドラインⅡ 6. (5)に掲げる項目のいずれにも適合すること
	(6) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること

1 企業の継続性及び収益性（規程第 207 条第 1 項第 1 号）

（１）新規上場申請者の企業グループの事業計画が、そのビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を踏まえて、適切に策定されていると認められること。

（ガイドラインⅡ 2.（１））

基準の内容・審査のポイント

この基準に基づく審査では、提出された申請会社の事業計画が適切な方法、プロセスで作成されているかどうかの確認を行います。

実際の審査においては、まず、申請会社のビジネスモデルの特徴（強み・弱み）や収益構造について、過年度の業績の変動要因等も踏まえて把握した上で、今後の事業展開に際して考慮すべき様々な要素（業界環境や競合他社の状況、対象とする市場規模や市況、製商品・サービスの需要動向、原材料市場等の動向、主要な取引先の状況、法的規制の状況）が事業計画に適切に反映されているかどうかを中心に確認します。この際、利益計画、販売計画、仕入・生産計画、設備投資計画、人員計画、資金計画などの各計画が整合的であるかどうかについても確認します。

また、当該事業計画が、一部の経営者や特定の部署の独断的な立案による社内の努力目標的な計画でなく、申請会社内の組織的な手続きを踏んだ合理的な計画であるかといった観点での確認も行います。

（２）新規上場申請者の企業グループが今後において安定的に利益を計上することができる合理的な見込みがあること。

（ガイドラインⅡ 2.（２））

基準の内容・審査のポイント

この基準に基づく審査では、企業グループの事業計画等を踏まえ、上場後一定の期間において安定的に利益が計上できる合理的な見込みがあるかどうかを確認します（注）。

（注）この基準においては、申請会社の本業における収益性を確認するという考えから、確認対象とする「利益」は原則として経常利益とします。

実際の審査では、申請会社の企業グループにおける業績が安定的又は増益基調で推移している場合、事業計画が適切に策定されているかどうかの観点（ガイドラインⅡ 2.（１））を中心に審査を行います。

一方、申請会社の企業グループにおける業績が減益基調で推移している場合や、申請会社の企業グループにおける利益の額が小さい場合は、上場後の継続的な利益計上の根拠を確認します。具体的には、例えば企業グループの損益分岐点の所在や当該分岐点を上回ることができる根拠、企業グループ全体の費用を上回る利益を継続的に計上しているセグメントの安定性など

を確認します。

なお、減益基調であって、かつ利益の額が小さい場合には、上場後に経常赤字を計上する可能性が相対的に高いと考えられるため、上場後の継続的な利益計上の根拠をより精緻に確認していくこととなります。この確認が困難な場合、申請期の業績進捗実績等により業績の底打ちを確認することが必要となる場合もあります。

そのほか、特殊な事情等により損益が変動している場合には、当該事情等を勘案した上で判断します。

（３）新規上場申請者の企業グループの経営活動（事業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。以下同じ。）が、次の a から d までに掲げる事項その他の事項から、安定かつ継続的に遂行することができる状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの事業活動が、次の（a）及び（b）に掲げる状況にあること。

（a）仕入れ、生産、販売の状況、取引先との取引実績並びに製商品・サービスの特徴及び需要動向その他の事業の遂行に関する状況（企業グループの構造に関する観点を除く。）に照らして、安定かつ継続的に遂行することができる状況にあること。

（b）企業グループの構造が、継続的な事業活動の遂行を著しく妨げるものでないこと。

（ガイドラインⅡ 2.（３））

基準の内容・審査のポイント

前述の（１）及び（２）の基準が数値の見通しを審査する基準であるのに対し、この（３）の基準に基づく審査では、申請会社の企業グループの経営活動が、上場後も安定的に行われるかどうかを実態面から確認します。なお、子会社等の状況については、申請会社の企業グループに及ぼす影響の重要性を考慮して検討を行います。

これをどのように確認するか、そのポイントを次に概説します。

ここでは、まず、申請会社の企業グループの仕入れ、生産、販売（ここでは、製造業である場合を例にしたものであり、業種、業態が異なれば、それに応じて審査対象項目も変わることになります。）といった事業活動の内容を確認します。

仕入れについては、仕入品目ごとに必要とする質・量を必要な時期に安定的に確保することができるかどうかという点がポイントとなります。

生産については、継続的な販売活動に支障を来さないような量を、販売先の信頼を損なわないような質をもって生産できる体制となっているかどうかを確認します。この際に外注生産を利用する場合には、優良な外注先が確保されているかどうか審査の対象となります。

販売については、主要な販売先との関係が良好であるかどうか、主要な販売先に経営不振の会社がないかどうか、といった点がポイントとなります。例えば、主要な販売先との関係が悪化しているような場合には、当該販売先との取引が縮小、あるいは解消された場合の申請会社

の企業グループに対する影響はどのようなものか、また、そうした影響による損失を補う手立てはあるのかどうか、といった点をさらに確認し、上場後も事業活動を継続していくうえで大きな支障となるものがないのかどうかという観点から検討します。

仕入れ、生産、販売についてそれぞれ個々に活動を行うことなく、事業全体として連携が図られながら進められているかどうかという点も重要と考えられます。

また、当該項目の審査にあたっては申請会社の企業グループの属する業界の状況とその業界内での競争力についても重要なポイントとなります。

ここでは、業界環境、製商品の市場性が凋落の傾向にないかどうか、その中で申請会社の企業グループの製商品が安定的に需要を確保していく特性を有しているかどうかといった点がポイントとなります。仮に業界としての市場規模が拡大傾向にある場合でも、製商品の市場占有率が低下傾向にあるとすると、その要因は何か、今後の見通しはどうか、また、そうした状況に対する具体的な対応策を有しているかどうかといった点を確認します。

その他、以下のような点もポイントといえます。

●事業所の展開方針とその状況等について

多店舗展開を行っている場合、出店方針の確立、出店基準の設定などにより、継続的に出店していくことが可能か。

●経営上の重要な契約等の状況について

フランチャイズ契約、ロイヤリティ契約などの事業経営上、重要な契約が存在しているか、そうした契約が上場後も継続して締結される見込みがあるか。

●係争事件、訴訟事件、法令違反等について

訴訟等により、製商品等の信頼性を損なうようなことがないかどうか、また、事業活動を制約するような影響を及ぼすものがないかどうか。

●危機管理について

事故や災害が発生した場合の事業継続及び復旧に関して適切な対策、対応を整えているか。

企業グループの構造については、例えば、外資規制の適用を受ける中国企業が海外上場する場合にみられる形態などの特殊な構造が、申請会社とその企業グループに属する中国企業との間に存在する場合には、継続的な事業活動の遂行を著しく妨げるものでないかどうかについて確認を行います。

- b 新規上場申請者の企業グループの設備投資及び事業投資等の投資活動が、投資状況の推移及び今後の見通し等の状況に照らして、経営活動の継続性に支障を来す状況にないこと。
- c 新規上場申請者の企業グループの資金調達等の財務活動が、財務状況の推移及び今後の見通し等に照らして、経営活動の継続性に支障を来す状況にないこと。

（ガイドラインⅡ 2.（3））

基準の内容・審査のポイント

企業グループの経営活動の継続性の審査にあたっては、事業活動の継続性を支える投資活動の状況及び財務活動の状況も確認のポイントとなります。

投資活動については、事業活動における競争力の維持、将来の事業拡大などに対応するために必要となる設備投資、研究開発投資などの投資計画を適切に立案しているか、また新規の事業投資を行う場合、収支計画及び投資回収計画など必要十分な検討を行っているか、といった点を確認していくことになります。

財務活動の面からは、申請会社の企業グループの財務状況に照らして、事業の拡大及び投資計画の遂行にあたって必要となる資金調達の目途、見通しを確認していきます。

また、今後の設備投資等によって継続的に借入金の増加が見込まれる場合、業界の動向及び申請会社の取引銀行との関係、上場後の公募増資等の資金計画等を踏まえ、事業の継続に影響を及ぼす財務状況の著しい悪化が見込まれないかといった点を確認します。

なお、新規上場時に公募増資等を行う場合には、調達資金による具体的な投資計画の内容、その投資回収の見通しについても確認を行います。

- d 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項（主要な業務又は製商品に係る許可、認可、免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約をいう。以下同じ。）について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

（ガイドラインⅡ 2.（3））

基準の内容・審査のポイント

この基準に基づく審査では、申請会社の企業グループの主要な事業活動において、許認可等を必要とする場合、当該許認可等を継続して更新できる状況にあるか等について確認を行います。

ここでいう、「主要な事業活動の前提となる事項」とは、「主要な業務又は製商品に係る許可、認可、免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約」のことを指します。

企業グループの主要な事業活動が、行政等による許可、認可、免許、登録を必要とする業態である場合、或いは、特定の取引先との販売代理店契約又は生産委託契約に大きく依存する業態である場合には、それらが取り消されると事業活動が立ち行かなくなることが考えられます。

したがって、そのような観点から、当該許認可等が更新できなくなる要因が発生していないことを確認します。

加えて、主要な事業活動の前提となる事項については、申請会社より、以下に掲げる事項を記載した書面をご提出いただき、その内容を確認します。

- ・ 申請会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項
- ・ 許認可等の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限
- ・ 免許等の取消し、解約その他の事由が法令、契約等により定められている場合には、当該事由
- ・ 申請会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

なお、主要な事業活動の前提となる事項が存在しない場合は、その旨を記載してください。

2 企業経営の健全性（規程第 207 条第 1 項第 2 号）

この基準に基づく審査では、株主の利益を保護する観点から申請会社の企業グループが事業を公正かつ忠実に遂行しているか否かについて確認します。

企業経営の健全性に関して、具体的には次に掲げる基準に適合するかどうかを検討します。

- （１）新規上場申請者の企業グループが、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、その関連当事者（注 1）その他の特定の者（注 2）との間で、取引行為（間接的な取引行為及び無償の役務の提供及び享受を含む。以下同じ。）（注 3）その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。
- a 新規上場申請者の企業グループとその関連当事者その他の特定の者との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性及び取引価格を含めた取引条件の妥当性を有すること。
 - b 新規上場申請者の企業グループの関連当事者その他の特定の者が自己の利益を優先することにより、新規上場申請者の企業グループの利益が不当に損なわれる状況にないこと。

（ガイドラインⅡ 3.（１））

（注 1）「関連当事者」とは、財務諸表等規則第 8 条第 17 項に掲げる「関連当事者」を指します。

（注 2）「その他の特定の者」とは、関連当事者の範囲に含まれないものの、申請会社の企業グループと人的、資本的な関連を強く有すると考えられる者を指します（以下、「関連当事者」とあわせて「関連当事者等」という。）。

（注 3）「取引行為」とは、営業取引、資金取引、不動産等の賃借取引、産業財産権の使用に関する取引等を指します。なお、申請会社の企業グループが直接に取引行為を行っていないくとも、間接的に取引行為を行っているようなもの、また、正当な対価がなく単にサービスとして業務を提供しているものなども含みます。

基準の内容・審査のポイント

関連当事者等との取引は、申請会社の企業グループと特別な関係を有する相手との取引であるため、本来不要な取引を強要されたり取引条件が歪められたりする懸念があり、申請会社にとって注意する必要性が高い取引といえます。

一方で、上場準備を開始する以前から継続する取引で事業上必要な取引であって、代替の取引先を探すことが難しい場合や、他に有利な取引条件の取引先がない場合など、当該取引を上場後も引き続き継続することが合理的なケースも考えられます。そのような場合は、当該取引の事業上の必要性やその条件の妥当性などについて審査の中で確認します。

ここでのポイントは、取引条件が第三者との比較において妥当と認められる場合であっても、その取引行為の存在自体に合理性（事業上の必要性）がない場合には、ここでいうところの利

益供与とみなすということです。

また、申請会社の企業グループと関連当事者等との取引が、申請会社の企業グループにとって有利な条件であったとしても、申請会社の企業グループがその利益を享受することで、当該関連当事者等の申請会社の企業グループへの影響力が著しく高まるような場合には、不当な利益享受であるとみなされます。

この基準に基づく審査の際に、利益供与とみなされる取引行為等であるかどうかの判断の一つのポイントは、例えば申請会社の経営者の方々が、個人としてではなく、申請会社の企業グループとしての利益を第一に考えたときに、その取引行為等を正当なものとして合理的に説明可能かという点です。

特に、いわゆるオーナー企業の場合、非上場の時代には所有と経営が一致した状態であるため、会社にとって必要な取引なのかオーナー個人にとって必要な取引なのかを意識しなくてもあまり問題となることはないかもしれませんが、多数の一般株主を有する上場会社となる以上は、会社資産とオーナー等の個人資産とを適切に峻別するとともに、取引行為等を行う際には一般株主を含めた株主の利益に適うものであることが求められます。

以上を踏まえ、申請会社において関連当事者等との取引が発生している場合には、当該取引を継続する合理性（事業上の必要性）があるのか、またその条件は妥当であるかについて、改めて組織的に検討していただくことが必要です。

また、関連当事者等との取引が生じていない場合や既存の取引に合理性や条件の妥当性が認められる場合でも、上場後に合理性のない取引や条件に妥当性のない取引が行われることがないように、申請会社が関連当事者等との取引に対する適切な認識（注意する必要性が高い取引であるという認識）を有しているか、適切に牽制する仕組みを有しているかどうかについて確認します。

なお、経営者が関与する取引（経営者自らが営業して獲得した案件・企画した案件や、例外的に経営者が決裁を行っている案件等）については、一般的に社内からの牽制が効きにくく、不正につながる懸念もあります。したがって、そうした取引に対しても組織的に検討が行われ牽制機能が発揮されるような適切な体制が整備されているかどうか、また実際に行われた取引が不適切なものでないかどうかについて確認します。

（２）新規上場申請者の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）。以下同じ。）の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査等委員又は監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

（ガイドラインⅡ 3.（２））

基準の内容・審査のポイント

この基準に基づく審査では、申請会社の役員の状況が、公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査を損なう状況にないかどうかを確認します。具体的には申請会社の役員の構成に偏り（同族色が強いなど）があることにより、特定のグループへ有利な判断がなされるなど、申請会社の意思決定が歪められる可能性が高い場合、また、申請会社の役員が他の会社の役員等を兼務していることにより、申請会社の取締役会の開催、日常の業務執行等において機動的かつ適正な意思決定に支障が生じる可能性が高い場合にはこの基準に抵触します。

これをどのように確認するか、そのポイントを次に概説します。

はじめに、同族色の強い役員構成の場合においては、同族役員の申請会社における影響力が強いことが想定されるため、各同族役員の就任経緯及び管轄業務、当該一族との関連当事者等との取引の状況等を踏まえ、申請会社の利益よりも同族役員の利益を優先するような傾向にないかどうかを検討します。特に同族の役員が取締役の半数を占めるようなケースについては、取締役会の議事の決議に際して、同族取締役が及ぼす影響が大きいため、審査の進め方はより慎重なものとなります。

また、監査役、監査等委員又は監査委員については、その機能を考える場合に、同族関係を有する方の就任は避けていただくことが望ましいといえます。特に取締役、執行役又は会計参与（会計参与が法人である場合はその職務を行うべき社員）の配偶者、二親等内の血族及び姻族が監査役、監査等委員又は監査委員に就任している場合は、自己監査とみなし、形態をもって有効な監査の実施が損なわれる状況と判断します。

次に、申請会社の役員が他の会社等の役職員等と兼職関係にある場合については、まず、取締役会への出席状況などから、当該役員がその求められる監督機能を十分発揮しているかどうかを確認するとともに、常勤役員については、その業務の執行の機動性が損なわれていないかどうかを確認します。

当該兼職先と申請会社が取引関係を有するような場合にあっては、その取引に対する適切な牽制を働かせることのできるガバナンス体制が構築できているか、取引条件の決定の手続きの状況などを踏まえ、申請会社が不利益を被るような決定となっていないか等を審査において確認し、適切な体制、運用が確認できれば、当該兼任について、認められるものと判断することもあります。

また、申請会社が親会社等を有している場合（いわゆる「子会社上場」に該当する場合）で、親会社等の役職員と兼職又は親会社等から出向している取締役の合計人数が、取締役会（指名委員会等設置会社においては各委員会を含む）の半数以上を占める場合や定款において定められた決議要件の加重により、その経営方針の決定や業務執行に当たって親会社等の影響を強く受ける形態である場合には、少数株主保護の観点から審査の進め方はより慎重なものとなります。

役員の構成や兼職の状況について検討される場合には、上場会社としてのコーポレート・ガバナンスの重要性を十分に認識されたうえで、経営効率の向上、企業倫理の確立、経営に対する有効なチェック機能の確保といった観点から適切に対応されるべきと考えられます。

また、申請会社の企業経営の健全性に関連して、まれに親会社等の役職員が申請会社へ出資しているケース、親会社等の役職員へ新株予約権を付与しているケースが見られます。申請会社の事業運営に直接関わりのない親会社等の役職員による出資等は、経営責任の明確化やインセンティブ付与といった合理性・必然性に乏しいことから、審査においては慎重に対応することとしています。

○親会社等（注）を有している場合

（３）新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、次の a から c までに掲げる事項その他の事項から、新規上場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められること。

（ガイドラインⅡ 3.（３））

基準の内容・審査のポイント

申請会社が「親会社等」を有している場合（いわゆる「子会社上場」に該当する場合）、親会社等と申請会社の少数株主との間には潜在的な利益相反の関係があると考えられます。このため「子会社上場」の上場審査に当たっては、申請会社の少数株主の権利や利益が損なわれないことが求められる等の理由から、親会社等からの独立性確保の状況について、次の a ～ c の基準に適合しているかどうかを確認します。

また、「子会社上場」は上場後も親会社等が申請会社株式の議決権の大きな割合を保有している点、親会社等の役員と申請会社の役職員との兼職が行われることが多い点などから、申請会社自身が独自の意思決定を行いつらい状況にあります。本来は、上場会社のガバナンス上、特定の親会社等が大きな影響力を持つのは望ましいものではなく、将来的には親会社等による出資比率を下げる、親会社等の役員と兼職をする役員を減らすなどの対応を図り、申請会社が独自の経営を行えるような形態に移行していくことが望ましいと考えられます。

なお、そもそも親会社と実質的に一体の子会社、若しくは中核的な子会社（親会社グループの企業価値の相当部分を占めるような子会社）の子会社上場は、金融商品市場において実質的には新しい投資物件であるとは言えず、また、上場している親会社が企業グループの中核事業を担う子会社を上場させて、新規公開に伴う利得を二重に得ようとしているものではないかと考えられることから、審査において慎重に対応することとしています。（「【参考資料】通知文：親会社を有する会社の上場に対する当取引所の考え方について」参照）

一方で、申請会社が他の金融商品取引所において既に上場している場合には、新規公開に伴う利得を二重に獲得しようとしているとは必ずしもいえず、上記の懸念は低いものと考えられます。なお、このような場合においても、他の金融商品取引所における新規上場時の状況について考慮するものとします。

また、親会社の業績変動や申請会社の成長により、親会社グループの企業価値に占める申請会社の割合が相当程度大きくなることも考えられます。このような場合には、一時的な業績の変動の状況のみをもって判断を行なうのではなく、過去の業績推移の状況や将来の収益見通し等を総合的に勘案した上で、判断します。

（注）「親会社」とは、財務諸表等規則第 8 条第 3 項に規定する親会社を示し、「親会社等」とは「親会社」、財務諸表等規則第 8 条第 17 項第 4 号に規定するその他の関係会社又はその親会社をいいます。ただし、上場前の公募又は売出し等により上場後最初に終了する事業年度の末日までに「親会社等」を有しないこととなる見込みのある場合は除きます。

- a 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループ（新規上場申請者の企業グループを除く。以下同じ。）の事業内容の関連性、親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ、事実上、当該親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。

（ガイドラインⅡ 3.（3））

基準の内容・審査のポイント

申請会社が親会社等の一事業部門を分社化して設立されている場合には、申請会社の事業活動が親会社等の事業活動の一部の機能を担うのみで、申請会社自らが事業活動上の意思決定を行わず、専ら親会社等の指示のみにより事業活動を行っていることも考えられます。

あるいは親会社等における関係会社管理の方針などの理由から、申請会社が事業活動を継続的かつ自由に遂行するうえで必要となる経営方針又は営業方針等の決定を独自に行い難い状況にあることも考えられます。

このような場合には、親会社等の裁量により、本来、申請会社の株主に還元されるべき利益が不当に侵害される可能性が高いこととなり、申請会社は単なる親会社等における「一事業部門」に過ぎないと考えられます。このような会社は独立した投資対象物件として投資者に提供するには望ましくないこととなります。

したがって、申請会社が親会社等における「一事業部門」であるか否かについては、例えば、次のような点を確認し、申請会社が独自に事業活動を行う機能を有しているか、親会社等から自由な事業活動や経営判断を阻害されておらず近い将来においても阻害されるおそれがないか判断することになります。

- ・ 申請会社の役員の親会社等の企業グループの役職員との兼任の状況が、申請会社自らの意思決定を阻害するものとなっていないか
- ・ 申請会社の日常の業務運営が申請会社自らの意思決定により行われており、親会社等からの指示のみで事業活動が行われていないか
- ・ 業務上の意思決定について、事前に親会社等からの承認を求められるような規定が存在していないか
- ・ 申請会社が製品に関する市場調査、開発、企画、立案等を行うなど、独自の開発力、技術力、ノウハウ等を有しているか
- ・ 価格交渉、新規顧客開拓、既存顧客に対する拡販活動、等の営業活動を自らが行っているか

なお、親会社等の企業グループの中に、申請会社の事業内容と類似している事業を営んでいる会社が存在する場合は、親会社等が申請会社の利益よりも、グループ全体の利益を優先させようとするために、その支配的立場を利用し、申請会社の事業活動を制限又は調整する可能性が想定されます。この場合には、それぞれの事業内容やその特徴（営業地域、販売先、販売ルートなど）を踏まえたグループにおける各社の位置づけ（競合が発生している場合にはその経緯）、親会社等から独立した経営を行う理由、親会社等による申請会社に対する事業調整の内容なども踏まえて、親会社等から不当な事業調整を受けないだけの独立性を有しているかどうか

判断します。

また、申請会社が親会社等の「一事業部門」である懸念があり、親会社等の申請会社に対する出資比率も高い場合（連結子会社である場合など）においては、親会社等の出資比率の引き下げの方向性についての確認を踏まえて、判断します。

＜親会社等に対して売上を計上している場合の考え方＞

親会社等に対して売上を計上している場合は、親会社等と事業活動において密接なつながりがあることが想定されます。そこで、実際の審査においては、申請会社が当該事業において果たしている実質的な機能等を慎重に確認したうえで、親会社等に事業上専ら依存している状況にないかどうかを判断することになります。

例えば、親会社等自身が最終的な受領者（ユーザー）となるサービスを親会社等の指示に従って提供することにより、親会社等に対して売上を計上している場合や、申請会社が自ら営業活動を行うことなく優先的に親会社等からの注文を得られることにより、親会社等に対して売上を計上している場合等には、親会社等の一事業部門に該当すると判断することがあります。

一方、親会社等に対して売上を計上している場合であっても、例えば、自社の技術やノウハウ等に基づき最終顧客に申請会社が営業活動を行っており、当該顧客との関係上、親会社等が形式的販売窓口（取引口座）となっている場合等には、親会社等の一事業部門には該当しないと判断することがあります。

また、親会社等以外に対して売上を計上している場合であっても、独自の技術やノウハウ等を有していない場合や、営業活動を全般的に親会社等に依存している場合等のように、事業活動を親会社等に全般的に依存していると判断される場合には、親会社等の一事業部門に該当すると判断することがあります。

＜一部に一事業部門と判断される部分がある場合の考え方＞

申請会社の全事業の中に、一事業部門と判断される部分があったとしても、一事業部門でないと判断される部分（独立性のある部分）を有しており、当該部分に相応の収益力があり、かつ、当該部分に継続性又は成長性が充分に見込まれる場合は、その状況を勘案して総合的に判断します。

＜不動産賃借取引等がある場合の考え方＞

親会社等から不動産を賃借している場合、親会社等から借入を行っている場合、外部からの借入金に親会社等からの債務保証を受けているような場合、親会社等からの受入れ出向者が存在する場合については、それぞれの関係における親会社等への依存度（比率・金額など）、事業活動上の重要性等を参考にして「一事業部門」か否かの判定を行います。

借入金や債務保証については、基準事業年度の初日以降に、親会社等から直接新規の借入れを行っている場合や、外部からの借入金に新たに債務保証を受けているような場合であって、かつ、当該借入れ又は債務保証が残存している場合には、独自の資金調達能力を有していないことが想定されますので、「一事業部門」か否かを慎重に確認します。（注）

（注）親会社等が属する企業グループ内のファイナンスカンパニー（いわゆる CMS）については、当該 CMS を利用している会社（貸し手、借り手）が相当数あり、かつ当該 CMS が相当の資金規模を有しているなど、実質的に一金融機関と同様の機能を果たしていると考えられる場合は、親会社等から直接借入れを行っている場合と比較すると、申請会社独自の資金調達能力を疑わせるものではないと考えられることもあります。したがってこのような CMS からの借入れについては、申請会社が外部金融機関からの資金調達能力が示されるなど、申請会社の独自の資金調達能力に疑念が認められない場合には、基準事業年度初日以降の借入れについても弾力的に取り扱うこととなります。

b 新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の企業グループが、通常取引の条件（例えば市場の実勢価格をいう。以下同じ。）と著しく異なる条件での取引等、当該親会社等又は当該新規上場申請者の企業グループの不利益となる取引行為を強制又は誘引していないこと。

（ガイドラインⅡ 3.（3））

基準の内容・審査のポイント

申請会社と親会社等との取引行為においては、第三者との取引行為と比較し、その取引条件の決定方法において恣意性が働き、通常取引の条件と著しく異なる条件で取引が行われることも考えられます。

そうした場合には、当該取引行為により申請会社又は親会社等の株主の利益が損なわれている可能性があり、また、申請会社の意思に反して通常取引の条件と著しく異なる条件で親会社等から取引を強制されている場合には、上場会社としての独立性が確保されているとはいえないと考えられます。

そこで、この基準では、親会社等との取引に関して通常取引と同様の条件で取引が行われていることを求めています。

この「通常取引と同様の条件」かどうかの確認にあたっては、他の取引との取引条件の比較や、取引条件の設定方法の確認を行うことになります。例えば、営業取引について言えば「他の一般取引先との取引条件」との比較を中心に検討を行いますし、資金取引で言えば「市中金利」との比較、債務保証を受けている場合には「保証料の決定方法」などについて確認します。不動産の賃貸借取引について言えば「近隣相場」との比較や必要に応じて「不動産鑑定評価」などを確認します。ブランド使用料について言えば「親会社等の企業グループに属する他社の取引条件」との比較や「ブランド使用料の決定方法」といった点を確認します。また、それぞれの取引について、過去における取引条件の推移の状況なども考慮します。

- ｃ 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものでないと認められること。

(ガイドラインⅡ 3. (3))

基準の内容・審査のポイント

この基準に基づく審査では、申請会社の企業グループが親会社等の企業グループから独立して事業活動を行う上で必要な人員を確保できる状況にあるかどうかを確認します。

申請会社の企業グループが親会社等の企業グループから出向者を受け入れている場合、出向者の配置状況等から申請会社の企業グループの経営の独立性が阻害されていないかを確認します。独立性の観点で親会社等からの影響を受けやすい部門を管掌する役員及び部門長に出向者が配置されている場合などは、親会社等からの独立性の観点で問題があるものと考えられます。ただし、経営方針の決定や親会社等との取引に関係のない部門を管掌する役員及び部門長に出向者が配置されているケースについては、支配力に与える影響を考慮したうえで認められるものと判断することもあります。

また、出向契約が解消された場合に代替要員の確保が可能であるなど、親会社等からの出向者の状況が申請会社の企業グループの事業の継続に影響を与えないことも重要です。出向者が有する専門知識やノウハウに依存しており、代替性のない場合は、継続性に支障を来す可能性が高いと考えられますが、外部登用や内部昇格等により、代替要員を確保できる見込みが確認されれば、継続性の有無に影響を与えないものと判断することもあります。

3 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性 （規程第 207 条第 1 項第 3 号）

（1）新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

- a 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合における上場審査は、規程第 436 条の 2 から第 439 条までの規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。
- b 新規上場申請者の企業グループにおいて、企業の継続及び効率的な経営の為に役員の職務の執行に対する牽制及び監査が実施され、有効に機能していること。

（ガイドラインⅡ 4.（1））

基準の内容・審査のポイント

企業が株式を公開しパブリックカンパニーとなるにあたっては、収益力の確保及び維持、健全性の確保、適切なディスクロージャーの実施などを組織的に継続して行う必要があるため、適切なコーポレート・ガバナンスの仕組みが確立されていることが求められます。

この基準に基づく審査では、機関設計及び役員構成を中心に申請会社の企業グループが適切なコーポレート・ガバナンスの体制を構築し、また当該体制が有効に機能しているかどうかを確認します。具体的には、申請会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を踏まえ、現在の体制を採用している経緯、役員構成に関する考え方を確認します。（注 1）

（注 1）申請会社のコーポレート・ガバナンスの体制についての審査においては、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（ドラフト）をご提出いただき、その記載内容についても確認します。当該報告書の記載要領については、東証ホームページ「提出書類フォーマット」内の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」をご参照ください。

（<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/documents/02.html>）

また、監査役会（又は監査委員会、監査等委員会）及び独立役員については、そのコーポレート・ガバナンスにおける重要性に鑑み、常勤監査役等及び独立役員に対する面談などを通じて、その職務の内容と取組状況を確認します。

なお、適切なコーポレート・ガバナンスの体制は企業の規模や置かれている環境等に応じた様々な形態があると考えられますが、一方で公開企業としてのコーポレート・ガバナンスの体制を構築するために整備することが望ましい機関等も考えられます。

有価証券上場規程の「企業行動規範」の項目では、上場会社として遵守すべき行動規範を定めていますが、申請会社も有価証券上場規程第 436 条の 2 から第 439 条に掲げられた機関の設置及び取組み等を行う必要があります。

（表）規程第 436 条の 2 から第 439 条の概要

項目	根拠規程	内容
独立役員の確保	規程第 436 条の 2	一般株主保護のため、独立役員を 1 名以上確保すること（注 2、3）
コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明	規程第 436 条の 3	以下の区分に従い、コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由を、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において説明すること a. スタンダード市場及びプライム市場の上場内国会社 基本原則・原則 b. グロース市場の上場内国会社 基本原則
I R 体制の整備	規程第 436 条の 5	株主及び投資者との関係構築に向けて必要な情報提供を行うための体制を整備すること（注 4）
上場内国会社の機関	規程第 437 条	以下の機関を置くこと a. 取締役会 b. 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等 c. 会計監査人
社外取締役の確保	規程第 437 条の 2	社外取締役を 1 名以上確保すること
公認会計士等	規程第 438 条	会計監査人を、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任すること
業務の適正を確保するために必要な体制整備	規程第 439 条	取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他上場内国会社の業務並びに当該上場内国会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を決定するとともに、当該体制を適切に構築し運用すること

また、「企業行動規範」では、上場会社として望まれる事項の中で、「上場内国株券の発行者は、取締役である独立役員を少なくとも 1 名以上確保するよう努めなければならない」（規程第 445 条の 4）と定めています。上場審査では独立役員の構成に関する方針（独立役員の人数、取締役・監査役の別等）を確認し、取締役である独立役員を確保していない場合には、確保の方針及びその取組状況等を確認するとともに、確認した取組状況のコーポレート・ガバナンスに関する報告書への記載を要請します。特に、関係の強い親会社等を有する場合や同族色の強い取締役構成の場合には、その確保に向けた具体的な計画を確認します。また、市場区分の変更審査においても、同様の確認に加えて、前回（新規上場時）の審査において取締役である独立役員の確保の方針や取組状況を確認している場合には、その後の進捗状況も確認します。

その他、コーポレートガバナンス・コード（以下「コード」といいます。）に関して、「企業行動規範」の上場会社として望まれる事項として、「上場会社は、別添「コーポレートガバナン

ス・コード」の趣旨・精神を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとする」（規程第 445 条の 3）と定めています。また、上場会社として遵守すべき事項として、上場会社に、コードの各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由をコーポレート・ガバナンスに関する報告書において説明することを義務付けています（規程第 436 条の 3）。上場審査では、コードに関して、上場申請時に提出されるコーポレート・ガバナンスに関する報告書（ドラフト）の記載状況（コードの各原則を実施しない理由の説明の記載有無、コードの各原則に基づく開示事項の記載有無）を確認します。

（注 2）規程第 436 条の 2 に規定される独立役員については、上場日までに確保し、東証に独立役員の確保状況を記載した「独立役員届出書」を提出する必要があります。なお、当該届出書は公衆縦覧に供されます（規則第 436 条の 2）。また、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」においても独立役員についての記載が必要となります（規則第 211 条第 4 項第 6 号）。

（注 3）規程第 436 条の 2 に規定される独立役員については、社外取締役又は社外監査役のうち、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者である必要があります。以下の a から e までに掲げる独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の 2）のいずれかに該当している場合には、独立役員として届け出ることができませんので、これらの要件等に関して懸念がある場合には、事前にご相談ください。

- a. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- b. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- c. 当該会社の主要株主若しくはその業務執行者又は当該会社が主要株主である者の業務執行者
- d. 最近において a から前 c までに該当していた者
 - d の 2. その就任の前 10 年以内のいずれかの時において次の（a）又は（b）に該当していた者
 - （a）当該会社の親会社の業務執行者、業務執行者でない取締役、監査役又は会計参与
 - （b）当該会社の兄弟会社の業務執行者
- e. 次の（a）から（f）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - （a）a から前 d の 2 までに掲げる者
 - （b）当該会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）
 - （c）当該会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）
 - （d）当該会社の親会社の業務執行者、業務執行者でない取締役、監査役又は会計参与
 - （e）当該会社の兄弟会社の業務執行者
 - （f）最近において（b）、（c）又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立

役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に
該当していた者

（注 4）整備すべき体制について、画一的な定めはありませんが、各社の I R 体制の概要（責任者（担当役員等）、I R 担当部署・担当者など）や I R の実施状況（説明会の開催、I R 資料のホームページへの掲載など）については、コーポレート・ガバナンス報告書での開示が必要です。

（２）新規上場申請者及びその企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

- a 新規上場申請者の企業グループの経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するに当たって必要な経営管理組織（社内諸規則を含む。以下同じ。）が、適切に整備、運用されている状況にあること。
- b 新規上場申請者の企業グループの内部監査体制が、適切に整備、運用されている状況にあること。

（ガイドラインⅡ 4.（２））

基準の内容・審査のポイント

この基準に基づく審査では、申請会社の企業グループが上場会社として経営活動を適切かつ継続的に行っていくために、十分な管理組織が整備、運用されているかどうか、効率的な経営活動を行う一方で事故、不正、誤謬等のある程度未然に防止し、不測の損失を防ぐなど適切な対応ができる状況にあるかどうかを確認します。

これをどのように確認するか、そのポイントを次に概説します。

この基準に基づく審査において重要な審査項目となるのは、経営管理組織・社内諸規則の整備、経理事務、予算統制、内部監査等の内部統制の運用状況についてです。

はじめに、経営管理組織、社内諸規則の整備の状況について、社内諸規則の内容、経営管理の具体的方策、管理状況が申請会社の企業グループの事業内容又は業容等に照らして適切なものであるかどうか、という観点から確認します。

具体的には、仕入れに関しては、仕入れコストの削減あるいは安定化が図れるような体制であるか、また、原材料等の資産が適正な水準となるような手続きがなされているか、販売に関しては、販売先の経営状況や販売先に対する売上債権を適切に管理できるか、製商品等の資産が適正な水準となるように管理できるかといった点について、組織及び規程面で整備されているかどうかのポイントとなります。また、不正や誤謬を防止することができるような内部牽制が機能する組織及び規程となっているかといった点についても審査のポイントとなります。

加えて、それらの運用状況について経理事務のフローチャート等を用いて確認します。仮に社内諸規則と実務に不整合があるような場合には、実務の方が適切なものであれば規則を実務に沿ったものとする必要となり、逆に規則の定めた方法が適切なものである場合には、実務を規則に従った処理に改善することが必要となります。

また、予算統制の状況については、申請会社における連結又は個別の予算の策定が組織的に、かつ合理的に行われているかどうかということを確認します。

その確認に際しては、まず、各種の予算が申請会社の企業グループの事業実態に応じて、適切な期間、単位（年次、半期、四半期、月次等の別、事業の種類別セグメント、事業部門、又は取扱製商品ごとなど）で作成されているかどうかという点がポイントとなります。また、その予算が上場後において投資者に公表するに足る情報として質的にも有効なレベルのものとな

っているかどうかについて検討します。

予算の管理状況については、申請会社における連結又は個別の予算と実績の差異に関する分析及びその手続きが適切に行われ、適時開示に支障が生じないような体制となっているか、申請会社の企業グループにおける経営判断の有効な材料となっているか、また、それが、その後の事業活動や予算作成に反映されているかどうかを検討します。

さらに、これらの組織運営や社内規程の遵守状況についてチェックを行う内部監査の体制及び実施状況などについても確認します。この際に留意すべきポイントは、内部監査が公正かつ独立の立場から実施可能な体制が構築できているか、ということです。内部監査の専門の組織を有する場合は、当該組織が特定の事業部門に属していないかを確認します。また、専門の組織を有せず、内部監査を担当する人員を定める場合は、当該担当者の属する部門に対する内部監査が、自己監査とならないよう手当されているか等を確認します。

一方で、内部監査業務をアウトソーシングする場合は、通常、公正・独立性は担保され则认为られますが、アウトソーサー任せにせず、社長等が内部監査の重要性を認識したうえで主体的に関与しているかどうかを確認します。例えば、計画・監査内容の策定や改善方法の決定等といった主要な業務を申請会社が行うことが考えられますが、ノウハウやリソースの関係からそれらを含めて包括的にアウトソースする場合には、実効性の高い内部監査が実施されるよう、会社の現状、業務内容、問題意識などを適切に伝えたりするなど主体的に関与することが必要となります。

（３）新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び適切な内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。

（ガイドラインⅡ ４．（３））

基準の内容・審査のポイント

この基準に基づく審査では、申請会社の企業グループが独自に事業活動を行ううえで必要な人員を確保できる状況にあるかどうかを確認します。

これをどのように確認するか、そのポイントを次に概説します。

まず、最近の従業員の異動の状況（新規採用等による人員の補充の状況、退職の状況等）から、申請会社の企業グループの事業の運営に必要な人員の確保が図られてきたかどうかの確認を行います。この際に、自己都合を理由に従業員が大量に退職しているような状況にある場合には、その要因及び背景となる事情等も併せて確認し、今後の事業運営に支障を来すような事態となるかどうかを検討します。

また、申請会社の企業グループが、有効な牽制機能を確保するために必要な人員を確保していることも重要な審査項目になります。複数の部署にまたがる横断的な役職の兼務、同一部門内の縦の役職の兼務等が行われている場合、当該兼務によって組織的な牽制体制が阻害されていないかの確認を行います。

例えば、以下のようなケースについては内部牽制上、職務遂行上の懸念があるため、認めら

れないと考えます。

- ・代表取締役社長等が特定部門の組織長を兼任しており、実質的にも必要な牽制が効いていないケース
- ・代表取締役社長等が複数の組織長を兼任していることで、本来の社長等としてすべき職務の遂行に支障を来しているケース

次に、申請会社の企業グループが、外部から出向者を受け入れているような場合には、出向者の受入理由等を確認するとともに、それが人事政策面等からの自主的な判断で行われているものかどうかをみることとなります。例えば、受入出向者の出向元の会社、例えば申請会社の親会社等や大口取引先、取引先金融機関などの任意の第三者が、申請会社の企業グループを自らの管理下に置くことを意図して、自らの判断のみにより出向者を派遣しているような場合については、その人数、ポストなどからみて独自の事業運営が行われているかどうかを慎重に検討します。

なお、申請会社の企業グループにおける役職員の多くが出向者で占められている場合には、申請会社の企業グループの継続性の観点から、代替性が確保されているかどうかを中心に確認していくこととなります。

その他、以下のような点もポイントといえます。

●労働組合の状況について

労働組合との争議などにより、申請会社の企業グループとしての事業運営が著しく滞るような状況にないかどうか。

●人材教育制度について

申請会社の企業グループの業務に携わるうえで、特殊な資格や専門的な知識・技能等が必要な場合、そのための人材を育成する研修制度等が整っているかどうか。

（４）新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

（ガイドラインⅡ ４．（４））

基準の内容・審査のポイント

この基準に基づく審査では、開示資料を適正に作成する前提ともなる日常の経理処理などの実務が適切に行われているかどうか、適切に経理処理等を行うために必要な会計組織が適切に整備されているかどうかを確認します。

これをどのように確認するか、そのポイントを次に概説します。

ここでの審査は、ひとつにはフローチャートを中心にして進めていくことになります。

まず、申請会社の経理規程等に定められている会計基準や手続き等に基づいて実務が適切に処理されているかどうかを確認していきます。帳簿等のサンプルに基づいて確認を行っていく

中で規程と実務が異なる場合には、申請会社に出向いて、さらに同様の確認を行うとともに、申請会社の会計監査人の見解も参考にしながら審査を進めることになります。

また、会計処理基準が申請会社の実態に即したものであるか否か、その運用が恣意的なものとなっていないか否か、などの観点についても確認します。

会計組織については、その整備状況について、経理部門と財務部門の分離がなされる等、適切な牽制が働く状況となっているか、過度に個人の経験、能力に依拠する状況となっていないか、などの観点について確認します。なお、会計参与設置会社においては、申請会社の会計組織上、会計参与に過度に依存している状況となっていないか否かなどの観点から確認し、必要に応じて会計参与にヒアリングを行います。

また、上場後に適用となる財務報告に係る内部統制報告制度についても対応準備を進めていただく必要があります。会社の規模・業種、上場申請のタイミング等に応じて、その会社に適した準備計画を策定し、上場後に内部統制報告書の提出ができる体制を構築していただく必要があります。

（５）新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動その他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用され、また、最近において重大な法令違反を犯しておらず、今後においても重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていない状況にあると認められること。

（ガイドラインⅡ ４．（５））

基準の内容・審査のポイント

この基準に基づく審査では、申請会社の企業グループが経営活動を行うにあたってのコンプライアンス（法令遵守）の体制整備の状況を確認します。

まず、申請会社の企業グループの経営活動に関係する法規制、監督官庁等による行政指導の状況を確認します。その上で当該法令等を遵守するための体制として、内部監査、監査役監査等の監査項目に経営活動に関する法規制等の項目が反映されているかどうかについて確認を行います。

その他、幅広いコンプライアンス体制の整備の一環として、内部通報制度の整備運用状況についても確認します。具体的には、社内の窓口のほか経営陣から独立した窓口の設置状況や対応フロー（通報受付、調査、是正措置、再発防止策の一連の流れ）の整備状況、重要な通報内容の有無、役職員等への周知状況等について確認します。特に内部通報制度を有効に機能させるための環境整備として、通報者の秘匿や不利益な取扱いを禁止するなどの通報者保護に係る社内ルールの整備状況、不正実行者に通報内容が伝わらない工夫等について確認するほか、通報実績がない場合は、役職員等への周知が十分か、制度の利用促進のための施策を講じているか等について確認をすることがあります。

なお、過去に法令違反等が発生している場合、その重大性に応じて、当該違反に伴う法的瑕

疵の治癒状況及び再発防止体制の整備状況について慎重に確認を行うことになります（注）。

（注）日本取引所自主規制法人は、上場会社における不祥事発生前の事前対応に重点を置いた指針として「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」を、不祥事発生後の事後対応に重点を置いた指針として「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」を、それぞれ策定しています。これらのプリンシプルに定められている各原則は、上場会社が不祥事の発生前及び発生後の対応に際して個別の判断の拠り所とできるよう、その根底にあるべき共通の行動原則を示したものです。このプリンシプルは上場審査基準を構成するものではありませんが、新規上場の申請会社においてもこれらのプリンシプルを参照することが有益な場面もありうると考えています。参考資料として本ガイドブックにも掲載しておりますのでご参照ください。

4 企業内容等の開示の適正性（規程第 207 条第 1 項第 4 号）

（１）新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引等の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

（ガイドラインⅡ 5.（１））

基準の内容・審査のポイント

この基準では、申請会社が上場後において、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報を適時にそして適切に開示できる状況にあるかどうかという点と、内部者取引及び情報伝達・取引推奨行為（以下「内部者取引等」といいます。）の未然防止の観点から会社情報の公表までの間の情報管理が適切に行える状況にあるかどうかという点を確認します。

これをどのように確認するか、そのポイントを次に概説します。

ここで重要な審査項目となるのは月次の予算及び実績の管理です。申請会社ができるだけ早く業績の動向等を的確に把握できるかどうかを確認します。

月次での管理といってもその方法や精度は申請会社のグループにおける事業活動の内容などによって異なることとなりますが、少なくとも公表された業績予想などの将来予測情報に修正の必要があるかどうか、修正の必要がある場合にはどのような修正をするのかが把握できることが求められます。

また、東証では、有価証券上場規程において、上場会社は投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識していただき、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めてもらうことを定めています。従って、上場後の決算短信等の開示など、適時開示に係る規則を遵守し、またその他の要請にも対応できる体制にあるかどうかもここでの審査項目となります。

次に内部者取引等の未然防止の観点からは、申請会社が内部情報の管理や内部者取引等の防止に関する規程を有しているかどうか、またその内容が法令等に照らし合わせて適切なものかどうか、役員・従業員等の会社関係者に対する内部者取引等の防止のための研修を適切に実施している又は実施予定であるか、上場後においても継続的に実施する予定があるか、役員及び内部者取引等や情報管理に係る管理部門の責任者等が内部者取引規制の意義や内容を理解しているかといった点などについて確認します。更に、申請会社が既に他の取引所に上場している場合には、例えば、会社関係者が行う自社株式の売買に係る事前届出時の確認が適切に行われているかなどの運用も併せて確認します。

近年、役員・従業員等の会社関係者が内部者取引等の違反行為により告発・課徴金納付命令の対象となるケースは増加傾向にあります。会社関係者が内部者取引等の違反行為を行うことは、申請会社の信用を毀損するだけでなく、金融商品市場全体の信頼を低下させる事態にもつながることとなりますので、一層の留意が必要です。

なお、この基準に基づく審査では、フェア・ディスクロージャー・ルールを踏まえた体制整備の状況や、会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載に係るセキュリティ確保の状況についても併せて確認します。当該セキュリティ確保にあたっての留意事項については、「【参考資料】 通知文：ウェブサイト等に会社情報を掲載する際の留意点について」をご参照ください。

（２）新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものについて、法令等に準じて作成されており、かつ、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項が適切に記載されていると認められること。

a 新規上場申請者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等の投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

b 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次の（a）から（d）までに掲げる事項

（a）新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項の内容

（b）許認可等の有効期間その他の期限が法令又は契約等により定められている場合には、当該期限

（c）許認可等の取消し、解約その他の事由が法令又は契約等により定められている場合には、当該事由

（d）新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

（ガイドラインⅡ 5.（２））

基準の内容・審査のポイント

この基準に基づく審査では、投資者の投資判断の拠り所となる開示資料等を、申請会社が法令等（開示府令等）に照らして適正に作成しているかどうかという点と、その開示資料の内容が申請会社の実情を理解するうえで分かりやすく誤解を生じさせることのない記載となっているかどうかという点を確認します。

これをどのように確認することとなるのかそのポイントを次に概説します。

ここでは「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」を主な審査資料として審査を進めていくことになります。

まず、これが法令等に準じて適正に作成されているかどうかを、次に同業他社等の有価証券報告書と比較し、記載内容や表示方法に異なるものがあるかどうかを確認します。記載に誤りがあると認められる場合等には、資料を訂正していただくことになりますが、訂正の内容が重要と認められるものや、誤りの原因が申請会社の意図的なもの、訂正あるいは申請会社の開示資料を作成する手続き等の改善が容易にできないものである場合には上場審査上の判断は慎重なものとなります。また、他社の記載と異なる場合は、他社との比較可能性といった観点から、申請会社の会計監査人の意見なども交えて投資者に分かりやすい開示となるよう要請することもあります。

また、申請会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項となる許認可等（主要な業務又は製商品に係る許可、認可、免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約）が存在する場合は当該事項の内容、許認可等の有効期間や期限がある場合は当該期限、許認可等の取消し等の事由が法令等に定められている場合は当該事由、企業グループの主要な事業活動の前提となる事項の継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨を「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」の【事業の内容】、【事業等のリスク】等に記載していただきます。

次に、申請会社の企業グループの事業活動の実情に照らして、記載された内容が、分かりやすいものかどうか、誤解を生じさせることがないものかどうかの確認を行います。開示資料は多様な投資者が投資判断のために利用するものとなります。そのため、抽象的な表現を用いたり、専門用語を羅列したりするなど一読しただけでは理解しにくい記載内容や、読み方によっては受け取り方が変わってしまうような記載内容は不適切と言えます。そのような記載がある場合には、審査の中で記載内容を変更していただくことになります。また、そのようなことが起こらないような開示体制の整備を求めることもあります。

加えて、企業の事業実態を分かりやすく説明するため、申請会社の事業に係るバリューチェーン全体を俯瞰して、投資判断上重要と考えられる内容を想定することも重要です。例えば、代理店等を介して取引している場合であっても、その先の実質的な仕入先や販売先の取引金額が申請会社の仕入や売上の過半を占めるなど、当該情報が投資判断上重要と考えられる場合には、他の重要な取引先と同様に、当該実質的な仕入先及び販売先についても情報を開示することが考えられます。

申請会社が「親会社等」を有している場合には、申請会社は取引関係等を通じて親会社等から様々な影響を受けることが考えられるため、親会社等との取引関係等の情報は、投資者にとって有用な投資情報となります。そのため、親会社等との取引関係等について、申請会社に及ぼす影響の重要性に応じて、その内容を「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」の【関係会社の状況】、【事業等のリスク】等に分かりやすく記載されているかどうかを確認します。

実際の審査においては、例えば、取引関係であれば内容、金額、取引条件及び取引条件の設定方針等について、役員の兼任関係であれば兼任役員の氏名、役職、兼任理由といった点について、受入出向であれば受入出向の人数、申請会社における役職の状況、業務の安定的な遂行の見地からみた従業員の確保の状況に関する考え方を中心に、必要に応じて適切に記載されているかどうかを確認します。また、親会社等の企業グループ内に申請会社の事業内容と類似し

ている事業を営んでいる会社が存在する場合等には、親会社等の企業グループにおける申請会社の役割・位置づけについて、その記載内容を確認します。さらに、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において、少数株主保護の観点から必要な親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等が適切に記載されているかどうかを確認します（なお、親会社が上場会社である場合には、親会社においても、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策を開示することが求められます。）。

開示資料については、まず申請会社自身が丁寧な、かつ、積極的な姿勢で作成していただくことが重要なことは当然ですが、審査の中ではその様な点も確認します。

（３）新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者その他の特定の者との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により、新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。

（ガイドラインⅡ ５．（３））

基準の内容・審査のポイント

この基準に基づく審査では、主に申請会社の会社情報、即ち企業内容等の開示の内容を意図的に歪めるような取引行為や傘下の会社への出資の調整が行われていないかどうかを確認します。

これをどのように確認するか、そのポイントを次に概説します。

まず、取引行為については、申請会社の事業活動における各種取引に不自然な内容が認められるような場合や、財務諸表上の勘定科目に不自然な推移が認められるような場合等において、その詳細を更に確認していくこととなります。なお、明らかに申請会社の企業グループの財務諸表等をよく見せることだけを目的に取引を行ったというようなケースが認められれば、この基準に抵触するということになるといえます。

また、出資調整の有無については、まず、申請会社の企業グループの出資構成の確認を行います。この際に、申請会社グループからの出資が 100%となっていない場合、つまり、その他の出資者が存在している場合には、その出資の経緯及び理由を確認します。この結果、その他の出資者の出資理由が明確なものでなく、例えば、業績の悪化している子会社を連結対象から外すことを目的としているような場合には、申請会社の企業グループの状況が適切に開示されるようにグループの出資構成の改善を求める場合もあります。

○親会社等を有している場合

（４）新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次の a 又は b のいずれかに該当すること。

- a 新規上場申請者の親会社等（親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいう。以下この a 及び b において同じ。）が発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該親会社等が発行する株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。
- b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前 a に適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

（ガイドラインⅡ 5.（４））

基準の内容・審査のポイント

申請会社は、上場後も親会社等との取引関係等を通じて様々な影響を受けることが考えられ、申請会社に投資する投資者にとっては、申請会社に係る企業内容等の情報はもとより、親会社等の情報についても投資判断を行ううえで有用な判断材料となります。

そこで、この基準では、申請会社の上場にあたって親会社等の情報が開示されている状況にあることを求めています。

なお、この基準を適用する親会社等とは、「親会社等」のうち、申請会社に与える影響が最も大きいと認められる会社であり、その影響が同等と認められるときは、いずれか一つの会社となります。

申請会社に与える影響が最も大きいと認められる親会社等の判断にあたっては、申請会社と親会社等とのグループ内での位置付けや親会社等との間における出資、資金、人事、技術、取引等の関係等を参考に判断することになります。

○支配株主等に関する事項、非上場の親会社等の決算情報

親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社（以下「支配株主等」といいます。）を有する申請会社は、上場申請時に、「支配株主等に関する事項」を提出する必要があります。

（注 1）

また、上記のうち、親会社等を有する場合で、かつ、当該親会社等が非上場である場合は、前述の「支配株主等に関する事項」に加えて、当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間

（注 2）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（注 2）に係る直前の決算の内容を記載した書面（以下、「非上場の親会社等の決算情報」といいます。）を、上場申請時に提出する必要があります。（注 3）ただし、上場後最初に到来する事業年度の末日において支配株主等又は非上場の親会社等を有しないこととなる見込みのある場合は、いずれの書類も、提出の必要はありません。

（注 1）審査期間中に内容に変更があった場合は、最新の内容に更新のうえ、再度ご提出いただく必要があります。

（注 2）当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間となります。

（注 3）提出対象となる非上場の親会社等は、「会社」のみに限定しており、「組合等」は対象の範囲から除きます。また、親会社等が複数ある場合には、申請会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等 1 社が適用の対象となります。非上場の親会社等が四半期財務諸表作成会社である場合で、審査期間中に決算情報が更新された場合は、最新の内容に更新のうえ、再度ご提出いただく必要があります。

5 その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項（規程第 207 条第 1 項第 5 号）

- (1) 株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使の状況が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。
- a 株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。
 - b 新規上場申請者が買収への対応方針を導入している場合には、規程第 440 条各号に掲げる事項を遵守していること。

(ガイドラインⅡ 6. (1))

基準の内容・審査のポイント

申請会社が申請対象となる普通株以外に種類株を発行している場合、種類株の内容によっては普通株主の権利内容やその行使を著しく制約することから、当該種類株の内容と普通株主の権利に及ぼすことが想定される影響及びその開示状況について慎重に審査を行うこととなります。

また、買収への対応方針に関しては、投資者保護のための様々な留意事項が存在します。詳しくは、東証発刊の「会社情報適時開示ガイドブック」の「買収への対応方針の導入等に係る上場制度の概要」をご参照ください。なお、買収への対応方針の導入を検討している場合には、事前にご相談ください。

- (2) 新規上場申請者の企業グループが、経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争等を抱えていないこと。

(ガイドラインⅡ 6. (2))

基準の内容・審査のポイント

この基準に基づく審査では、経営活動や業績等に重大な影響を与える可能性のある係争又は紛争の有無を確認します。

申請会社の企業グループが係争又は紛争事件を実際に抱えており、その結果によっては経営活動や業績等に重大な影響を与える場合には、投資対象物件として投資者に提供することは適当でないと考えられます。そのため、当該係争又は紛争事件の内容及び業績等に与える影響等について確認を行います。

（３）新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

（ガイドラインⅡ 6.（３））

基準の内容・審査のポイント

暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下「暴力団等」といいます。）などの反社会的勢力が申請会社の企業グループの経営活動に関与している場合、当該申請会社は上場物件として不適当と考えられます。

この場合の関与とは、申請会社の企業グループの経営活動に反社会的勢力が直接関与している場合に限りません。すなわち、申請会社の企業グループ、役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「申請会社グループ及び関係者」といいます。）が反社会的勢力である場合だけではなく、例えば、申請会社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している場合、申請会社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っている場合など、実態として反社会的勢力が申請会社の企業グループの経営活動に関与しているときには、上場物件としては不適当と考えられます。

この反社会的勢力との関与の確認に際しては、申請会社作成の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」等（以下「確認書」といいます。）に基づいて確認することとなり、確認書の様式において一律の確認範囲を明示しています。なお、これは確認書の一律の確認範囲外を審査上の対象外とするものではなく、審査の中では、定性的な影響度も踏まえたうえで追加での確認を行う可能性もあります。

申請会社においては、これら反社会的勢力の経営活動への関与を防止するため、申請会社グループ及び関係者、その他経営活動を行うにあたっての関係者の状況を定期的に把握し、また、新たな関係を構築する場合には適切な確認を行うとともに、問題発生時の対処方法を明確とするなど、申請会社が自ら反社会的勢力を排除するために必要な体制整備を図る必要があります。なお、体制整備にあたっては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえて検討することが望まれます。

当該項目の審査においては、上記の考え方を踏まえ、申請会社の企業グループの反社会的勢力排除のための体制を確認するとともに、その実態（申請会社の企業グループの経営活動への関与の有無）が公益又は投資者保護の観点から適切であるかを確認します。

なお、近年、暴力団等と密接な関係を有しその活動に協力している者などを介在させ、申請会社の企業グループへの関与を図る反社会的勢力が存在すると言われていることから、こうした関係について懸念される者が申請会社の企業グループに関与している場合についても、審査の対象となります。

（４）新規上場申請に係る内国株券が、無議決権株式（当該内国株券以外に新規上場申請を行う銘柄がない場合に限る。）又は議決権の少ない株式（規程第 205 条第 10 号 b に掲げるものをいう。以下同じ。）である場合は、次の a から h までのいずれにも適合すること。

（ガイドラインⅡ 6.（４））

基準の内容・審査のポイント

議決権種類株式は通常より少ない出資割合で会社の支配権を維持する手段として利用することが可能であり、コーポレート・ガバナンスに歪みをもたらす可能性が高いものであることから、必ずしも望ましいものであるとはいえません。しかしながら、法的に自由な種類株式の設計が認められ、これを利用した資金調達ニーズも存在する一方で、これによってこれまでよりも多様な投資対象を投資者に提供することが可能となることから、株主の権利を尊重したスキームの議決権の少ない株式等（※）について上場を認めることとなっています。

また、議決権種類株式スキームの今後の健全な利用を図るため、上場審査の運用については、個々の事例の積み上げを踏まえつつ、事例ごとに慎重に判断を行っていくこととします。

（※）議決権の少ない株式及び無議決権株式を指します。

議決権の少ない株式等の上場制度に関しては、実質審査基準以外の観点においても普通株式の上場制度とは異なる点があることから、ここでは、まず、上場対象となる議決権の少ない株式等や形式要件・市場区分の決定方法の概要について説明を行い、次に具体的な実質基準に関する説明や議決権の少ない株式等の上場制度全般に係る Q & A を記載しております。

（１）上場対象となる議決権種類株式

議決権種類株式については、投資者への分かりやすさの観点や株主保護の観点から上場対象を制限しています。

銘柄間違いなどの混乱を避けるために同一の会社が複数種類の議決権がある株式を上場させることは当面の間認めないこととしています（なお、普通株式と無議決権株式を同時に上場させることは可能です）。

（参考）上場対象となる議決権種類株式

	上場会社	未上場会社	
		単独上場	普通株式と同時上場
議決権の少ない株式	×	○	×
議決権の多い株式	×	×	×
無議決権株式（注 1）	○（注 2）	○	○（注 2）

- （注 1） 議決権種類株式の上場制度において対象となる無議決権株式とは、参加型優先株式又は優先配当の無い無議決権株式です（参加型優先株式とは利益配当に関して優先的内容を有する種類株式のうち、優先配当金の支払いを受けた後、残余の分配可能額からの配当も普通配当株式の株主とともに受け取ることができる株式です。）。なお、無議決権株式のうち非参加型優先株式については、有価証券上場規程第 3 編において規定されている優先株等の上場制度に基づいて審査を行います。優先株等の上場審査の概要については、「優先株等の上場の手引き」をご参照ください。
- （注 2） 普通株式と無議決権株式の同時上場のケース及び上場会社の無議決権株式が上場するケースについては、ガイドラインⅡ 6.（5）に基づいて審査を行います。
- （注 3） 市場の区分について、普通株式と無議決権株式が両方上場している場合には、議決権種類株式は普通株式と同一の市場区分に所属します。議決権種類株式のみを上場する場合には、従来の普通株式の基準と同様の基準により市場区分を決定します。

（2）議決権の少ない株式等の形式要件

議決権の少ない株式等の形式要件は、原則として普通株式の上場審査にかかる形式要件（「Ⅱ 形式要件」参照）と同様であり、上場申請に係る銘柄ごとに要件を満たすことを求めます。なお、時価総額については会社に関する形式要件となりますので、上場申請に係る各銘柄（同時に申請する他の銘柄がある場合は当該他の銘柄を含む）及びその申請会社が発行するすべての株式（国内の金融商品取引所に上場又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限り、）に係る時価総額を合算して算定します。

（3）議決権の少ない株式等の上場審査の内容

議決権の少ない株式等の実質審査基準は、普通株式の上場審査における実質審査基準に加えて、公益又は投資者保護の観点から、以下の a～h に基づき判断するものとします。

- a 議決権の多い株式等（無議決権株式を発行している場合の議決権付株式及び議決権の多い株式（議決権の少ない株式以外の議決権付株式をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）により特定の者が経営に関与し続けることができる状況を確保すること等が、株主共同の利益の観点から必要であると認められ、かつ、そのスキームが当該必要性に照らして議決権の多い株式等の株主を不当に利するものではなく相当なものであると認められること。この場合において、相当なものであるか否かの認定は、次の（a）から（c）までに掲げる事項その他の事項を当該必要性に照らして確認することにより行うものとする。
- （ガイドラインⅡ 6.（4））

基準の内容・審査のポイント

この基準では、議決権の多い株式等の利用が、株主共同の利益の観点から必要かどうか（必要性）、また、議決権種類株式のスキームが、議決権の多い株式等の利用の必要性に照らして相当であると認められるかどうか（相当性）について審査します。

必要性については、議決権の多い株式等を利用して特定の者が経営に関与し続けることができる状況を確保することが、株主共同の利益の観点から必要であると認められるかについて確認します。具体的には、ビジネスプラン遂行上、必要不可欠な属人的な能力を有する特定の者が、代表取締役社長等（経営者）として経営に関与し続けることが、株主共同の利益につながるか、特定の株主に議決権を集めることが普通株式では困難であるかといった観点から確認をします。また、経営者の属人的な能力が、ビジネスプラン遂行上、必要であるかについて、次のような点を確認して判断します（※）。

（※）複数の議決権種類株式を発行して上場する典型例としては、議決権の多い株式等を技術の発明者等であって創業者である経営者が保有するケースを想定しており、当該ケースを前提として記載しています。

- ・ 経営者が例えば事業展開、研究開発、人材採用等にどのように関与し、影響を与えているか
- ・ 必要性の根拠は、経営者の過去の実績や、申請会社の事業面での実績を踏まえて、具体的に説明可能か
- ・ 現時点における必要性のみならず、将来的にも必要性が認められるか
- ・ 経営者のみならず、取締役会・監査役会等、会社として必要性の認識が適切に行われているか

なお、上記観点以外の必要性を一律否定するものではなく、その他の観点で必要性が認められる場合は、当該必要性を確認することとなります。しかし、例えば、「家族経営などによる経営の安定が株主共同の利益の観点から必要である」という理由のみである場合は、必要性があるものとして想定していません。

また、必要性については、特定の株主に議決権を集めることが、普通株式では達成が困難な理由も確認します。具体的には、ビジネスプラン遂行の過程で資金調達が必要であり、将来的に議決権の希薄化が見込まれるかどうか確認します。将来的な希薄化の一定の目安としては、

資金調達計画を踏まえると、議決権の多い株式等の株主の持株比率が、取締役選任を安定的に行うことが可能な 50%を下回ることが見込まれる場合が考えられます。なお、資金調達ニーズが乏しい場合でも、上場時点で議決権の多い株式等の株主の持株比率が 50%を下回っている場合には必要性があると認められることもあります。また、多額の資金調達が必要であり、将来的な希薄化が見込まれる場合でも、例えば、増資の都度、議決権の多い株式等の株主が引受け可能である場合や、投資計画の主な内容が将来的な M&A である場合など、実施の蓋然性が不透明な場合については、必要性があるものとして想定していません。

相当性については、議決権種類株式のスキームが、議決権の多い株式等の利用の必要性に照らして議決権の多い株式等の株主を不当に利するものではなく相当であると認められるか確認します。その際、次の（a）から（c）に掲げる事項、その他の事項を当該必要性に照らして確認することにより判断します。

（a） 当該必要性が消滅した場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームを解消できる見込みのあること。

（ガイドラインⅡ 6.（4））

この基準では、議決権の多い株式等の利用の必要性が消滅した場合に、無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームが無条件に継続することを防止するための方策を導入していることが求められます。

特定の個人が経営に関与し続けることがスキーム導入の必要性である場合には、取締役を退任し経営に関与しなくなった場合にスキームが解消する見込みがあることを確認することとなります。具体的には、特定の者が取締役を退任した際に、スキームを解消させる方策の他、スキーム継続の意思を株主に問う株主意思確認手続きを行うことが想定されます。スキーム継続の意思を株主に問う株主意思確認手続きを設ける場合は、必要性が消滅した後に関しても、定期的に株主意思確認手続きを行うよう定められていることが求められます。また、これらの方策については、定款等において適切に定められていることが適当と考えられます。

また、特定の法人が議決権の多い株式等を保有する場合であっても、必要性が失われた場合に法人が無条件に議決権の多い株式等を保有し続けるスキームではないかどうかを確認します。

（b） 極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームが解消される旨が定款等に適切に定められていること。

（ガイドラインⅡ 6.（4））

この基準では、極めて小さい出資割合での会社支配を防止するための方策を導入していることが求められます。

具体的には、ブレイクスルー条項（一定割合以上の株式を保有するものが現れたときに議決権種類株式の構造が解消されるようなスキーム）やサンセット条項（一定の基準を満たす場合に、スキームを解消させる方策）などの導入が考えられます。

ブレイクスルー条項やサンセット条項が発動される基準については、議決権種類株式のスキームや議決権の多い株式等の利用の必要性、支配株主の状況なども踏まえて検討していただく必要があります。

また、ブレイクスルー条項やサンセット条項につきましては、定款等において適切に定められていることが求められます。

（c） 当該新規上場申請に係る内国株券が議決権の少ない株式である場合には、議決権の多い株式（議決権の少ない株式以外の議決権付株式をいう。以下同じ。）について、原則として、その譲渡等が行われるときに議決権の少ない株式に転換される旨が定款等に適切に定められていること。

（ガイドラインⅡ 6.（4））

議決権の少ない株式に投資する投資者は、非上場の議決権の多い株式が特定の経営者等により所有されていることを前提として投資を行っていると考えられます。

したがって、議決権の多い株式の譲渡等が行われ、議決権の多い株式の株主が変更される場合には、原則として、当該株主が保有していた議決権の多い株式が速やかに議決権の少ない株式（上場株式）に転換される旨が、定款等において適切に定められていることが求められます。

- ｂ 議決権の多い株式等を利用する主要な目的が、新規上場申請者の取締役等の地位を保全すること又は買収に対抗することでないことと認められること。

（ガイドラインⅡ 6.（４））

基準の内容・審査のポイント

議決権の多い株式等を利用するのは、通常、株主共同の利益の観点から必要であるためであると想定しております。なお、仮に議決権の多い株式等を利用する目的として、必要性とは異なる目的も併せて掲げていた場合でも、原則として当該目的については問いません。

しかしながら、議決権の多い株式等は通常より少ない出資割合で会社の支配権を維持する手段として利用することが可能であり買収に対抗する効果を有するものであることから、新規上場申請者の取締役等の地位を保全すること又は買収に対抗することを主要な目的として議決権の多い株式等を導入している場合に、上場を認めないことにしております。

したがって、必要性とは異なる目的も併せて掲げている場合には、審査の中で、当該目的について、実態が伴っていないなど、合理性を欠くものとなっていないかについて確認します。

- ｃ 議決権の多い株式等の利用の目的、必要性及びそのスキームが、新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものにおいて適切に記載されていることと認められること。

（ガイドラインⅡ 6.（４））

基準の内容・審査のポイント

議決権の多い株式等を利用している場合、議決権の多い株式等の利用の目的、必要性及びそのスキームは、投資者にとって重要な投資判断材料となると考えられますので、適切に開示を行うことが求められます。

議決権の多い株式等の利用の目的、特定の者が経営に関与し続けることが株主共同の利益の観点から必要であること（必要性）について、投資者がその内容を理解できるよう開示されているかどうかを確認します。なお、通常、株主共同の利益の観点から必要であるため、議決権の多い株式等を利用することを想定しておりますが、その場合、利用の目的と必要性の記載は重複するものと考えられます。利用の目的、必要性の具体的な記載箇所としては、「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」の【事業等のリスク】、【株式等の状況】や、有価証券届出書の【新規発行株式】等に記載することが考えられます。

スキームについては、ブレイクスルー条項やサンセット条項等の解消条項等を含め、各種類株式の内容が、網羅的にかつ適切に開示されているかどうかを確認します。具体的な記載箇所としては、「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」の【事業等のリスク】、【株式等の状況】や、有価証券届出書の【新規発行株式】等に記載することが考えられます。

- d 議決権の多い株式等の株主が新規上場申請者の取締役等でない場合には、次の（a）及び（b）に適合すること。

（ガイドラインⅡ 6.（4））

基準の内容・審査のポイント

この基準は、議決権の多い株式等の株主が新規上場申請会社の取締役等でない場合に適合が求められるものです。

議決権種類株式を発行して上場する典型例としては、議決権の多い株式等を代表取締役社長や共同創業者である取締役が保有するケースを想定しております。しかしながら、それらの者と異なる者が、議決権の多い株式等を保有するケースも考えられることから、その際の追加的な要件を定めています。具体的には、次の（a）及び（b）に掲げる事項を確認することにより判断することになります。

- （a） 議決権の多い株式等の株主の議決権行使の目的や方針が、当該必要性に照らして明らかに不適切なものでないと認められ、かつ、新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものにおいて適切に記載されていること。

（ガイドラインⅡ 6.（4））

議決権の多い株式等の株主が取締役等でない場合、取締役等とは異なる意思を持つ者が、小さい出資割合で支配権を維持できる状況であるため、議決権の多い株式等の株主の議決権行使について、必要性に沿った議決権行使がなされるかどうかについて確認します。具体的には、議決権の多い株式等の株主がどのような目的や方針で議決権行使を行うのか、また、当該目的や方針と議決権の多い株式等の利用の必要性との関係を確認し、議決権の多い株式等の株主を不当に利するものではないかといった観点から判断します。

さらに、議決権の多い株式等の株主の議決権行使の目的や方針について、投資者がその内容を理解できるよう適切に開示されているかどうかを確認します。具体的な記載箇所としては、「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」の【事業等のリスク】、【株式等の状況】等に記載することが考えられます。

（b） 新規上場申請者の企業グループが、議決権の多い株式等の株主（新規上場申請者の親会社等である場合に限る。）の企業グループとの間に、原則として、事業内容の関連性、人的関係及び取引関係がないこと。

（ガイドラインⅡ 6.（4））

法人（親会社等を含む）による議決権の多い株式等の利用は、将来的に法人の運営方針や大株主の変更等に伴い所期の目的達成やその維持が困難となる可能性があるなど、自然人による利用と比較して議決権種類株式のスキームの不安定性が高まるといった問題をそもそも抱えていると考えられます。

加えて、親会社等による議決権の多い株式等の利用は、通常の子会社上場と比較して利益相反の懸念がさらに強まりコーポレート・ガバナンスの歪みも一層大きくなるため、こうした議決権の多い株式等の利用が株主共同の利益をもたらすものと評価することは難しく、原則認められるものではないといえます。

ただし、例外的に株主共同の利益に資すると認められる特別なケースで、かつこの基準に適合すると判断できる場合にのみ、これが許容され则认为られます。

その上でこの基準は、議決権の多い株式等の株主が親会社等である場合（いわゆる「子会社上場」に該当する場合）に適合が求められるものであり、子会社上場の上場審査に当たっては、親会社等からの独立性の確保の状況について、ガイドラインⅡ 3.（3）に適合することを求めています。

通常、親会社等の経営者はその株主に対する受託者責任を果たすべく親会社等の利益拡大が求められるため、個人が支配権を有する場合と比較して利益相反がより尖鋭化すること等から、親会社等からの独立性の確保を求めています。加えて、子会社上場において議決権の多い株式等が利用されている場合には、議決権の多い株式等が利用されていない場合と比較して、小さい出資割合で支配権を維持することが可能になり、出資と支配に乖離が生じることとなり、より顕著に申請会社の少数株主の利益と相反する事態が生じる懸念があるため、通常の子会社上場よりも独立性の要件を加重しております。

以上のことから、原則として、申請会社の事業内容と親会社等の事業内容の関連性がないこと、役員の兼任や親会社等からの役員の出向がないこと、取引関係がないことが求められます。

- e 異なる種類の株主の間で利害が対立する状況が生じた場合に当該新規上場申請に係る内国株券の株主が不当に害されないための保護の方策をとることができる状況にあると認められること。

（ガイドラインⅡ 6.（4））

基準の内容・審査のポイント

議決権種類株式を発行する場合には、種類株主の権利内容に大きな影響を与える事項について種類株主間の利害対立が生じる恐れがあるため会社法第 322 条第 1 項によって種類株主総会の決議を得ることが求められています。

ただし、定款によって上記種類株主総会の決議を不要とすることもできるため（会社法第 322 条第 2 項及び第 3 項）、この場合には、議決権の少ない株式等の株主保護の観点から、議決権の少ない株式等の株主の利益を害さないための方策をとることが求められます。

会社の状況や株式の種類などによって求められることとなる方策は異なりますが、例えば、以下のような観点を踏まえて対応を行っていただく必要があると考えられます。

- ・株式の併合・分割、株式や新株予約権の無償割当など割合的な権利の変動が行われる場合について、例えば、各種類株式ごとに同種・同割合での株式分割を行う旨をあらかじめ定款に規定するなどにより、各種類株主を平等に取扱う方策をとること
- ・議決権種類株式の発行会社が消滅会社となる組織再編を行う場合について、各種類の株主に交付される対価を合併契約等で自由に定める事ができ種類株主の利益を害する内容が定められる可能性があることから、例えば、議決権の多い株式等を取得条項付株式として、当該組織再編が株主総会で承認された場合に、議決権の多い株式等の全てを議決権の少ない株式等に転換することなどをあらかじめ定款に規定する、又はそもそも種類株主総会決議を不要と定款に規定しないなど、議決権の少ない株式等の株主の利益を害さないための方策をとること

f 当該新規上場申請に係る内国株券の発行者が次の（a）から（c）までに掲げる者との取引（同（a）から（c）までに掲げる者が第三者のために当該発行者との間で行う取引及び当該発行者と第三者との間の取引で同（a）から（c）までに掲げる者が当該取引に関して当該発行者に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行う際に、少数株主の保護の方策をとることができる見込みがあると認められること。

（a）親会社

（b）支配株主（親会社を除く。）及びその近親者

（c）前（b）に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

（ガイドラインⅡ 6.（4））

基準の内容・審査のポイント

議決権の多い株式等を利用する会社においては、より小さい出資割合で支配状態を創出・維持することが可能となります。

そこで、支配株主と会社との取引における利益相反の弊害の防止の観点から、支配株主と会社との取引がある場合には独立の立場の取締役、独立委員会などの関与により取引の妥当性を協議し、必要に応じて議決権の少ない株式等の株主に諮るなどの方法で、少数株主保護の方策をとることができる状況であることが必要となります。

新規上場申請時に支配株主を有していない場合であっても、上場後に支配株主との取引を行うこととなった場合の少数株主保護の観点から、「上場後に支配株主を有することとなった場合には、支配株主との取引等を行う際には少数株主の保護の方策をとる旨を確約した書面」を新規上場申請時にご提出いただくことになります（規則第 204 条第 1 項第 29 号）。また、支配株主との取引の状況により株主の権利が尊重されない状況になった場合には上場廃止事由に該当する可能性もあります。

なお、上記で求められる支配株主と会社との取引が経営者の恣意的判断により行われなかったための方策については、その指針をコーポレート・ガバナンスに関する報告書の中で開示することを全ての上場会社に対して求めており、議決権の少ない株式等を上場する会社に対しても、同様にコーポレート・ガバナンスに関する報告書の中での開示を求めます。

◇「支配株主」とは

財務諸表等規則第 8 条第 3 項に規定する親会社、又は自己の計算において所有している議決権と次の（1）及び（2）に掲げるものが所有している議決権とを合わせて、申請会社の議決権の過半数を占めている主要株主をいいます。

（1）当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいいます。）

（2）当該主要株主及び（1）に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体をいいます。）及び当該会社等の子会社

- g 当該新規上場申請に係る内国株券が剰余金配当に関して優先的内容を有している場合には、原則として、基準事業年度の末日後 2 年間の予想利益及び基準事業年度の末日における分配可能額が良好であると認められ、当該内国株券の発行者が当該内国株券に係る剰余金配当を行うに足る利益を計上する見込みがあること。

（ガイドラインⅡ 6.（4））

基準の内容・審査のポイント

議決権の少ない株式等に優先配当が交付されることとなっている場合、当該優先配当を実際に配当することができるだけの利益を計上する見込みであることを審査します。通常の上場審査においても収益性の審査は行いますが、利益計画などの点でより充実した利益の見込みが求められます。

また、議決権の少ない株式等に対して優先配当が行われなるときには優先配当が支払われるまでの間、議決権が復活するなどの仕組みを導入することが望ましいと考えられます。現状、上場審査においては少なくとも 2 年間優先配当がなされない場合には議決権が復活するよう対応することが求められます。

- h その他株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと認められる状況にないこと。

（ガイドラインⅡ 6.（4））

基準の内容・審査のポイント

上記 a ～ g で述べているような具体的な項目のほか、その発行目的やコーポレート・ガバナンスの形態等を勘案し、議決権の少ない株式等の株主の権利を尊重したものであるかといった観点から議決権種類株式のスキームを総合的に検討することとなります。

《議決権種類株式の上場制度に関する Q & A》

Q 1：無議決権株式とはどのようなものなのでしょうか。

A 1：無議決権株式とは、取締役の選解任などの重要な事項についての議決権が制限されている株式のことをいいます。

Q 2：議決権の多い株式・少ない株式とはどのようなものなのでしょうか。

A 2：議決権の少ない株式とは、取締役の選解任その他重要な事項について株主総会において、一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権、その他の経済的利益を受ける権利の価額等が、他方の種類の株式より高い株式をいいます。すなわち、経済的利益（＝株価形成の要因）の割に議決権が少ない株式なので、出資額に対して議決権が少なくなる株式のことをいいます。

具体的には、議決権を行使できる単元が、議決権の多い株式に関しては 50 株単位であるのに対して、議決権が少ない株式に関しては 100 株単位とするような方法が考えられています。

議決権の多い株式とは、議決権の少ない株式以外の議決権付株式のことをいいます。

Q 3：議決権の行使の条件として議決権割合が一定未満であることと定めるような議決権種類株式（議決権制限プラン）を上場することは認められるのでしょうか。

A 3：議決権制限プランについては、株主平等原則（会社法第 109 条第 1 項）違反や議決権に対する属人的定め（会社法第 109 条第 2 項）に該当するのではないかと疑義が呈されており、更に議決権を行使することができる事項について制限がある種類の株式の数が発行済株式総数の 2 分の 1 を超える場合における取扱い（会社法第 115 条関連）との関係から、法的安定性にかけるため、現段階では上場を認めないこととしています。

Q 4：無議決権株式の価格低迷を防ぐため、配当や残余財産権の面で無議決権株式の経済的利益が非常に大きくなるように設計した場合でも、上場させることは可能でしょうか。

A 4：投資者に対する分かりやすさの観点から、議決権の内容と優先配当以外の点（残余財産権など）においては種類株式間で同じ取扱いをしていただくことが望ましいと考えられます。

また、配当などの面で無議決権株式の経済的利益を非常に大きくすることで、無議決権株式の価格が普通株式に比べて著しく高くなるような状況を作り出すことにより、実質的により少ない出資によって支配権の維持を図るようなケースについては、会社法第 115 条（無議決権株式の発行を発行済株式総数の 2 分の 1 までとする。）の潜脱となる可能性があるので慎重に対応していただくことが望まれます。

Q5：無議決権株式を上場させる場合、会社法第 115 条により無議決権株式の発行は発行済株式総数の 2 分の 1 までと規定されていますが、例えば、申請会社が相当数の普通株式を自己株式として保有しているような場合でも、発行済株式総数の 2 分の 1 まで無議決権株式を発行し、上場させることは可能でしょうか。

A5：無議決権株式を上場させる場合、会社法第 115 条（無議決権株式の発行を発行済株式総数の 2 分の 1 までとする。）の潜脱となるような状況を防止する必要があります。

したがって、申請会社が相当数の普通株式を自己株式として保有することにより実質的に支配株主がより少ない株式数の保有により支配権の維持を図ることとなるようなケースについては、慎重に対応していただくことが望まれます。

Q6：MB0 や EB0 などにより非公開化を行い、再度、議決権種類株式を導入して上場することは可能でしょうか。

A6：普通株式を上場している会社が MB0 や EB0 などにより非公開化を行い、再度、議決権種類株式スキームを用いて上場申請を行う場合には、市場利用目的の健全性などを踏まえ、投資者保護の観点からより慎重に確認を行います。

なお、MB0 により非公開化した会社の再上場申請の取扱いとして本章「5 その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項（規程第 207 条第 1 項第 5 号）」の「(5) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。(ガイドラインⅡ 6. (6))」をご参照ください。

Q7：株主共同の利益の観点からの必要性について、研究開発を開始したばかりの会社など、過去において特段の実績がない会社においても、認められるのでしょうか。

A7：議決権の少ない株式等の上場は、支配権の移動の制限やコーポレート・ガバナンスの歪みといったデメリットを伴うものであることから、株主共同の利益の観点からの必要性の根拠は、経営者の過去の実績や、申請会社の事業面での実績を踏まえて、具体的に説明可能であることを求めています。そのため、過去において特段の実績がない会社においては、必要性の根拠を具体的に説明いただくことが困難であると考えられますので、株主共同の利益の観点から、議決権の多い株式の利用が必要であるものとして想定していません。

Q8：株主共同の利益の観点からの必要性について、財産保全会社が株主になるなどして、オーナー族が議決権の多い株式を保有する場合も、認められるのでしょうか。

A8：オーナー族に議決権を集める必要性について、仮に安定的な経営が株主共同の利益に資するという理由のみである場合には、必要性があるものとして想定していません。

Q9：ブレイクスルー条項が発動される基準について、数値基準はあるのでしょうか。

A9：ブレイクスルー条項の発動の基準については、特に一定の数値基準を設けてはおりません。

会社法第 115 条の趣旨（無議決権株式の発行を発行済株式総数の 2 分の 1 までとする。）などに鑑みると、発行済株式総数の 75% という目安もありますが、議決権種類株式のスキームの内容や議決権の多い株式等の利用の必要性、支配株主の状況などに鑑み、より種類株主の保護を図る必要があると考えられると判断されるようなケースにおいては、ブレイクスルー条項の発動の基準について発行済株式総数の 75% よりも小さい割合を設定していただくことが適切と判断する場合もあります。

Q10：議決権の多い株式の譲渡等が行われる場合には、原則として、議決権の少ない株式に転換するような条項を付すことが求められていますが、議決権の多い株式の株主が移動しても譲渡等には含まれないとして転換条項が必要ないと認められるのは、具体的にはどのような場合でしょうか。

A10：必要性のない新たな株主への議決権の多い株式の移動が行われた場合、当該議決権の多い株式が少ない議決権の株式に転換されることが定められていることが求められます。

したがって、一部の株主が保有する議決権の多い株式が、従来から議決権の多い株式を保有する他の株主に移されるようなケースについては、引き続き必要性が認められる可能性もあるため、転換条項の条件としないことが認められることもあります。

なお、財産保全会社などが議決権の多い株式を保有するような場合においては、当該財産保全会社の株主が移動することにより、譲渡が行われずに議決権の多い株式の実質的な所有者が変更されてしまうことも想定されます。このようなケースは、種類株式に投資する投資者の投資前提に反すると考えられることから慎重に対応していただく必要があります。

Q11：相続であることを理由に、議決権の多い株式の譲渡等が行われる場合の転換条項は必要ないと認められるのでしょうか。

A11：相続であることを理由に転換条項の例外と認めることは極めて限定的なものと考えられ、転換条項を付さないことの合理性を十分ご説明いただいた上で慎重に取り扱うこととなります。

Q12：議決権の少ない株式を上場させている場合には、議決権の多い株式の譲渡等が行われるときに議決権の少ない株式に転換するような条項を付すことが求められていますが、未上場会社が無議決権株式を単独上場させる場合には、どのような対応が必要とされるのでしょうか。

A12：未上場会社が無議決権株式を単独上場する場合においても、未上場の普通株式が譲渡され、支配権が移動することは、通常、無議決権株式の投資の前提に反すると共に、種類株式スキームの導入の目的から逸脱することとなると考えられることから、例えば支配権の移動をトリガー条項として、対価として普通株を付与する取得請求権を無議決権株式に付与することなど、無議決権株式の株主に十分配慮した対応を事前に図っていただく必要があると考えられます。

Q13：会社が多額の剰余金を有しており、長期にわたって優先配当を継続することに支障がないような場合においても、2年間優先配当がなされない場合には議決権が復活するよう仕組みを構築することが必要でしょうか。

A13：優先配当の定めがあるにもかかわらず、優先配当がなされない場合は議決権の少ない株式等の株主の権利を害する状況にあるといえ、剰余金が十分にあるとしても優先配当がなされない場合には議決権を復活させて議決権の少ない株式等の株主を保護することが求められます。したがって、このような場合にも2年間優先配当がなされない場合には議決権が復活するよう仕組みを構築することが必要となります。

なお、会社が多額の剰余金を有しており、当該剰余金が配当を行うことができる余資である場合、そもそも種類株式を用いて資金調達を行う必要性について十分にご説明いただく必要があります。

Q14：新規上場にあたって、議決権の多い株式等の株主が、売出しを行うことは許容されるのでしょうか。

A14：株主共同の利益の観点から、特定の株主に議決権を集め、特定の者が経営に関与し続けることができる状況を確保するため、議決権の多い株式等を利用していることを想定していますが、議決権の多い株式等の株主が売出しを行い、議決権比率を低下させることは、当該必要性和整合しないとも考えられます。一方で、新規上場時の売出しは、創業者利得の獲得、個人的な資金需要、申請会社の新規上場時の必要調達額と上場後の流動性確保とのバランス等を目的に実施されているものと考えられます。

そのため、議決権の多い株式等の株主が売出しを行うこと自体を直ちに否定するものではありませんが、議決権の多い株式等の利用の必要性に照らして、売出しを行う目的が著しく合理性を欠くものとなっていないか確認します。

Q15：議決権の少ない株式等の上場を検討している場合、その他に実務上どのような点に留意する必要があるでしょうか。

A15：議決権の少ない株式等の上場を検討されている場合には、主幹事証券会社を通じて事前にご相談ください。

Q16：議決権種類株式を上場させた後に議決権種類株式のスキームの変更を行うことは可能でしょうか。

A16：種類株式のスキームを上場後に変更することや遵守しないことにより、議決権種類株式のスキームが株主の権利を尊重したものであるといえなくなるような場合には上場廃止事由となる可能性もあります。

（５）その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

（ガイドラインⅡ 6.（６））

基準の内容・審査のポイント

申請会社の事業目的や事業内容が公序良俗に反する場合又は法律等に違反する場合は、投資対象物件として投資者に提供することは適当でないと考えられます。

この他、公益又は投資者保護の観点から必要と認められる事項について確認を行います。例えば次のような事項があげられます。

○再建計画の遂行途上にある会社から上場申請が行われる場合には、当該計画の定めによる株主の権利の制約、経営管理組織の整備・運用状況等が投資者保護上問題ないかどうかを含め審査を行うこととなります。

○申請会社は、新たに金融商品市場に参加する者として、その健全な発展に寄与する行動をとることが適切と考えられます。よって、例えば、申請会社が組織的に金融商品取引法に違反する行為を行っている場合などでは、上場物件としては不適当と考えられます。

○MBO（Management Buy-Out）により非公開化した会社から再上場申請が行われる場合は、以下の考え方、視点及び運用により審査を行います。

【MBO 後の再上場に対する考え方】

MBO（Management Buy-Out）は、上場会社の経営者が株主から株式を買い取って会社を非公開化する取引です。MBO には、上場会社として役割を終えた企業を市場から退出させるという意義を持つ場合もあれば、機動的な経営改善を可能とすることで企業価値を向上させるなどの意義を持つ場合もあり、一方で、株主にとってはプレミアム取得の貴重な機会でもあります。

このように MBO は、活力ある資本市場を維持していくうえで重要な役割を果たしている面があり、国内でもこれまでに実施された件数は少なくはありません。

このうち、経営改善により企業価値の向上を目指すケースでは、MBO を実施する当初から再上場などによるイグジットを念頭に置き、MBO と再上場が一連の取引として行われることがあります。

一方で、MBO は、一般の TOB と異なり、株主から経営を付託された経営者が自ら株主との間で利益相反を引き起こす取引であること、また、経営者が株主と比べて大きく情報優位に立つ取引であることから、MBO を行う場合には、公正な手続きによりプレミアム配分の適切性や MBO 実施の合理性を確保すべきとされており、取引所でも上場ルールで必要かつ十分な開示を求めています。

また、MBO を実施して上場廃止となった会社が再上場する場合には、MBO 時の計画と MBO 後の進捗との間のかい離が明らかになることから、MBO と再上場との関連性が問われたり、改めてプレミアム配分の適切性や MBO 実施の合理性が問われたりすることがあります。

そこで、上場審査では、過去に MBO を実施して上場廃止となった会社が再上場する際には、市場に対する信頼を維持する観点から、通常の上場審査に加えて、個別に投資者保護のための追加的な審査を行います。

【上場審査の視点】

①MB0 と再上場の関連性

- ・ MB0 と再上場はそれぞれ独立した行為であり、両者の間に必ずしも高い関連性があるとは限らない。
- ⇒ 上場審査では、主導者（経営者・株主）の同一性・連続性、MB0 から再上場までの期間の長短などを確認。

②プレミアム配分の適切性・MB0 実施の合理性

- ・ プレミアム配分の適切性や MB0 実施の合理性を一義的・客観的に判定することはできないものの、MB0 時に株主の判断の前提となる手続きが公正に行われた上で MB0 が成立していれば、大多数の株主が納得して取引に応じたものということができ、プレミアム配分の適切性や MB0 実施の合理性を問う必要性は低い。
- ⇒ 上場審査では、MB0 時の手続きの MB0 指針への準拠性などを確認。
- ・ 再上場時から見て、MB0 時の計画と MB0 後の進捗との間にかい離がある場合であっても、再上場時にその理由について合理的に説明することができるのであれば、プレミアム配分の適切性や MB0 実施の合理性を問う必要性は低い。
- ⇒ 上場審査では、MB0 時の計画と MB0 後の進捗との間のかい離についての説明が十分に説得力のあるものかどうかなどを確認。

【上場審査の運用】

上場審査では、上記①及び②の視点に基づき確認を行い、MB0 と再上場の関連性が高くないか、プレミアム配分の適切性や MB0 実施の合理性が低くないかを審査します。

そのうえで、再上場時のコーポレート・ガバナンスの体制や再上場に至るまでの経緯の説明・開示などを勘案し、総合的に再上場の可否を判断することとします。

IV 上場審査に関するQ & A

このQ & Aは、「Ⅲ 上場審査の内容」について具体的な観点からの確認事項を記載したものです。

1 企業の継続性及び収益性

(1) 利益の確認対象について

Q1：確認対象とする「利益」は原則として経常利益とのことですが、経常利益を計上しているものの、その他の利益が赤字である場合はどのように取り扱われるのでしょうか。

A1：「企業の継続性及び収益性」の審査では、新規上場申請者の本業における収益性を確認することが原則です。

したがって、例えば配当収入等、本業とは直接関係のない営業外収益によって営業赤字を補って経常黒字を確保しているような場合は、経常黒字であったとしても安定的に利益を計上できているとは判断されません。一方で、同じように営業外収益によって営業赤字を補って経常黒字を確保しているような場合であっても、卸売業などで本業の事業活動に伴って仕入割引が発生するなど、ビジネスモデル上、每期恒常的に営業外収益が発生している場合は、営業赤字であったとしても安定的に利益を計上できていると判断することができます。

また、仮に経常黒字であったとしても、多店舗展開の業態で每期店舗撤退にかかる損失が発生する場合や、訴訟結果により賠償金を継続的に支払う必要がある場合など、継続的な特別損失の発生が見込まれる場合は、経常利益のみならず、当該損失の影響を踏まえた判断を行います。

(2) 上場後の利益水準について

Q2：形式要件において、最近1年間に於いて1億円以上の経常利益を計上していることが求められていますが、今後の収益性を確認する上で、新規上場申請者の上場申請事業年度以降の各年度の利益の額が1億円を下回る場合は、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A2：実質基準では、「上場後において安定的に利益を計上することができる合理的な見込みを確認できること」を確認していますが、新規上場申請者の上場申請事業年度以降の各年度の利益の額が1億円を下回ることをもって直ちに当該基準に抵触するものではありません。当該基準における【基準の内容・審査のポイント】に記載した内容を審査の中で確認することができれば、基準を充足することとなります。

なお、「上場後一定の期間」とは、申請事業年度を含む2期間を想定していますが、それ以降に企業グループの業績に多大な影響を与え得る事象（例えば、法規制の改正

予定や大規模な設備投資計画等) が想定される場合には、当該事象も踏まえて判断します。

(3) 申請期の業績進捗状況の確認について

Q3 : 収益性の観点における業績の底打ち確認以外に、どのような観点で申請期の業績進捗実績について確認することがありますか。

A3 : 予算統制の観点で、申請期の業績進捗実績等を確認します。具体的には、予算と実績の乖離状況の把握体制、業績予想などの将来予測情報を修正する必要がある場合の修正手続き・時期等の適正性について、実際の資料等を用いて、ヒアリング等で説明いただきます。

(4) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用について

Q4 : 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づき新たな会計方針を過去に遡って適用した結果、過去業績が適用前と比べて大幅に悪化することとなりました。その場合の審査上の取り扱いについて教えてください。

A4 : 「企業の継続性及び収益性」の審査に際しては、前述のとおり「上場後一定の期間において安定的に利益が計上できる合理的な見込みがあるかどうか」という観点から、新規上場申請者の本業における収益性を確認していくこととなります。

従って、仮に過去業績が大幅に悪化することとなった場合であっても、その要因が会計上の変更を遡及修正した結果である場合は、それだけをもって直ちに審査上問題視することはありません。

(5) 申請期が赤字の場合について

Q5 : 「上場後一定の期間（原則、申請事業年度を含む2期間）において安定的に利益計上ができる合理的な見込みがあるかどうかを確認する」とのことですが、申請期における通期の経常利益が赤字となる場合は、上場は認められないのでしょうか。

A5 : 原則として、申請期における通期の経常利益が黒字となる見込みを確認しますが、仮に赤字であっても、そのビジネスモデルの特性等を踏まえ、例えば申請期の月次業績における黒字転換を確認することで、申請翌期における通期の経常利益計上が合理的に見込まれる場合など、例外的に当該基準に適合していると判断することがあります。

(6) 多額ののれんや借入金計上されている場合について

Q6 : 事業及び企業の買収等により、多額ののれんや借入金計上されている場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A6 : 多額ののれんが計上されているケースについては、上場後その一部もしくは全部を減損した場合、利益が著しく減少したり、のれんの額が純資産を超過している場合は債

務超過に陥るなど、事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。そのため、例えば事業計画が適切に策定されているかという観点に加えて、減損テストの状況などについて確認を行い、総合的に判断します。

また、多額の借入金が生計上されているケースについては、上場後返済が滞ったり、財務制限条項に抵触するなどして一括返済を求められた場合、資金繰り状況によっては債務を返済することができなくなるなど、事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。そのため、例えば以下のような点について確認を行い、総合的に判断します。

- ・借入金に係る担保制限条項や財務制限条項の有無、有る場合はその内容や当該条項への抵触可能性はどの程度であるか。
- ・借入金の返済は適切に行われているか、また上場後も適切に行われる見込みがあるか（※）

（※）例えば、ビジネスモデルや業界動向、キャッシュ・フローの状況等に照らして借入金額、当該借入金額に係る返済額や返済スケジュールはそれぞれ合理的に設定されているか、設定された返済スケジュールに基づいた返済が安定的に行われているか等について、確認を行います。

貸付者との間で締結される金銭消費貸借契約等において、例えば重要な定款の変更や有価証券の発行について貸付者による事前承認等を必要とするなど、上場会社としての経営の自由度を著しく制約する内容の条項が定められている場合は、当該契約等について変更や解消が必要となります。

なお、これらの内容については、「I の部」の「事業等のリスク」などに適切に記載していただくことが必要になります。

2 企業経営の健全性

(1) 関連当事者等との取引について

Q7：関連当事者等との間で営業取引や不動産取引が発生している場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A7：関連当事者等との取引が行われている場合には、取引の合理性（事業上の必要性）、取引条件の妥当性、取引の開示の適正性等を確認していますが、これらに不適切な点がある場合には、上場審査上の判断は慎重なものとなります。

不適切な事例としては、例えば、以下のようなケースなどが想定されます。

（当該取引の合理性（事業上の必要性）が認められないケース）

- ・申請会社の事業計画・営業戦略等に合致しない不動産（例えば、小売業における継続的赤字店舗）を関連当事者等から賃借しているケース
- ・関連当事者等から営業（仕入）取引を行っているものの、当該関連当事者等を取引に介在させる合理性（事業上の必要性）が認められないケース
- ・関連当事者等と会社との間で多額の金銭貸借を行っているケース

（取引条件の妥当性が認められないケース）

- ・申請会社のビル等の空きスペースを関連当事者等の個人事業に無償貸与していたケース
- ・会社資産を関連当事者等に売却をする際、時価と簿価に相当の差異が生じていた（時価が簿価を大幅に上回っていた）にもかかわらず、明らかに割安な簿価で売却したケース
- ・取引の開始や更新時等において、相見積りの実施（営業取引の場合）や類似不動産の賃借条件の調査（不動産賃借取引の場合）等、取引条件の妥当性についての確認を十分に行っていないケース

（開示の適正性に問題があるケース）

- ・関連当事者等が所有する不動産を賃借しているにも関わらず、直接の契約相手方を仲介不動産業者としたうえで、開示の隠蔽を図ったケース

また、取引行為には該当しない場合であっても、例えば以下のようなケースについては、その他の経営活動を通じて不当に利益を供与していると認められる恐れが高いことから、上場審査上の判断は慎重なものとなります。

- ・役員など関連当事者等の個人的な趣味や嗜好に基づき、会社が絵画等の美術品などを多額に購入していると見なされるケース
- ・会社で購入した資産（例：不動産・社用車・船舶・航空機・ゴルフ会員権など）が、専ら特定の役員など関連当事者等の個人的な用途に利用されていると見なされるケース

Q8： 関連当事者等との間で顧問契約を締結し顧問料の支払いを行っています。このような事例の場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A8： 関連当事者等との取引については、当該取引が会社の利益を第一に考えた場合において真に正当なものとして合理的に説明することが可能であるのかが重要な観点となります。

まず、関連当事者等を顧問に招聘する合理性（事業上の必要性）については、期待する役割やその達成状況などを踏まえつつ確認をします。その結果、合理的な説明が十分にできない取引については、解消することが必要となります。

次に、当該顧問料の算定方法・基準や絶対額（※）の確認などを通じて、当該顧問料が、顧問として期待する役割やその達成状況などに照らして妥当な対価であるかを確認します。その結果、合理的な説明が十分にできない取引については、当該顧問料の見直しを行うことが必要となります。

なお、顧問契約の締結及び顧問料の決定は、一部の経営者によって行われるのではなく、社外役員を含めた議論を経て行われることが望ましいと考えられます。

また、上場審査において関連当事者等を顧問に招聘する合理性（事業上の必要性）、対価の妥当性が合理的に説明できる場合であっても、顧問契約の必要性や顧問に求める役割などは、申請会社の状況や顧問契約を締結する関連当事者等の状況などによって変わっていくものと考えられます。そのため、そのような変化に応じた見直しを適宜行っていく仕組みを整備していただくことも必要となります。

（※）ひとつの目安として、法的責任を負う取締役等の役員の報酬額との比較が考えられます。また、取締役等の役員退任後に顧問に就任したようなケースについては、役員就任時の自身の報酬額との比較もひとつの目安となるものと考えられます。

Q9： 関連当事者等との取引を適切に牽制する仕組みが整備されていることが必要とのことですが、上場審査ではどのような確認が行われるのでしょうか。

A9： 申請会社の関連当事者等との取引に対する方針・既存の関連当事者等との取引の有無・関連当事者等の状況等によって整備されるべき水準は異なると考えられますが、関連当事者等との取引を把握する方法、検討する方法、フォローアップの方法などを確認して総合的に判断します。

例えば、申請会社が関連当事者等との取引を許容する方針であり、既存の関連当事者等との取引があるような会社の場合には、以下のような点について対応されていることが望まれます。

- ・取引開始前に関連当事者等との取引を把握することができるか。
- ・関連当事者等との取引の開始にあたって、取締役会決議又は報告、独立役員や監査役による確認を要するなど取引の合理性（事業上の必要性）や条件の妥当性について適切に検討することとしているか。
- ・継続的な取引について、決算取締役会での確認や監査役監査事項にするなど、定期的に取引継続の合理性（事業上の必要性）及び条件の妥当性の確認を行うこととし

ているか。

- ・これらの仕組みについて、規程・マニュアル（取締役会規程、監査役規程、りん議規程、コンプライアンス規程やその下部マニュアル等）への記載その他の対応により、上場後の継続的な運用が担保されているか。

一方で、発生している（又は発生する可能性の高い）関連当事者等との取引が、一般消費者としての取引である場合や（親会社等に該当しない程度の）主要株主との取引であり、同様の取引を多数の会社と行っている場合などについては、A10に記載している事後的な検証で足りることも想定されます。

これらは水準の目安として記載しているものであり、このほかでも牽制が適切に働く仕組みであることが確認できれば問題ないと考えていますので、申請会社の状況に応じた仕組みを整備していただきたいと考えています。

Q10： 当社は関連当事者等との取引を行わない方針なのですが、そのような場合においても上記のような仕組みが必要になりますか。

A10： 関連当事者等との取引を行わない方針であり、既存の関連当事者等との取引がなく、関連当事者等の状況からも今後取引が発生する可能性が低いと考えられる会社であれば、関連当事者等との取引を把握する方法として、有価証券報告書記載事項を確認するために実施する手続き（上場申請準備段階で「Ⅱの部」に記載するために実施した手続き（役員への個別照会、関連当事者リストと取引先の照合などの事後確認等））を継続することでも問題ないと考えられます。ただし、この場合、結果的に関連当事者等との取引が発生していたことが判明することも想定されますので、その際には、事後的に取締役会へ報告したり監査役監査で確認したりするなど適切にフォローアップすることが必要になります。

（２）経営者が関与する取引について

Q11： 経営者が関与する取引が存在する場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。また、「経営者自らが営業して獲得した案件・企画した案件や、例外的に経営者が決裁を行っている案件等」とありますが、具体的にはどのような取引でしょうか。

A11： 経営者が関与する取引が存在すること自体を審査上直ちに問題視するものではありませんが、経営者が関与する取引については、一般的に社内からの牽制が効きにくく、不正につながる懸念もあります。したがって、そうした取引に対しても組織的に検討が行われ牽制機能が発揮されるような適切な体制が整備されているかどうか、また実際に行われた取引が不適切なものでないかどうかを確認し、これらに不適切な点がある場合には、上場審査上の判断は慎重なものとなります。なお、確認対象となる期間は原則として最近２年間及び申請期を想定しており、市場区分の変更審査においても確認します。

また、「経営者自らが営業して獲得した案件・企画した案件や、例外的に経営者が決裁を行っている案件等」の具体例としては、以下のようなものです。

- ・経営者の個人的な伝手で取引相手を発掘・交渉し、取引開始に至ったケース
- ・経営者自らが特定の出店計画を発案して、当該出店が遂行されているケース
- ・与信設定手続きや契約締結に係る手続きにおいて、通常は事業部長等の決裁であるところ、例外的に経営者自ら決裁を行っているケース
- ・与信設定手続きや契約締結に係る手続きにおいて、決裁者である経営者にりん議が回る以前の段階で反対意見が出され、却下案件となるところ、例外的に経営者にりん議が回り、決裁されているケース
- ・通常は取引しない相手先ではあるが、経営者の関与があったために取引開始に至ったケース

（３）株主間契約について

Q12： 特定の大株主との間で、重要事項（大型設備投資）の事前承認や役員任命権の付与などが含まれる契約を締結していますが、このような場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A12： 特定の株主に特別な権利を付与する契約の存在は、その他の株主の権利を損なうものとなる懸念が高いことから、上場までに解消が必要です。なお、上場までに解消することを予定している場合であっても、特定の株主が上場申請後も当該契約に基づく権利を行使している場合は、当該状況が申請会社の経営に大きな影響を与えていないことを慎重に確認します。また、上場承認までに解消されない場合は、Ⅰの部に当該契約内容及び解消の予定について記載することが必要です。

（４）中核的な子会社の取扱いについて

Q13： 「親会社と実質的に一体の子会社」であるか否かについては、具体的にどのような観点に基づき判断されるのでしょうか。

A13： 例えば、申請会社の事業について、親会社やその企業グループの事業ドメインとの類似の状況や、シナジーの状況などの観点に基づいて判断をします。この場合において、申請会社自身の事業が、親会社グループの事業と類似していないものの、そのビジネスモデル上重要な役割を担っていると考えられる場合には、申請会社について親会社と実質的に一体であると判断される可能性が高くなると考えられます。

Q14： 上場企業である親会社グループの収益、経営資源の概ね半分を超える子会社の上場にあたっては、どのような点に留意する必要がありますか。

A14： 2007年10月に全国の証券取引所と連名で公表した「中核的な子会社の上場に関する証券取引所の考え方について」にも記載のとおり、上場企業である親会社グループの収益、経営資源の概ね半分を超える子会社などのいわゆる中核的な子会社の上場については、証券市場において実質的に新しい投資物件と言えるか、新規公開に伴う利得を二重に得ようとしていないかという観点から、企業グループ全体及び子会社の事業の特性、事業規模、過去の業績の状況、将来の収益見通し等を総合的に勘案しながら、慎重に確認を行います。

親会社の上場後に、もともと非中核的事業と位置付けていた事業や新たに開始した事業が大きく成長するなどして結果的に親会社グループの収益、経営資源の概ね半分以上を超えるケースについては、新規公開に伴う利得を二重に得ようとしているものではないと考えられるものの、親会社株主にとっても影響が大きい事項であることから、当該子会社を上場させる方針であることについて、親会社が親会社の株主との間で予め適切なコミュニケーションを行うことが求められます。具体的には、当該子会社の上場予定時期や目的（スピンオフや他社への売却など様々な選択肢がある中で子会社上場を選択する理由、子会社株式の売却を通じて得る予定の資金の使途（株主還元に充てるのか、成長投資に充てるのか）などを含む）、上場後のグループ経営の方針（将来的な当該子会社株式の保有方針を含む）などについて、親会社自身の企業価値向上の観点から適切に説明することが考えられます。

また、このような子会社を上場するにあたっては、親会社からの独立性を確保するために、一般的な子会社上場のケースに比べてより高いガバナンス水準の整備が期待されます。そのほか、引き続き上場する親会社の株式が、新たに上場する子会社株式とは異なる投資物件であるかどうかの観点から、当該子会社の影響度を除いた場合でも、親会社グループの事業規模が上場維持可能な水準にあることも確認します。

（５）親会社等からの出資比率について

Q15:「親会社等からの出資比率の引き下げの方向性についての確認を踏まえて、判断します。」とありますが、具体的にはどのような点について確認を行うこととなるのでしょうか。

A15: 申請会社が親会社等の「一事業部門」である懸念があり、親会社による出資比率が特に高く連結子会社に該当している場合などには、申請会社の経営の意思決定が親会社の影響をより強く受けている蓋然性が高いとみなされ、事業活動についての制限や調整を受ける可能性が高くなると想定される点が問題であると考えられます。従って、このような場合においては、上場の時点や上場後の近い将来における親会社による出資比率の引き下げや、親会社との兼任役職員の解消などにより、申請会社の経営の意思決定に対する親会社の影響が低減される可能性があるか否かについて、確認を行います。

（６）事業競合について

Q16: 親会社等の企業グループの中に、当社と類似の事業を営む会社が存在する場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A16: 親会社等がその支配的立場を利用し、申請会社の事業活動を制限又は調整する可能性が想定されることから、申請会社との競合が発生している経緯、親会社等から独立した経営を行う理由、親会社等による事業調整の内容や子会社管理の状況、将来的に申請会社の独立性を阻害する事情の有無等を踏まえ、申請会社が親会社等から不当な事業調整を受けないだけの独立性を有しているかどうか判断します。

また、類似事業を営む会社との間で既に製品や販売エリア等の区分を行っている場合には、将来的に申請会社の事業活動を制限又は調整される可能性が低いと判断することができます。

なお、申請会社と競合が発生している場合には、独立役員への面談等を通して、少数株主保護の観点からその考え方をヒアリングしたり、競合の状況について開示を求める場合もあります。

Q17:「親会社等と競合が発生している経緯、親会社等から独立した経営を行う理由、親会社等による申請会社に対する事業調整の内容なども踏まえて、親会社等から不当な事業調整を受けないだけの独立性を有しているかどうか判断します。」とありますが、例えばどのようなケースが問題になると考えられるのでしょうか。

A17: 申請会社の事業活動が親会社等から制限又は調整され、独立性が否定される事例として、例えば、以下のようなケースなどが想定されます。

- ・親会社等と競合する地域の出店状況から、親会社等から申請会社が不採算店を押し付けられていると判断されるケース
- ・親会社等の一方的な都合により、申請会社が新商品の発売を制限されたり、発売時期を変更させられたりしているケース
- ・親会社等が対応できない受注分を申請会社に発注しているが、不採算案件が多い場合や、その間で親会社等が不当に利益を得ているケース
- ・親会社等と競合する部門の事業責任者や多数の従業員が、親会社等からの出向者であるケース

(7) 親会社等との不動産取引について

Q18: 親会社等から不動産を賃借している場合について、「親会社等への依存度（比率・金額など）、事業活動上の重要性等を参考にして『一事業部門』か否かの判定を行なうことになります。」とありますが、依存度や事業活動の重要性等について、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A18: 例えば、申請会社が全国に非常に多数の拠点を保有して事業展開している企業であり、それらの拠点のごく一部に係る不動産を親会社等から賃借している場合においては、親会社等への依存度は低いと判断されることが考えられます。

ただし、上記の場合であっても、事業活動における当該賃借不動産の重要性が、その他の拠点と比較して相当程度高いと判断される場合には、当該取引についてより慎重に確認します。

(8) 親会社等からの出向者の受入について

Q19:「親会社等からの影響を受けやすい部門を管掌する役員及び部門長に出向者が配置されている場合などは、親会社等からの独立性の観点で問題があるものと考えられます。」とありますが、親会社等からの支配力に影響を及ぼす部門を管掌する役員及び部門長とは、具体的にはどのようなものを指すのでしょうか。

A19: 親会社等に対し、多額の売上を計上している申請会社における販売部門を管掌する役員等については、その販売価格や取引金額を親会社等とその出向者が決定できる状況となるため、該当する可能性が高いと考えます。また、経営企画部門などの申請会社

における経営の意思決定に対して大きな影響を持つと考えられる部門を管掌する役員等についても同様です。

(9) LBO (Leveraged Buy-Out) を行った場合について

Q20: LBO (Leveraged Buy-Out) を行った結果多額ののれんと借入金が計上されている場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A20: LBO 自体は企業買収に用いられる手法の1つであり、LBO そのものが問題視されるものではありません。一方で、LBO は買収によって株主となる者が負担すべきリスクを買収対象企業である申請会社に肩代わりさせる性質を持ちます。LBO 前後で申請会社の事業実態が変わるものではありませんが、LBO により申請会社に計上されるのれん等の無形資産（以下、「のれん等」といいます。）には減損リスクが生じます。加えて、申請会社が負担する LBO ローンとしての借入金は、申請会社の将来キャッシュ・フローを担保としており、これが買主の買収資金に充てられるため、本来は買収によって株主となる者が負担すべきリスクが申請会社の財務リスクとして転嫁されることとなります。これらの観点から、LBO によって発生するのれん等や借入金は、一般的な企業買収等の事業活動により発生するものと異なり、企業経営の健全性の観点から審査上の問題点が生じる可能性があります。

具体的には、LBO によって株式を売却した大株主（以下、「旧大株主」といいます。）が上場後も経営者として申請会社に関与する場合、当該経営者は LBO によって自身の保有株式の売却により自己の利益を実現した上で、LBO によって生じた財務リスクを申請会社に転嫁する状況にあるため、企業経営の健全性の観点が論点となります。

一般的に関連当事者取引によって企業経営の健全性に疑義が生じている場合、当該状況の解消や必要な牽制が求められますが、LBO については既に行われた取引自体を解消することができないため、LBO 後の実績等によって財務リスクが低減していることが必要となります。

この場合、のれん等が減損された場合でも債務超過となる恐れが無く、のれん等の水準に比して相応の利益が計上可能な収益基盤があり、LBO によって生じた借入金を安定的に返済可能な営業キャッシュ・フローを有するなど、一般的な LBO 後の上場事例と比較して財務リスクが抑えられている場合には、申請会社に転嫁されたリスクが相応に抑えられている（低減されている）とみなしますが、申請会社に転嫁された財務リスクが高い場合には、LBO 後の企業価値向上の実績について定量面、定性面から追加的な確認を行います。

加えて、当該健全性に関する問題意識を踏まえ、任意の指名報酬委員会等の機関設計や独立社外取締役の構成比などにおいて通常よりもガバナンス体制の充実が図られていることも確認します。その上で、これらの確認内容を踏まえて、総合的に審査の判断を行います。

(10) 多額の配当等について

Q21: 多額の配当や自己株式の取得を行っている場合、審査上どのように取り扱われるのでしょうか。

A21: 配当や自己株式の取得（あわせて「配当等」といいます。）は会社法上の手続に則って行われる限り、それ自体が問題視されるものではありません。しかし、上場後に予定する配当性向を大幅に超過するような多額の配当等を上場前に行うことは、上場後の投資計画や財務戦略にも大きな影響を与えることがあります。したがって、当該判断は上場後の経営計画等も見据えたものであることが求められます。

このような考え方から、上場前において多額の配当等を行っている場合は、当該配当等の実施理由（配当等の実施時期及び金額の根拠、上場後の経営計画等との整合性）及びその決定手続きについて確認します。特に上場直前において、支配株主を有するなど特定の大株主の影響力が強い状況であり、独立社外取締役の参画など上場後を見据えたガバナンス体制の下で議論がなされていないような場合は、既存株主の投資回収を優先するあまり、過度に上場後の株主にリスクを転嫁するものではないか、企業経営の健全性の観点から慎重に確認します。

また、配当等の実施理由や上場後の配当性向などの考え方について、「Iの部」などに適切に記載していただくことが必要になります。

なお、当該配当等を行うために多額の借入を行っている場合は、財務リスクに関するその他の確認内容（Q6・19の内容を含みます）と総合して、審査の判断を行います。

3 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性

(1) 取締役会について

Q22：取締役会はいつまでに設置する必要がありますか。

A22：上場審査基準において、取締役会の設置期間は定めておりませんが、上場審査では取締役会が適正に機能しているか等を確認することから、取締役会設置後、一定の運用期間を設けたうえで、申請いただくことが必要です。例えば、上場申請時点における取締役会の継続設置期間が3年より短い場合には、運用実績として問題ないか判断するため、その理由を確認する場合があります。

Q23：社外取締役は、社外での業務多忙により取締役会への出席率が低い状況です。このような状況である場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A23：取締役会に出席し、会社の事業上の重要事項に関する意思決定に参加し、また報告を受けることは取締役の重要な責務と考えられます。よって、取締役会への出席状況が良好でない取締役が存在する場合には、申請会社のガバナンスが十分に機能しているとは言い難いと思われることから、上場審査上の判断は慎重なものとなります。

(2) 監査役について

Q24：現在、監査役会を設置していません。監査役会はいつまでに設置する必要がありますか。

A24：有価証券上場規程の「企業行動規範」の項目において、監査役会の設置については、上場会社が遵守すべき事項として定められています。そのため、申請会社も監査役会の設置を行っていただく必要がありますが、いつまでに、という一律の基準は設けておりません。しかし、審査の中では監査役会が適正に機能しているか等を確認するため、監査役会設置後、一定の運用期間を設けた上で、申請いただくことが望ましいと考えます。

(3) 独立役員について

Q25：独立役員はいつまでに確保すれば良いでしょうか。また、留意点はありますか。

A25：独立役員は上場日までに確保していただく必要があります。そのため、審査期間中に独立役員の確保状況を確認します。

なお、特定の大株主が強い影響力を有するなど、独立役員の重要性が相対的に高いと認められる申請会社の審査においては、その運用状況の確認を通じて上場後を見据えたコーポレート・ガバナンスの体制が有効に機能していることを確認する場合があります。

Q26：独立役員として届出を行う予定の社外取締役又は社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者であることが必要とのことですが、独立役員として届出を行う者の選任にあたって、どのような点に留意すれば良いのでしょうか。

A26：独立役員の選任にあたっては、原則として、上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.(3)の2に記載のある各項目に該当していないことが求められます。

独立役員の選任にあたっての留意事項につきましては、東証発刊の「会社情報適時開示ガイドブック」の「独立役員の確保に係る実務上の留意事項について」をご参照ください。なお、こちらについては東証ホームページにも掲載しています。

(<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/ind-executive/>)

また、全独立役員の在任期間が長期間に渡っている場合は、独立役員の選任の方針を確認のうえ、追加選任を求める場合があります。上場申請にあたり独立役員の要件等に関して懸念がある場合には、主幹事証券会社等を通して事前にご相談ください。

Q27：コーポレートガバナンス・コードにおいて、「独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである」(原則4-10)とされていますが、上場までに2名以上の独立社外取締役の選任を行わない場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A27：コーポレートガバナンス・コードは上場会社に2名以上の独立社外取締役の選任を義務づけるものではありません。「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法の下、「実施しない理由」を説明することにより、当該原則を実施しないことも想定されています。そのため、上場までに2名以上の独立社外取締役の選任を行わないことのみをもって審査上不適合とはしません。ただし、2名以上の独立社外取締役の選任を行わない場合には、コーポレート・ガバナンスに関する報告書においてその理由の説明が求められます。

(4) 取締役会設置会社について

Q28：純粋持株会社形態で上場を考えています。傘下の事業会社において取締役1名のみで取締役会を設置していない会社がありますが、取締役会設置会社にする必要がありますか。

A28：形式的に一律全ての傘下の事業会社を取締役会設置会社とすることは必ずしも求めておりません。当該事業会社の規模やグループ内での位置付け、設立の経緯等を踏まえ、取締役会を設置しない合理的な理由の有無等を勘案し、個別に判断しています。

(5) りん議・決裁について

Q29：取引開始に係るりん議・決裁が完了していない段階であるにもかかわらず、当該取引を開始している事例が多数ある場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A29：上場審査上、内部管理体制の有効性の観点から、りん議書等が職務権限規程等に基づいて作成されており、適正なりん議・決裁が行われていることが必要となります。当該事例はりん議・決裁が適切に運用されていると言い難いと思われることから、上

場審査上の判断は慎重なものとなります。

（６）予算統制について

Q30：過去数年、期初予算と実績とが大幅に乖離する状況が恒常化しています。このような状況は、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A30：予算と実績との大幅な乖離が恒常化しているケースでは、策定のプロセスに何らかの問題がある可能性（※）が高いと考えられることから、策定プロセス（例えば損益予算や設備計画等の予算体系間の整合性、外部環境の分析状況、各部門との調整状況等）について詳細に確認を行うこととなります。

当該策定プロセスに問題が生じている等、予算統制が組織的かつ合理的に行われていない場合、上場審査上の判断は慎重なものとなります。

※例えば、恒常的に実績が予算を下回るケースでは、予算の統制過程においてその実現可能性が十分に検討されずに、予算がいわゆる営業目標的なものとなっているケースなどが考えられます。

（７）受入出向者について

Q31：重要部門（財務部門や大口取引先との営業部門）の責任者（部長級：決裁権限有）が外部（金融機関又は大口取引先）からの出向者となっています。このような場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A31：重要部門の責任者が受入出向者である場合、出向者の受入を強制されていないか（独自の事業運営体制が阻害されていないか）といった観点の他、外部登用や内部昇格等により、代替要員を確保できる見込みがあるか等を確認します。これらの事項が確認できる場合については、審査上認められるものと判断することもあります。

（８）実務と規程の乖離について

Q32：売上計上基準として出荷基準を採用しているにもかかわらず、実務の中で出荷日が適切に認識されていない、あるいは検収時に売上計上をしているケースがあります。このような場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A32：上場審査では、会計に関する基準が規程上適切に定められ、かつ実務もそれに従って処理されているかについて確認を行っています。質問のケースでは、規程と実務との間で乖離（不整合）が生じていますので、早急に規程の内容もしくは実務での運用等を改善していただくことが必須となります。なお、改善が容易でない場合や、これまでの不整合によって財務諸表の訂正が必要となるなど重大な誤りが発生している場合には、上場審査上の判断は慎重なものとなります。

(9) 労務について

Q33：申請直前期(基準事業年度)に労働基準監督署から是正勧告を受けた事実があります。このような場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A33：上場審査では、法令等の順守のための有効な体制整備が行われているか、また実際に重大な法令違反が行われていないかといった観点から確認を行っています。労働基準監督署から是正勧告を受けたようなケースでは、当該時点において、労務管理に係る法令等の順守のための社内体制に何らかの不備な点があったと考えられますが、是正勧告の内容やその後の再発防止に向けた対応が全社的にどう講じられ、上場審査時点での体制整備が図られているかといった状況も踏まえ、判断を行うこととなります。

よって、過去に一度是正勧告を受けたという事実が、直ちに上場審査上の判断に結びつくものではありません。

(10) 内部通報制度の整備について

Q34：内部通報制度の整備にあたり、不正実行者に通報内容が伝わらない工夫としてどのような対応が求められますか。

A34：内部通報制度を有効に機能させるためには、役職員が安心して制度を利用できる環境を整備し、そのような内容を含めて社内周知されることが重要です。社内窓口に加え、経営陣から独立した窓口を設置することもその一環ですが、当該窓口に通報した内容が社内に連携され調査が行われる際に、不正に関与した本人に伝達される又は調査に関与してしまう体制であると、役職員が安心して制度を利用できる環境とはいえません。経営陣から独立した窓口から社内への伝達経路は複数設定し、仮に社内側の連携窓口となる人物に関する通報であった場合は、別のルートを選択できるような制度を整備し、社内周知しておくことが望まれます。

(11) その他経営管理上の留意点について

Q35：経営管理機能（総務部門・経理部門など）の一部を外部委託することについて、問題はありますか。

A35：最近の企業経営において、特に管理部門の業務遂行にあたっては、経営資源の効率的活用という観点から、業務の一部の外部委託（いわゆるアウトソーシング）を行う企業が増加しています。

これらは、従来の単にコストの削減を目的とした給与計算など単純業務の外注化から、経営資源の集中投入による効率的活用による「コア・コンピタンスの確立」（会社の得意な分野へ経営資源を集中投入し、そうでない分野には積極的に外部資源を活用する）を目的とした、より戦略的な外注利用へと環境変化が生じていることが背景にあると思われます。

上場審査において、アウトソーシングすること自体を審査上直ちに問題視するものではありませんが、例えば総務・経理部門の一部をアウトソーシングした場合でも、正確性や秘密保持を担保するとともに、アウトソーシング先(以下、「アウトソーサー」といいます。)から入手した資料を自社で分析できる体制が整っており、かつ情報取扱

責任者が責任をもって開示できる体制になっていることなどが必要と考えています。さらに、万が一従来のアウトソーサーへ業務委託を行うことが困難となった場合の影響や対応についても、事前にご検討いただく必要があると考えています。

また、アウトソーシングしている場合には、その対象となる業務の重要性に応じて、その内容を「Iの部」の「事業等のリスク」等にも適切に記載していただくことも必要であると考えています。

なお、申請会社が行うアウトソーシングが適正に管理されているかどうかについては、申請会社の事業内容、組織形態さらにはアウトソースする事業も様々であると思いますので、個々のケースによって異なるものと考えられます。

よって、アウトソーシングの実施を検討されている場合には、主幹事証券会社や監査法人などに相談したうえで行っていただくようお願いします。

以下にアウトソーシングを行う際の主な留意点を示します。

a. 主体は申請会社

どのような業務をアウトソーシングするにせよ、事業遂行のための意思決定、戦略立案など会社としての方向性を決定する最終的な判断は申請会社自身が行うべきものと考えています。

また、アウトソーシングした業務内容、アウトソーサーから入手した資料に対する理解は当然のことながら申請会社自身ができることが前提であり、また、アウトソーサーが行う業務内容の評価などの管理を定期的に自社が主体となっていくことも必要です。

b. 適切なディスクロージャーへの対応

法令等に基づくディスクロージャーや決算短信などのタイムリーディスクロージャーに密接に関連する業務の一部をアウトソーシングする場合には、適時・適切な開示に支障のないような体制を確保することが必要です。

c. インサイダー取引規制への対応

業績に関する情報など、重要事実に該当する情報をアウトソーサーが外部公表前に知り得ることができる場合には、機密保持契約を締結するなど、情報の漏洩を防止するための適切な手段を講じる必要があります。

d. アウトソーサーの適切な選択

アウトソーサーへの業務遂行が安定的かつ継続的に実施されるべく、信用力や実績のあるアウトソーサーを選定すべきであり、また、万が一アウトソーサーへの業務委託が継続できなくなるような状況が発生した場合に備えて代替先の確保が容易に行うことができるか、もしくは会社内部での対応にすみやかに切替えることが可能であるかなどの体制整備をする必要があります。

4 企業内容等の開示の適正性

(1) 業績予想などの将来予測情報の修正について

Q36：上場日に開示を予定している業績予想について、上場審査においてはどのような点が確認されますか。また、開示にあたり留意すべき事項はありますか。

A36：東証は、新規上場会社に対して、上場日に「決算情報等のお知らせ」として直近の決算情報とともに業績予想の積極的な開示を要請しており（詳細は、「上場日における開示について」（231 ページ）参照）、上場審査では、当該要請を踏まえ、公表される予想数値の策定背景、前提、根拠等が適切に記載されているかを確認しています。

当該要請は、予想数値を投資判断に利用するにあたり重要となる情報を投資者に提供することを求めるものであり、上場後の業績予想の修正自体を問題視するものではありません。したがって、業績予想の下方修正を避けるため、必要以上に保守的な業績予想を策定することや、上場時期を決算期末まで引き延ばすことは、当該要請の趣旨に合致しません。

なお、業績予想の開示では、上場期の「売上高」、「営業利益」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」の予想値を特定の値（一本値）で開示する形式が一般的ですが、業種・業態や経営環境等によっては、前提をより丁寧に記載した上で、予想数値を数値の範囲（レンジ）で開示することで、投資者の理解が深まる場合も想定されます。そのほか、特定の数値による策定が困難である場合には、その理由を具体的に示した上で、数値を未定と開示したうえで具体的な数値が開示可能となった段階で更新することも考えられます。ただし、数値を未定として開示する場合は、投資者に合理的な投資判断を促す観点から、短期的な業績予想に代えて、中長期的な経営方針・経営戦略、事業計画、経営指標等を可能な限り開示することが重要です。

(2) 開示資料の訂正について

Q37：有価証券報告書等の開示資料の訂正を過去に行っている場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A37：申請会社が有価証券報告書等の訂正を行った場合、当該訂正内容、訂正時期、訂正発覚の経緯、訂正頻度に加え、訂正に至った要因、当該要因に対する対処状況を踏まえて、審査基準への適合状況を判断しますが、申請事業年度も含め複数回継続的に訂正が発生しており、開示体制に改善が見られないような場合は、上場審査上の判断は慎重なものとなります。

なお、市場区分の変更審査においては、最近5年間に実効性確保措置の適用を受けている場合には、内部管理体制の有効性及び企業内容等の開示の適正性の審査に際し、実効性確保措置の適用時に策定した改善計画等が適切に履行されているかについて確認します。

(3) 開示資料の記載内容について

Q38：新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）等の開示資料の内容について、誤解を生じさせる可能性がある記載とはどのようなケースが該当するのでしょうか。

A38：例えば、以下のようなケースが該当すると考えられます。開示資料の記載内容は、申請会社の実態を適切に表すものであることが必要です。

- ・申請会社が展開する事業や今後展開を予定している事業について、実際は関連性があまりないにも関わらず、投資者の関心が高い分野に関する用語を織り交ぜて説明するなどし、あたかも当該分野に深く関連する事業であるかのように記載されるケース

- ・開始したばかりの事業であるにも関わらず、既に申請会社の主要事業のひとつであるかのように記載されるケースや、今後展開を予定している事業について、現在既に展開している事業であるかのように記載されるケース

上記のほか、事業内容をセグメントやサービス区分等に分けて説明する場合は、セグメント等の名称自体が現在の事業実態に即したものになるように心掛けてください。仮にセグメント等の名称自体が事業実態に照らして分かりにくい場合には、セグメント等と事業内容の関係について丁寧に記載する必要があります。

(4) 開示実態を歪める行為について

Q39：取引行為によって企業グループの開示の実態が歪められるケースとは、どのようなケースが想定されるのでしょうか。

A39：例えば、決算期末間近に売上が急増している場合などでは、いわゆる“押し込み販売”が行われている懸念、販売商品や販売先の実態が不透明な場合などでは、いわゆる“循環取引”や“架空取引”が行われている懸念が考えられます。

このような取引が行われていた場合、申請会社の財務諸表は本来あるべき姿とは異なる情報を示していることとなり、これは、投資者に誤解を与えるだけでなく、虚偽記載等の法令違反での処罰も想定されることから、上場審査上の判断は慎重なものとなります。

(5) その他

Q40：申請会社グループの事業の大半が特定の海外子会社を通じて行われている場合、どのような開示が求められますか。

A40：特定の1つの国や地域の海外子会社が、申請会社の企業グループの総資産・純資産・売上・利益の額の大半を占める場合や、当該海外子会社が中間持株会社として企業グループの大半を傘下に置く場合、当該国や地域における株主総会での議決権行使や配当の実施、役員の派遣など、子会社管理に必要な会社制度における規制の有無は、投資者の投資判断にとっても重要なものとなります。

したがって、このような海外子会社を有する場合、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）において、子会社管理に必要な現地の会社制度に関して、特記すべき制約や外資規制（権利行使にあたり現地当局の許認可を要する場合や、申請会社グループが属する特定の業種において規制が適用される場合を含みます）の有無と申請会社の企業グループにおける当該規制の適用有無について記載が求められます。特に、当該規制が重要なリスクと考えられる場合には、事業等のリスクにおける記載が必要です。

そのほか、当該海外子会社から申請会社に配当を送金するに際して考慮すべき外為管理制度や課税制度があれば、対応方針を含めて記載をすることが考えられます。

なお、申請会社においては、法律専門家を活用して現地法規制に関する情報収集を行うなど、法令順守やリスク管理の観点から、適切な体制の整備が求められます。

5 その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項

(1) 上場前に株主の変更が生じている場合について

Q41：上場前に株主の変更が生じている場合、上場審査ではどのような確認が行われるのでしょうか。

A41：上場前に株主の変更が生じている場合は、株式移動前後それぞれの株主の属性、株式移動が発生した経緯、株式移動に係るスキーム・価格等の確認を行います。その結果、例えば、不合理な価格で株式移動が行われている懸念がある場合や、大株主の異動が繰り返されているような場合には、当該株式移動を通じて特定の者が不当に利得を得ていないか等の観点からも確認を行い、その状況を踏まえ、上場後の一般株主に何らかの悪影響を及ぼす可能性がないかを確認します。

また、当該株式移動の状況については、「I の部」等に適切に記載していただくことも必要になります。

6 その他

(1) 財務報告に係る内部統制報告制度について

Q42：財務報告に係る内部統制報告制度への対応に関して、審査上どのようなことが求められるのでしょうか。

A42：申請会社に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合には、①最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において「評価結果を表明できない」旨が記載されておらず、かつ、②内部統制監査報告書に「意見の表明をしない」旨が記載されていないことが必要です(※)。また、審査の過程において、内部統制の評価体制や評価過程で把握された要改善事項等について確認します。

(※) 内部統制報告書に係る監査証明の免除を選択可能な期間において、監査証明の免除を行っている場合は除きます。

一方、その他の未上場会社については、審査段階における準備状況等について確認を行うこととなります。

（２）フローチャートの転用について

Q43：Ⅱの部添付資料の「事務フロー」について、内部統制報告制度のために作成したフローチャートを転用することは認められますか。

A43：内部統制報告制度のために作成したフローチャートを転用いただいても構いません。ただし、「Ⅱの部の添付資料「事務フロー」の範囲は、内部統制報告制度のために作成したフローチャートの対象範囲と異なる場合がありますので、足りない部分については別途ご用意いただく必要があります。

（３）転換社債型新株予約権付社債券との同時上場について

Q44：当社は転換社債型新株予約権付社債券を発行していますが、普通株式との同時上場はできますか。

A44：未上場の申請会社については、価格形成及び投資者保護の観点で、新規上場日に複数の銘柄が同時に上場することは避ける必要があるため、株式の上場と同時に転換社債型新株予約権付社債券を上場させることはできません。この場合、転換社債型新株予約権付社債券の上場は株式の初値決定日の翌日以降一定期間経過後より可能です。なお、初値決定日からの一定期間については、投資者への周知期間・証券会社の準備期間等を勘案し決定します。

V 上場前の株式等の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式の割当て等について

東証では、国内の他の金融商品取引所に上場していない会社等が東証へ上場を申請する場合、株式公開の公正性を確保する観点から、株式上場実現の蓋然性が高い時期における申請会社の第三者割当等による募集株式や募集新株予約権の割当て等を通じて、特定の者が株式上場に際して短期間に利益を得る行為を防止するため、「上場前の株式等の譲受け又は譲渡」及び「上場前の第三者割当等による募集株式の割当て等」について必要な事項を定めています。

以下、本章（「V 上場前の株式等の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式の割当て等について」）において、その具体的な内容を説明します。

<適用範囲>

本章の規制は、次に該当する者を除くすべての申請会社に適用されます。

- （１）国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券の発行者
- （２）テクニカル上場規定の適用を受ける申請会社
- （３）外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている内国株券の発行者
- （４）上場会社、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその事業を継承する会社（当該承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、当該人的分割前に新規上場申請を行う場合の申請会社
- （５）外国会社

（規程第 222 条、規則第 244 条）

1 上場前の株式等の譲受け又は譲渡について

(1) 上場前の株式等の移動の状況に関する記載

特別利害関係者等（注1）が、基準事業年度の末日の2年前の日（注2）から上場日の前日までの期間において、申請会社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（新株予約権の行使を含みます。以下「株式等の移動」といいます。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を「Iの部」の「株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載が求められます。この際、価格の算定根拠の記載にあたっては、「有価証券上場規程施行規則別添7、価格の算定根拠の記載について」及び「具体的記載例」を参考として、投資者にとって分かりやすい内容となるように配慮してください。ただし、申請会社の発行する株式が、特定取引所金融商品市場に上場している場合を除きます。

（規則第266条）

（注1）「特別利害関係者等」とは、開示府令第1条第31号に規定する特別利害関係者等であり、具体的には次に掲げる者をいいます。

- ①申請会社の特別利害関係者
- ②申請会社の大株主上位10名
- ③申請会社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- ④金融商品取引業者等並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社

（注2）例えば、基準事業年度の末日が3月31日の場合、その2年前の4月1日をいいます。

(2) 上場前の株式等の移動に関する記録の保存等

申請会社は、上場日から5年間、上場前の株式等の移動の状況に関する記載の内容についての記録を保存し、東証が必要に応じて行う提出請求に応じなければなりません。

東証は、申請会社が記録の提出に応じない場合、当該申請会社の名称及び提出請求に応じない旨を公表することができるほか、提出された記録を検討した結果、株式等の移動の状況に関する記載の内容が明らかに正確でなかったと認められるときは、当該申請会社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができます。

（規則第267条）

2 上場前の第三者割当等による募集株式の割当て等について

(1) 募集株式の割当て及び所有に関する規制について

①継続所有に関する確約及び確約を証する書類の提出について

申請会社が、基準事業年度の末日の1年前の日以後において、第三者割当等による募集株式の割当て（注1、2）を行っている場合には、当該申請会社及び割当てを受けた者の二者が、次の②に掲げる事項について確約を行い、確約を証する書類を東証に提出することが求められます。申請会社が、確約を証する書類の提出を行わないときには、東証は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとることとします。なお、募集株式の割当てを行っているかどうかの認定は、募集株式に係る払込期日又は払込期間の最終日を基準として行います。

（規則第268条）

（注1）会社法第199条第1項に規定する募集株式の割当てのうち、株主割当以外の方法をいいます。

（注2）申請会社が①他社を吸収合併する場合や、②株式交換により他社を完全子会社化する場合に発行される株式、若しくは③申請会社が株式移転により設立されている場合の設立時に発行された株式などは、いわゆる「第三者割当等による募集株式の割当て」には該当しません。しかし、①、②の場合における当該他社、若しくは③の場合における株式移転の対象となった会社において、申請会社の基準事業年度の末日の1年前の日以後に第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合には、特定の者による短期利得の防止という規則の趣旨に鑑み、申請会社株式の継続保有に関する確約等を要請することがあります。

②確約が求められる事項について

確約が求められる事項は、次のとおりです。なお、実際の確約書類は、提出書類フォーマット（URLは「A 新規上場申請に係る提出書類等」2参照）に掲載した参考様式（継続所有に関する確約書）に準じて作成してください。

（規則第268条第1項）

イ 継続所有

割当てを受けた者は、割当てを受けた株式（以下「割当株式」といいます。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有すること。この場合において、割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（注）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式及び新株予約権（以下、「割当株式に係る取得株式等」といいます。）についても同日まで所有すること。

(注) 「転換」とは、株式については会社が発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付することをいい、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいいます。

ロ 譲渡等を行う場合の申請会社への報告

割当てを受けた者は、割当株式又は割当株式に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ申請会社に通知するとともに、事後において申請会社にその内容を報告すること。

ハ 譲渡等を行う場合の東証への報告書の提出

申請会社は、割当てを受けた者が割当株式又は割当株式に係る取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書類を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、東証に提出すること。

ニ 所有状況についての東証からの照会に対する申請会社の東証への報告

申請会社は、割当株式又は当該割当株式に係る取得株式等の所有状況に関し東証が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当てを受けた者に対し割当株式又は当該割当株式に係る取得株式等の所有状況に係る確認を行ったうえで、遅滞なく割当株式又は当該割当株式に係る取得株式等の所有状況を東証に報告すること。

ホ 所有状況についての東証からの照会に対する割当てを受けた者の申請会社への報告

割当てを受けた者は、申請会社から上記ニに規定する割当株式又は当該割当株式に係る取得株式等の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を申請会社に報告すること。

ヘ 公衆縦覧の同意

割当てを受けた者は、継続所有に係る確約等の内容及び割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合におけるその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

ト その他東証が必要と認める事項

③確約を証する書類の提出について

申請会社は、確約を証する書類を、上場申請日前に募集株式の割当てを行っている場合は上場申請日に、上場申請日以後に割当てを行っている場合は当該割当て後遅滞なく、東証に提出するものとします。ただし東証が上場を承認する日の前日を超えることはできません。

(規則第 268 条第 2 項)

東証に提出する確約を証する書類は、提出書類フォーマット (URL は「A 新規上場申請に係る提出書類等」2 参照) に掲載した「有価証券上場規程施行規則第 268 条第 1 項各号に定める内容の確約を添付の各割当対象者との間で締結していることを証する」という趣旨を記載した「継続所有等に関する確約を証する書類」(参考様式) 及び「継続所有等に関する確約対象となる第三者割当等の割当対象者の氏名等の一覧」(参考様式) としますが、割当対象者との間で個々に締結した「継続所有に係る確約書」の写しを全てご提出いただくことも可能です。

④上場申請の不受理又は受理の取消しについて

第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者が、前記②に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、東証は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとることとします。ただし、割当てを受けた者が、その経営の著しい不振により割当株式又は取得株式等の譲渡を行う場合又はその他社会通念上やむを得ないと認められる場合に該当し、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められる場合はこの限りではありません。その他社会通念上やむを得ないと認められる場合の具体例については、「—その他社会通念上やむを得ないと認められる場合について—」をご参照ください。

(規則第 269 条第 1 項)

⑤その他

申請会社は、第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者が確約に定める期間内において、当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書類を東証に提出し、当該書類を公衆の縦覧に供することに同意することが必要です。書類は、当該第三者割当等による募集株式又は取得株式等の譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちにご提出いただきます。

申請会社は、第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者の当該募集株式の所有状況に関して東証から照会を受けた場合には、当該募集株式の所有状況に係る報告を行う必要があります。東証への報告は、申請会社が必要に応じて割当てを受けた者に対し割当株式又は当該割当株式に係る取得株式等の所有状況に係る確認を行ったうえで、遅滞なく行う必要があります。

なお、申請会社は、上場会社となった後においても、確約に定める期間内にあってはこの規制の適用を受けます。

(規則第 269 条第 2 項から第 4 項)

Q 1 : 制限期間中の第三者割当等による自己株式の処分については、継続所有の確約対象となりますか。

A 1 : 会社法において、自己株式の処分の手続きが新株発行と同一の手續に服するものと整理されたことを踏まえ、制限期間中の第三者割当等による自己株式の処分についても継続所有の確約対象となります。

なお、募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる、第三者割当等による自己新株予約権の処分についても、同様の取扱いとなります。

Q 2 : 上場前に募集株式の割当てが行える最終日はいつですか。

A 2 : 「I の部」等への開示の確保及び開示状況の審査並びに継続所有の確約の締結確認のため、規則上、上場承認の前日までに当該募集株式の割当てに関する確約を証する書類の提出を求めていることから、上場承認日以降に確約の締結を行うような割当ては行えません（上場前の第三者割当等による募集新株予約権の割当てについても同様の取扱いです。）。ただし、新規上場時の公募・売出しと並行して行われる第三者割当（当該公募・売出しにおける発行価格と同一の条件の場合に限る）に関しては、割当予定の株式に係る継続所有等の確約を証する書類を上場承認の前日までに提出することで実施可能です。

Q3：継続所有期間中の割当株式について、株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換が行われたときには、当該割当株式に係る取得株式等の取扱いはどうなりますか。

A3：継続所有期間中の割当株式について、株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換が行われたときには、当該割当株式に係る取得株式等についても継続所有の確約等の対象となります。従って、当該割当株式に係る取得株式等についても継続所有する旨を確約していない場合には、申請の不受理となりますのでご注意ください。

なお、当該割当株式に係る取得株式等の継続所有期間は、当初の割当株式に係る継続所有期間となります。

Q4：申請会社及び割当てを受けた者は、いつまでに継続所有の確約を締結する必要がありますか。

A4：上場申請日以前に割当てを行っている株式については、上場申請までに確約を締結してください（新規上場申請日と同日の締結も可としますが、新規上場申請時に確約を証する書類等が揃っている必要があります。）。また、上場申請日の翌日以降に割当てを行う場合は、当該割当後速やかに確約を締結すれば足ります。

なお、確約の締結日に関わらず、第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者は、当該割当株式を原則として割当てを受けた日から上場日以後6か月を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有することになっていますので、確約の締結以前であっても割当株式の移動が発生している場合には原則として上場申請の不受理又は受理の取消しとなりますのでご注意ください。

第三者割当等による新株予約権の割当てやストックオプションとしての新株予約権の割当ての場合も、原則として新規上場申請日までの確約の締結で足りますが、割当日より継続所有の義務が生じますので、割当新株予約権等の譲渡が発生しないようご注意ください。

Q5：継続所有の確約を締結する前に当該株式等の移動が生じていた場合には、上場申請の不受理等の対象となりますか。

A5：第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者が、継続所有の対象となる株式を現に所有していない場合は、原則として新規上場申請の不受理又は受理の取消しとなります。ただし、ストックオプションとしての新株予約権の場合であって、当該新株予約権が権利行使されておらず、申請会社が当該譲渡に係るストックオプションとしての新株予約権を速やかに適正な手続きにより失効させている場合を除きます。

Q6：継続所有の確約を電子契約で行う際の留意事項はありますか。

A6：書面での場合と大きく変わるものではありませんが、電子契約で確約を行う場合にお

いても、申請予定会社と割当てを受けた者の双方が確約の趣旨や確約内容を十分に理解し、合意のうえで確約がなされる仕組みが構築されている必要があります。

Q7：種類株など、上場する株式（普通株式）と異なる種類の株式の割当てであっても、割当てを受けた者との間で確約を行う必要がありますか。

A7：原則として、種類株式を含むすべての株式が本制度の対象です。ただし、普通株式に対する転換権がなく、株式上場に際して短期間に利益を得ることのないスキームで発行された種類株（予約権を含む）については、確約の締結を求めません。なお、確約の締結を求めなかった種類株（予約権を含む）について、事後的にスキームが変更された場合は、その時点で確約の締結を要請する可能性があります。

Q8：継続所有期間中の割当株式について貸株や担保設定を行うことは可能ですか。

A8：継続所有期間中の割当株式は、規則上、確約により継続的な「所有」を求めていますので、確約の対象期間中に、所有権の移転を伴う株式の消費貸借契約（貸株取引）や実質譲渡となる譲渡担保の設定を行うことは認められません。また、所有権が移転しない質権設定等についても、借入金が返済できない場合は質権設定した株式を手放すことになるため、同様に認められません。

なお、上場時ファイナンスにてオーバーアロットメントによる売出しを行う場合は、実務慣行を勘案し、証券会社がグリーンシュエアプションを行使又はシンジケートカバー取引を実施することにより貸株人（大株主等）に株式を返還する場合に限り、例外的に継続所有期間中の株式の貸付けが認められます。

Q9：受渡予定日が継続所有期間の経過後となる場合、継続所有期間中に行われた対象株式の売り注文の約定は確約違反となりますか。

A9：受渡日が継続所有期間の経過後となる場合に限り、売り注文の約定が継続所有期間中に行われたものであっても継続所有に関する確約の違反にはあたりません。受渡日が継続所有期間の経過後となる売出し決議の実施も同様です。

—その他社会通念上やむを得ないと認められる場合について—

規則第 269 条第 1 項第 2 号に規定する「その他社会通念上やむを得ないと認められる場合」として取り扱うケースは次のような例があげられます（割当株式に係る取得株式等についても同様の取扱いとなります。）。

なお、第三者割当等による募集新株予約権の割当てを行っている場合については規則第 271 条第 1 項第 2 号により準用されます。

1. 割当株式の移動前後の所有者に実態的な同一性が認められるケース

【例 1】新たに 100%子会社のベンチャーキャピタルを設立し、当該子会社へ投資事業を譲渡する場合

【例 2】持株会社化による 100%子会社の新設に伴う事業譲渡の場合

<条件>

- 募集株式の割当てを受けた者が当該割当株式の譲渡前の制限期間中において継続所有を行っていること
- 譲渡された割当株式について、譲渡を受けた者が、上場日以後 6 か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後 1 年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後 1 年間を経過する日）まで継続所有する旨確約していること
- 譲渡価格が割当時の価格と同額であること

<確認書類>

- 継続所有等に係る確約を証する書類
- 割当株式の譲渡価格に係る契約内容を証する書類

2. 譲渡による割当株式の移動が実質的な所有者は変わらない形式的な移動であると認められるケース

【例 1】従業員持株会からの従業員の脱退に伴う割当株式の譲渡の場合

<条件>

- 募集株式の割当てを受けた者が当該割当株式の譲渡前の制限期間中において継続所有を行っていること
- 譲渡された割当株式について、譲渡を受けた者が、上場日以後 6 か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後 1 年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後 1 年間を経過する日）まで継続所有する旨確約していること
- 脱退理由が従業員の退職に伴うものであること

<確認書類>

- 継続所有等に係る確約を証する書類

【例2】 A社の厚生年金基金の積立額不足に充当するために、第三者割当等により割当てられた募集株式を退職給付信託に拠出するために信託銀行等に形式的に当該割当株式を移動する場合

<条件>

- 募集株式の割当てを受けた者が当該割当株式の譲渡前の制限期間中において継続所有を行っていること
- 譲渡された割当株式について、譲渡を受けた者が、上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで継続所有する旨確約していること
- 当該信託からの収益はA社の厚生年金掛金支払いにのみ充当されること
- 信託財産の処分、払戻し、議決権行使がA社の指示によるものである等、株主としての権利関係において実質的にA社が保有しているのと同様であること

<確認書類>

- 継続所有等に係る確約を証する書類

3. 株式報酬としての譲渡制限付株式のケース

【例】 割当てを受けた者が退職等により譲渡制限付株式の無償取得事由に該当し、申請会社が当該株式の無償取得を行う場合

<条件>

- 割当てを受けた者が無償取得事由に該当したこと
- 申請会社が無償取得していること

<確認書類>

- 無償取得事由の内容が分かる書類（割当契約等）
- 割当てを受けた者が無償取得事由に該当したことが分かる書類

4. 関係解消に伴い申請会社が買戻しを行うケース

【例1】 資本提携の解消に伴う申請会社による買戻し

【例2】 役職員の退任・退職に伴う申請会社による買戻し

<条件>

- 募集株式の割当てを受けた者が当該割当株式の買戻し前の制限期間中において継続所有を行っていること
- 買戻しの理由が、資本提携の解消や退職等の申請会社との関係を解消するものであること
- 買戻し価格が割当時の価格と同額であるなど当該株主に利得が生じていない状況にあること

<確認書類>

- 割当株式の買戻し価格に係る契約内容を証する書類

(2) 募集新株予約権の割当て及び所有に関する規制について

基準事業年度の末日の1年前の日以後における第三者割当等による募集新株予約権（「(3) ストックオプションとしての新株予約権の割当て及び所有に関する規制について」に記載する「ストックオプションとしての新株予約権」を除きます。）の割当て（募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含みます。）についても、第三者割当等による募集株式の割当てと同様の規制を行います（以下、第三者割当等により割当てを受けた募集新株予約権を「割当新株予約権」といいます。）。

また、募集新株予約権の割当てを行っているかどうかの認定は、割当日を基準として行います。

（規則第270条第1項）

Q1：募集新株予約権を割り当てた状態での上場は可能ですか。

A1：募集新株予約権を割り当てた状態での上場は可能です。

Q2：継続所有期間中の割当新株予約権について他の種類の株式等への転換又は行使が行われたときには、当該転換又は行使により取得した株式及び新株予約権並びに当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式及び新株予約権（以下、「割当新株予約権に係る取得株式等」といいます。）について、継続所有期間は変更されますか。

A2：継続所有期間中の割当新株予約権について他の種類の株式等への転換又は行使が行われたときには、当該割当新株予約権に係る取得株式等についても、継続所有の確約等の対象となりますが、当該割当新株予約権に係る取得株式等の継続所有期間は、当初の割当新株予約権に係る継続所有期間となりますので、継続所有期間に変更はありません。

Q3：フリー期間（基準事業年度の末日の1年前の日の前日以前）に割り当てられた募集新株予約権について他の種類の株式等への転換又は行使が行われたときには、当該割当新株予約権に係る取得株式等について、継続所有に係る確約の締結は必要ですか。

A3：フリー期間に割り当てられた募集新株予約権について他の種類の株式等への転換又は行使が基準事業年度の末日の1年前の日以後に行われた場合であっても、当該割当新株予約権に係る取得株式等について、継続所有に係る確約の締結は必要ありません。

Q4：役員又は従業員等を対象とする信託型ストックオプションは、継続所有に係る確約の締結が必要ですか。また、留意する事項はありますか。

A4：基準事業年度の末日の1年前の日以後に信託型ストックオプションを設定する場合、申請会社と受託者との間で継続所有に係る確約の締結が必要です。信託型ストックオプションの割当対象者が、今後入社予定の社員や社外協力者など、ストックオプションとしての新株予約権の割当対象範囲（規則第272条に定める「役員又は従業員等」）

より広く設定される場合、受託者との間で規則第 270 条第 1 項に基づく確約が必要です（割当対象者が、信託契約締結日時点の役職員など規則第 272 条に定める「役員又は従業員等」に限られる場合は、規則第 272 条に基づく確約の締結も選択できます）。

確約を締結した場合、継続所有期間中に受託者から受益者（役職員等）に新株予約権を交付することは認められません。ただし、継続所有期間中であっても、将来的に新株予約権を交付することを目的に、申請会社が業績・成果等に応じて交付条件となるポイント等を役職員等に付与するなど交付を伴わない行為は可能です。

また、信託型ストックオプションは、I の部において実質的な割当予定者の情報が開示されないことから、交付ルールについて丁寧な開示を行うことが望まれます。具体的には、割当対象者の範囲、新株予約権の交付開始時期、達成すべき業績・成果等の交付条件の詳細、交付先及び交付数の決定方法（例えば交付先や交付数を決定する会議体の構成メンバーの状況）、これらの交付ルールを定めた社内ルール（内規・ガイドライン等）がある場合はその名称等について I の部に記載することが考えられます。

Q5：既に割り当てられた新株予約権等について、制限期間内に条件変更する場合、新たな割当てとして確約の締結が必要ですか。

A5：単なる権利期限の延長など、実態として新たな割当てに該当しないものであれば、新たな確約の締結は不要です。ただし、既発行の新株予約権の条件変更であっても、単なる期限の延長等を超え、実態として新規割当であると判断される場合には、新たに確約を求める場合があります。

(3) ストックオプションとしての新株予約権の割当て及び所有に関する規制について

基準事業年度の末日の1年前の日以後における第三者割当等による募集新株予約権のうち、①で定義するストックオプションとしての新株予約権であって、②及び③の要件を満たすものは、以下の取り扱いとします。

①ストックオプションとしての新株予約権について

ストックオプションとしての新株予約権とは、申請会社が役員又は従業員等（注1）に報酬として割り当てた（注2）新株予約権であって、次の②及び③に掲げる事項を満たす場合における当該新株予約権をいいます。（注3）

（注1）「役員又は従業員等」とは、「申請会社の役員又は従業員」、「申請会社の子会社の役員又は従業員」をいいます。ここでの役員とは役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含みます。）をいいます。なお、弁護士、会計士、顧問、大学教授等の会社協力者等や入社前の者など、割當時点において申請会社との間で直接の雇用契約の無い者は「役員又は従業員等」には該当しません。

（注2）報酬としての割当てには、役員又は従業員等に新株予約権の発行価格に相当する額の金銭を支給し、当該役員又は従業員等に新株予約権を有償で割り当てる場合その他の有償で割り当てる場合を含みます。

なお、割当てを行っているかどうかの認定は、割当日を基準とします。

（規則第272条第3項）

（注3）一定の条件が充足された場合に株式の交付を受ける権利である、いわゆる譲渡制限株式ユニット（RSU）や業績連動型株式ユニット（PSU）等については、株式上場の際して利益を得られる点でストックオプションとしての新株予約権と同様であることから、ストックオプションとしての新株予約権に係る規制に準じて継続所有に関する確約等を要請することがあります。

なお、役員又は従業員等以外に割り当てる場合については、ストックオプションでない新株予約権に係る規制に準じて継続所有に関する確約等を要請することがあります。

②確約が求められる事項について

確約が求められる事項は、次のとおりです。なお、実際の確約書類は、提出書類フォーマット（URLは「A 新規上場申請に係る提出書類等」2参照）に掲載した参考様式（継続所有に関する確約書）に準じて作成してください。

イ 継続所有

ストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者が、当該新株予約権を、原則として当該新株予約権の割当日から上場日の前日又は当該新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有すること。

ロ 譲渡等を行う場合の東証への報告書類の提出

申請会社は、ストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者が当該新株予約権の譲渡を行った場合には、当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書類を、当該譲渡が上場日前に行われたときは上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、東証に提出すること。

ハ 所有状況についての東証からの照会に対する申請会社の東証への報告

申請会社は、ストックオプションとしての新株予約権の所有状況に関し東証が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて当該新株予約権の割当てを受けた者に対し当該新株予約権の所有状況に係る確認を行ったうえで、遅滞なく新株予約権の所有状況を東証に報告すること。

ニ 所有状況についての東証からの照会に対するストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者の申請会社への報告

ストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者は、申請会社から上記ハに規定する新株予約権の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を申請会社に報告すること。

ホ その他東証が必要と認める事項

③確約を証する書類の提出について

申請会社は、上場申請日前にストックオプションとしての新株予約権の割当てを行っている場合は上場申請日に、上場申請日以後に割当てを行っている場合は当該割当て後遅滞なく、以下に掲げる書類を東証に提出するものとします。ただし東証が上場を承認する日の前日を超えることはできません。

(規則第 272 条第 2 項)

(a) 継続所有等に関する確約を証する書類

(規則第 272 条第 1 項第 2 号 a)

(b) 申請会社が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権の割当てを行うものであることその他その割当てに関する事項を記載した取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含みます。）の内容を証する書類

(規則第 272 条第 1 項第 2 号 b)

(c) 申請会社と申請会社からストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた役員又は従業員等との間において、当該役員又は従業員等が原則として当該新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権の譲渡につき制限を行っていることを証する書類

(規則第 272 条第 1 項第 2 号 c)

なお、上記のうち（a）及び（c）の書類は、提出書類フォーマット（URL は「A 新規上場申請に係る提出書類等」2 参照）に掲載した「有価証券上場規程施行規則第 272 条第 1 項 1 号及び 2 号 c に定める内容の確約を添付の各割当対象者との間で締結していることを証する」という趣旨を記載した「継続所有等に関する確約を証する書類」（参考様式）及び「継続所有等に関する確約対象となる第三者割当等の割当対象者の氏名等の一覧」（参考様式）としますが、割当対象者との間で個々に締結した「継続所有に係る確約書」及び割当契約書の写しを全てご提出いただくことも可能です。

また、（b）の書類は、取締役会議事録の写しなどをご提出いただくことを想定しています。

④上場申請の不受理又は受理の取消しについて

申請会社からストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者が、確約に基づく所有を現に行っていない場合（東証が適当と認める場合（注）を除きます。）には、東証は、上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとります。

（注）東証が適当と認める場合とは、確約に基づく所有を行っていた者が当該確約の対象となっているストックオプションとしての予約権を譲渡した後、申請会社が当該譲渡に係るストックオプションとしての新株予約権を速やかに適正な手続きにより失効させており、かつ、当該ストックオプションとしての新株予約権の行使が行われていない場合をいいます。

（規則第 272 条第 1 項）

⑤ストックオプションとしての新株予約権の行使又は転換によって交付を行った株式又は新株予約権に関する規制

申請会社が、基準事業年度の末日の 1 年前の日から上場日の前日までの期間においてストックオプションとしての新株予約権の行使又は転換（基準事業年度の末日の 1 年前の日以後に割り当てられた新株予約権に係るものに限り、）による株式又は新株予約権の交付を行っている場合には、当該株式及び新株予約権についても、上場日の前日まで第三者割当等による募集株式の割当てと同様の規制を受けます。

（規則第 273 条）

（a）提出書類及び提出時期

イ 上場申請日前にストックオプションとしての新株予約権の行使又は転換による株式又は新株予約権の交付を行っている場合

以下の書類を上場申請日にご提出いただきます。

- ・継続所有等に関する確約を証する書類（注）
- ・新株予約権の割当てに係る株主総会及びその割当てに関する取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含みます。）の内容を証する書類
- ・申請会社と上記の株主総会決議及び取締役会決議により新株予約権の割当てを受ける者との新株予約権の割当てに関する契約内容を証する書類

ロ 上場申請日の後にストックオプションとしての新株予約権を行使又は転換による株式又は新株予約権の交付を行っている場合

以下の書類を当該株式又は新株予約権の交付後遅滞なくご提出いただきます。ただし、上場日の前日を超えることはできません。

- ・継続所有等に関する確約を証する書類（注）

（注）上述の③（a）の「継続所有等に関する確約を証する書類」を申請日に提出され、転換後も継続所有する旨と公衆の縦覧に供されることについて確約をされている場合には、提出は不要です。

（規則第 273 条第 2 項第 2 号）

（b）上場申請の不受理又は受理の取消し

上記（a）の書類の提出を行わないときは、東証は、上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとります。

（規則第 273 条第 4 項）

また、ストックオプションとしての新株予約権の行使又は転換による株式又は新株予約権の交付を受けた者が、確約に基づく所有を現に行っていない場合には、東証は、上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとります。

ただし、次のいずれかに該当し、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められる場合には、この限りではありません。

- ・割当てを受けた者が、その経営の著しい不振によりストックオプションとしての新株予約権の行使若しくは転換に伴い交付を受けた株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式又は新株予約権（以下「ストックオプションとしての新株予約権に係る取得株式等」といいます。）の譲渡を行う場合
- ・その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

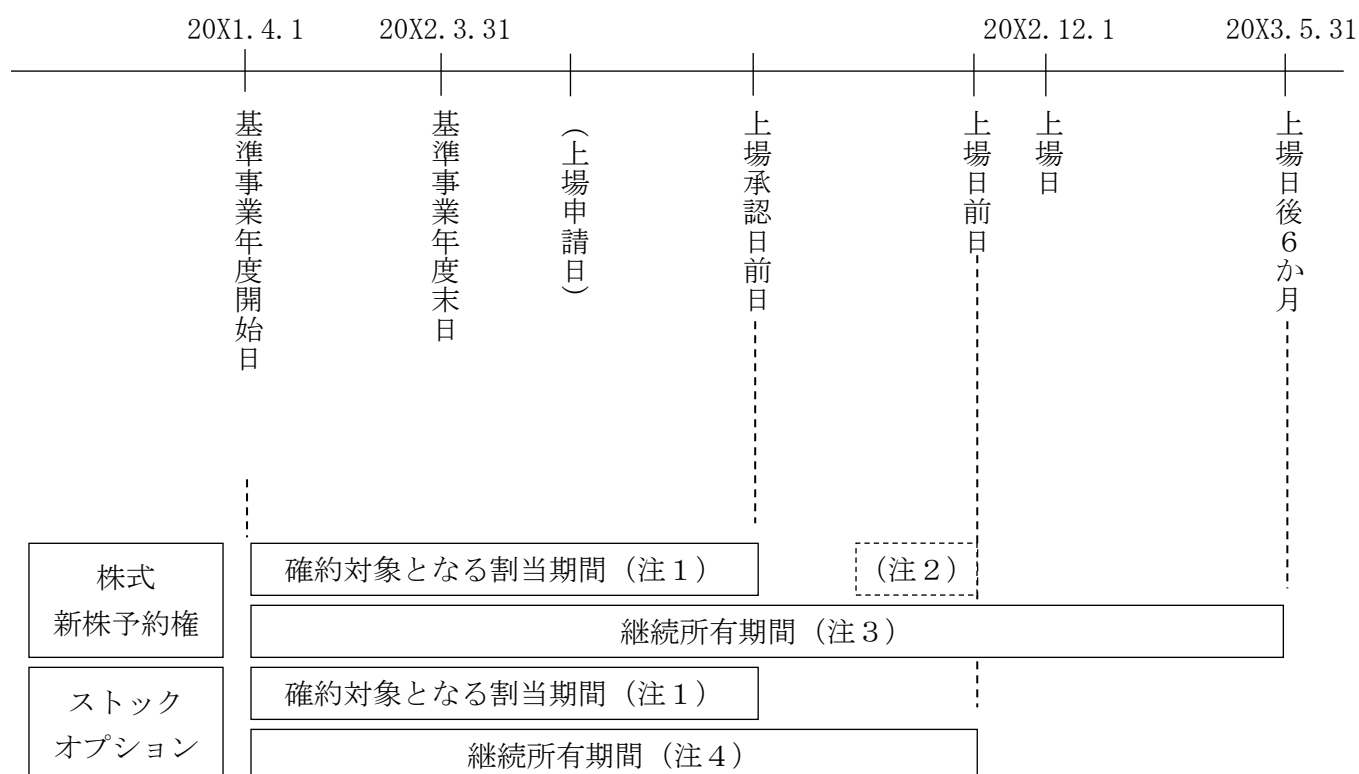
なお、申請会社は、ストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者が、継続所有期間内において、当該ストックオプションとしての新株予約権に係る取得株式等の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書類を東証に提出し、公衆縦覧に供することに同意することが必要です。

また、申請会社は、ストックオプションとしての新株予約権に係る取得株式等の所有状況に関して東証から照会を受けた場合には、必要に応じてストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者に対し、当該ストックオプションとしての新株予約権に係る取得株式等の所有状況に係る確認を行ったうえで、遅滞なく当該ストックオプションとしての新株予約権に係る取得株式等の所有状況を東証に報告する必要があります。

（規則第 274 条）

<参考> 上場前の第三者割当増資等に関する規制の概略

区分	確約対象となる 割当期間	継続所有期間	提出書類
株式	基準事業年度の末日の1年前の日以降	上場日以後6か月又は1年	継続所有等に係る確約を証する書類
新株予約権 ストックオプション		上場日前日まで	上記に加え、割当てに係る取締役会議事録及び譲渡制限を証する書類



(注1) 基準事業年度末日の1年前の日以後において割り当てられた募集株式、募集新株予約権、ストックオプションとしての新株予約権が確約の対象です。

(注2) 新規上場時の公募・売出しと並行して行われる第三者割当（当該公募・売出しにおける発行価格と同一の条件の場合に限る）に関しては、割当予定の株式に係る継続所有等の確約を証する書類を上場承認の前日までに提出することで実施可能です。

(注3) 割当日から上場日以後6か月間を経過する日までが継続保有期間です。なお、上場日以後6か月間を経過する日が割当日から1年間を経過していない場合は、割当株式は払込期日又は払込期間の最終日から1年間を経過する日まで、割当新株予約権は割当日から1年間経過する日までが継続所有期間です。

(注4) 割当日から上場日の前日までが継続所有期間です。

(4) 第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載等について

①第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載

申請会社は、基準事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式の割当て又は新株予約権の割当て（以下「第三者割当等による募集株式等の割当て」といいます。）を行っている場合には、当該第三者割当等による募集株式等の割当ての状況を「Iの部」の「株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」において記載する必要があります。なお、価格の算定根拠の記載に当たっては、「有価証券上場規程施行規則別添7 価格の算定根拠の記載について」及び「具体的記載例」を参考として、投資者にとって分かりやすい内容となるように配慮してください。ただし、申請会社の発行する株券が、特定取引所金融商品市場に上場している場合は、この限りではありません。

（規則第275条第1項）

②第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記録の保存等

申請会社は、上場日から5年間、第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載の内容についての記録を保存する必要があります。

また、申請会社は、この記録について、東証が必要に応じて行う提出請求に応じなければなりません。

東証は、申請会社が記録の提出に応じない場合は、当該申請会社の名称及び提出請求に応じない旨を公表することができます。

また、東証は、提出された記録を検討した結果、株式等の移動の状況に関する記載の内容が明らかに正確でなかったと認められるときは、当該申請会社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができます。

（規則第276条）

VI 新規上場時の公募又は売出しについて

1 新規上場時の公募又は売出しについて

(1) 公募又は売出予定書の提出

新規上場に際して公募又は売出し（以下「上場前の公募等」といいます。）を行う場合には、申請会社及び元引受取引参加者（注）は、上場申請後遅滞なく「公募又は売出予定書」1部を東証に提出する必要があります。

（注）元引受取引参加者とは、上場前の公募等に関して元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社である東証の取引参加者をいいます。なお、東証の取引参加者が、上場前の公募等に関して元引受契約を締結しない場合においては、上場前の公募等に関して募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する東証の取引参加者を元引受取引参加者とみなします。

（規則第 245 条）

(2) 上場前の公募等の手続き

上場前の公募等を行う場合には、次のいずれかの手続きを行うものとします。

- a. ブック・ビルディング（規則に従って行う上場前の公募等に係る投資者の需要状況の調査）
- b. 競争入札（規則に従って行う競争入札の方法による上場前の公募等）

（規則第 246 条）

(3) 公開価格の決定

a. ブック・ビルディングを行う場合

申請会社及び元引受取引参加者は、ブック・ビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、上場日までの期間における株式相場の変動により発生し得る危険及び需要見通し等を総合的に勘案して、上場前の公募等の価格（以下「公開価格」といいます。）を決定するものとします。

（規則第 247 条第 1 項）

ブック・ビルディングの具体的な手続きについては、次のとおりとなります。

項 目	内 容
指針の策定 (規則第 255 条)	・元引受取引参加者は、上場前の公募等に係る投資者の需要状況を適正に把握（注）するため、ブック・ビルディングの方法に関する指針を策定し、それに基づいてブック・ビルディングを行うものとします。 ・元引受取引参加者は、このブック・ビルディングの方法に関する指針を書面により公表するとともに、東証に通知する必要があります。
公開価格に係る仮条件の決定等 (規則第 256 条)	・申請会社及び元引受取引参加者は、申請会社の財政状態及び経営成績並びに有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見その他の公開価格の決定に関し参考となる資料及び意見を総合的に勘案し、公開価格に係る仮条件（投資者の需要状況の調査を行うに際して投資者に提示する価格の範囲等をいいます。）を決定します。 ・元引受取引参加者は、公開価格に係る仮条件を決定した場合には、直ちに当該仮条件及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを東証に提出する必要があります。
需要状況の調査の記録の保存等 (規則第 258 条)	・元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から 5 年間、ブック・ビルディングにより把握した需要状況についての記録を保存する必要があります。 ・元引受取引参加者のうち主たるものは、上場前の公募等の申込期間終了の日から 5 年間、ブック・ビルディングにより把握した需要状況のすべてを集約した結果についての記録を保存する必要があります。 ・なお、元引受取引参加者は、上記の記録について東証が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければなりません。

（注）投資者の計算によらないことが明らかな需要や一人の投資者の需要が重複している場合の重複分の需要等、上場前の公募等における配分の対象とならないことが明らかに見込まれる需要については、ブック・ビルディングにより把握すべき需要に含めることはできません。

（規則第 257 条）

b. 競争入札を行う場合

申請会社及び元引受取引参加者は、競争入札の落札加重平均価格その他の競争入札の実施状況に基づき、上場日までの期間における株式相場の変動により発生し得る危険及び需要見通し等を総合的に勘案して、公開価格を決定するものとします。

（規則第 259 条）

c. 公開価格の公表等

申請会社及び元引受取引参加者は、ブック・ビルディング又は競争入札により公開価格を決定した場合には、直ちに公開価格及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを東証に提出するものとします。

(規則第 247 条第 2 項)

(4) 上場前の公募等に係る配分

元引受取引参加者は、上場前の公募等に係る配分を不特定多数の者を対象に公正に行うため、配分の方法及び配分に関する制限等に関する指針を策定し、それに基づいて配分を行うものとします。

また、元引受取引参加者は、この配分の方法等に関する指針を書面により公表するとともに、必要に応じて東証に通知するものとします。

(規則第 248 条)

(5) 公募又は売出実施通知書の提出

元引受取引参加者は、原則として上場前の公募等の申込期間終了の日から起算して 3 日目(休業日を除く。)の日までに「公募又は売出実施通知書」1 部を東証に提出するとともに、当該上場前の公募等の内容を申請会社に通知します。

その際、元引受取引参加者が 2 社以上ある場合には、このうちの 1 社が代表して、「公募又は売出実施通知書」を東証に提出することができます。

また、元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から 5 年間、株式の取得者の住所、氏名及び株式数等についての記録を保存し、東証が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければなりません。

(規則第 250 条)

(6) その他

a. 非取引参加者証券会社等による元引受契約等の締結の取り扱い

上場前の公募等について非取引参加者証券会社又は外国証券業者(外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいいます。)が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する場合は、上場前の公募等の公正を確保するため、申請会社は、当該非取引参加者証券会社又は外国証券業者と本章の趣旨の遵守について東証が必要と認める事項を内容とする契約を締結し、その写しを東証に提出するものとします。

(規則第 251 条)

b. 同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等

東証と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った申請会社の上場前の公募等について、当該他の金融商品取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者証券会社が元引受契約等を締結する場合には、申請会社は、当該非取引参加者証券会社と東証が必要と認める書面を元引受取引参加者へ提供すること等を内容とする契約を締結するとともに、その写しを東証に提出するものとします。

(規則第 252 条)

c. 上場前の公募等に関する金融商品取引所の指定等

東証と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った申請会社及び元引受取引参加者は、同時に上場申請を行った金融商品取引所のうちいずれか 1 か所の金融商品取引所を、上場前の公募等に関して主たる事務を行うものとして指定し、これを東証に通知するものとします。

(規則第 253 条)

d. 不適正な公募等に対する措置

東証は、上場前の公募等の実施状況等から上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合には、上場申請の受理の取消し、再配分の要請並びにその事実経緯及び改善措置を記載した報告書の提出請求など、必要な措置をとることができます。

(規則第 254 条)

2 ダイレクトリスティングについて

申請会社がダイレクトリスティング（国内の金融商品取引所に上場されていない内国会社が上場前の公募等を行わずに上場することをいいます。）を行う場合には、下記の対応が求められます。

（１）株券の評価額及び上場後の流動性確保に関する書類の提出

申請会社がダイレクトリスティングを行う場合は、上場申請時（上場申請後にダイレクトリスティングを行うことを決定した場合は、決定後遅滞なく）に、幹事取引参加者が作成した次の書類を提出する必要があります。

- a 新規上場申請に係る内国株券の評価額について記載した書類
- b 新規上場申請に係る内国株券の上場後における流動性確保のための方策について記載した書類

（規則第 204 条第 1 項第 21 号）

（２）有価証券報告書の提出

ダイレクトリスティングを行う申請会社が継続開示会社でない場合には、上場承認日までに、有価証券報告書を内閣総理大臣等に対して提出する必要があります。

（規則第 253 条の 2 第 1 項、規則第 254 条）

（３）流通参考値段の提出

ダイレクトリスティングを行う申請会社は、上場日の 1 週間前までに、幹事取引参加者が作成した新規上場申請に係る株券等の流通参考値段（注）を記載した書類を提出する必要があります。

（注）当取引所が新規上場申請を行う内国株券の初値決定前における最初の特別気配値段（上場日の最初の板中心値段）を定めるにあたり参考となる価格をいいます。

当取引所は、上場日の 1 週間前までに当該書類の提出が行われない場合には、新規上場申請の受理の取消しその他必要な措置をとることがあります。

（規則第 253 条の 2 第 2 項、規則第 254 条）

《ダイレクトリスティングに関するQ & A》

Q1：「新規上場申請に係る内国株券の上場後における流動性確保のための方策について記載した書類」には、どのような事項について記載する必要がありますか。

A1：ダイレクトリスティングを実施する場合には、上場前の公募等を実施する場合と比較して株式の分布状況が相対的に偏ることも想定されます。そのような状況においても上場後に安定的な株価形成が図られるよう、流動性確保のための方策について、確認することとしています。

具体的には、十分な数量の売注文が行われることを確保するための方策として、たとえば、申請会社の株主数、流通株式数及び流通株式時価総額等の水準を勘案しつつ、既存株主から初値決定売買における売注文委託に係る同意を取得することが考えられます。また、十分な数量の買注文が行われることを確保するための方策として、たとえば、インフォメーション・ミーティングやプレ・ヒアリングなどを実施し、機関投資家からの評価の確認や需要見込みの調査を行っておくことが考えられます。

なお、ダイレクトリスティングを行う会社は、上場前の公募等を実施する場合と比較して株式の分布状況が相対的に偏ることも想定されることを踏まえ、「I の部」等において、流動性リスクと共に流動性確保のための方策について開示していただくことも考えられます。

Q2：有価証券報告書は、具体的にはいつ提出することが想定されますか。

A2：法第24条第3項は、有価証券報告書の提出義務のない会社に対して、当該会社が発行する有価証券が金融商品取引所に上場することとなった場合（開示府令第16条の2で定める場合等を除く。）に、遅滞なく、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出することを求めています。取引所規則では、上場時点で法定開示が適切に行われている状態を確保する観点から、法令上の義務に加えて、上場承認日までにその提出を求めることとしています。実務上は、上場承認日当日に有価証券報告書を提出することを想定しています。

Q3：「①新規上場申請に係る内国株券の評価額について記載した書類」や「②新規上場申請に係る株券等の流通参考値段を記載した書類」には、どのような事項について記載する必要がありますか。

A3：①の書類には申請会社株式の評価額だけでなく、その算定方法について具体的に記載する必要があります。なお、どのような算定方法を採用するかは原則として幹事取引参加者に委ねられます。

②の書類にも①の書類と同様に、流通参考値段だけでなく、その算定方法について具体的に記載する必要があります。こちらも、どのような算定方法を採用するかは原則として幹事取引参加者に委ねられますが、例えば、①で採用した算定方法による評価額を前提に、その後における経営環境や市場環境の変化、インフォメーション・ミーティングやプレ・ヒアリングなどで確認した機関投資家からの評価や需要見込みを勘案することも考えられます。

Q4：ダイレクトリスティングを行う場合、流通株式時価総額等の形式要件の判断に用いられる株価を教えてください。

A4：「①新規上場申請に係る内国株券の評価額について記載した書類」に記載の評価額、「②新規上場申請に係る株券等の流通参考値段を記載した書類」に記載の流通参考値段それぞれにおいて形式要件を充足する必要があります。具体的には、当該株価を用いた時価総額算定書を提出いただきます。なお、「①新規上場申請に係る内国株券の評価額について記載した書類」の提出から上場承認までに一定の期間が経過している場合には、上場承認にあたり、改めて評価額を算出いただく場合があります。

VII 企業組織再編に係る取扱い

当取引所では、組織再編行為等の実施が申請会社の上場申請の妨げとなることなく、かつ、より申請会社の実態に近い財政状態及び経営成績に基づいた審査を実施できるようにするとともに、投資判断上重要な事項の開示が十分に行われるようにするため、新規上場申請に係る提出書類や形式要件の審査に関して必要な事項を定めています。

以下に、組織再編行為等の実施により通常とは異なる取扱いを行う項目について、解説します。

<用語の定義>

本章で用いる用語の定義は以下のとおりです。

(1) 組織再編行為等（規則第2条③（16）の2）

合併、株式交換、株式移転、株式交付、子会社化若しくは非子会社化、会社分割又は事業の譲受け若しくは譲渡（申請会社が外国会社である場合には、これらに相当する行為を含みます。）をいいます。

なお、申請会社には、新規上場申請者の子会社その他の当取引所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含みます（以下本章において同じ。）。

(2) 組織再編対象会社等（規則第2条③（16）の2）

申請会社による組織再編行為等の対象となる会社又は事業をいいます。

(3) 組織再編主体会社等（規則第2条③（16）の2）

組織再編対象会社等のうち、申請会社よりも規模の大きいものをいいます（複数ある場合には、そのうち最も規模が大きいものをいいます。）。ただし、申請会社が組織再編行為等に伴い新設される場合においては、組織再編対象会社等のうち、最も規模が大きいものをいいます。

なお、「規模」の大小は、組織再編行為等の直前における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を比較して決定します。

(4) 組織再編に重要な影響を与える会社等（規則第2条③（16）の3）

組織再編対象会社等のうち、その規模が申請会社の規模の過半となるものをいいます。ただし、申請会社が組織再編行為等に伴い新設される場合においては、組織再編対象会社等のうち、その規模が組織再編主体会社等の規模の過半となるものをいいます。

なお、「規模」の大小は、(3)と同様に、組織再編行為等の直前における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を比較して決定します。

1 組織再編行為等を実施した場合の提出書類

申請会社が、基準事業年度の末日から起算して2年前の日より後において組織再編行為等を行っている場合には、下表のとおり、組織再編対象会社等の規模・属性に応じて、財務情報及び監査意見等を提出する必要があります。ただし、申請会社とその子会社又は申請会社の子会社間で組織再編行為等を実施している場合（例えば、申請会社と子会社が合併を行っている場合等）は、下表の提出書類は不要です。

なお、これらの財務情報及び監査意見等は、上場承認日に当取引所のウェブサイトにおいて公衆縦覧を行います。（規則第210条③（4））

必要となる書類 組織再編対象 会社等の規模・属性		財務情報 (規則第204条①(11))	監査意見等 (規則第209条(1)(2))
組織再編主体 会社等となる 場合	会社の場合	対象期間(注1)に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等	要(注2)
	事業の場合	「部門財務情報の作成基準」に従って作成した対象期間(注1)における財務計算に関する書類	要(注3)
組織再編に重要な影響を与える 会社等となる場合		対象期間(注1)における財務情報の概要について記載した書類	不要

(注1) 対象期間とは、基準事業年度の末日から起算して2年前の日より後から組織再編行為等を行うまでの期間をいいます。

(注2) 法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書をいいます。ただし、当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める組織再編主体会社の財務諸表等に対するレビュー業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面をいうものとします。

(注3) 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書をいいます。ただし、当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対するレビュー業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面をいうものとします。

2 組織再編行為等を実施した場合の形式要件の審査上の取扱い

申請会社が基準事業年度の末日から起算して2年前の日より後に実施した組織再編行為等（非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除きます。以下この2において同じ。）において、組織再編主体会社等が存在する場合には、形式要件の審査は、原則として、以下のとおり行うこととします。

組織再編行為等の時期	直前々期	直前期 (基準事業年度)	申請期
「事業継続年数」	組織再編主体会社等における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとします。(規則第212条③(2))		
「利益の額」	組織再編主体会社等の利益の額又はこれに相当する額について審査対象とします。(規則第212条⑤(6))(注1)		
「純資産の額」	—		組織再編主体会社等の純資産の額又はこれに相当する額について審査対象とします。(規則第212条④(1)、規則第212条④(6))(注2)
「虚偽記載又は不適正意見等」	審査対象期間のうち組織再編行為等を行う前の期間については、組織再編主体会社等の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とします。(規則第212条⑥(3))		

(注1) 申請会社が持株会社になった場合（他の会社事業に承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除き、持株会社になった日において複数の子会社がある場合に限ります。）には、持株会社になる前の期間については、当該期間に係る当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類を提出する場合、当該書類に基づいて利益の額を算定することもできます。当該書類には、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書（当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める結合財務情報の作成に係る保証業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面）を添付することを要するものとします。

(注2) 直近の「新規上場申請のための半期報告書」又は半期報告書に記載された直前中間会計期間の末日又は「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載された基準事業年度の末日以後に、組織再編行為等が行われている場合に限ります。

《組織再編行為等に関するQ & A》

Q 1 : 組織再編行為等の直前における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等とはいつ時点のものでしょうか。また、直前における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等のうち、一項目でも申請会社の規模の過半となる場合には、「組織再編に重要な影響を与える会社等」に該当することとなりますか。

A 1 : 「組織再編主体会社等」及び「組織再編に重要な影響を与える会社等」いずれにおいても、直前における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等は、原則として、組織再編行為等が行われた日の属する連結会計年度の直前連結会計年度に係る組織再編対象会社等又は新規上場申請者の連結財務諸表（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合又は連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、財務諸表とし、外国会社である場合は、財務書類とします。）にて影響度の判定を行います。なお、中間決算を実施している場合は、直近の中間決算にて判定することも可能ですので、その場合は個別にご相談ください。

また、原則として、直前における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等のうち、一項目でも規模の過半となる場合には、「組織再編に重要な影響を与える会社等」に該当します。ただし、その他の項目の大小関係など個別の状況も勘案のうえで財務情報に関する書類の提出を不要とすることもありますので、書類の提出が困難な場合には取引所への事前相談の活用もご検討ください。

Q 2 : 組織再編行為等を行った場合、I の部に参考情報として組織再編行為等の影響を踏まえた主要な経営指標の推移を記載する必要がありますか。

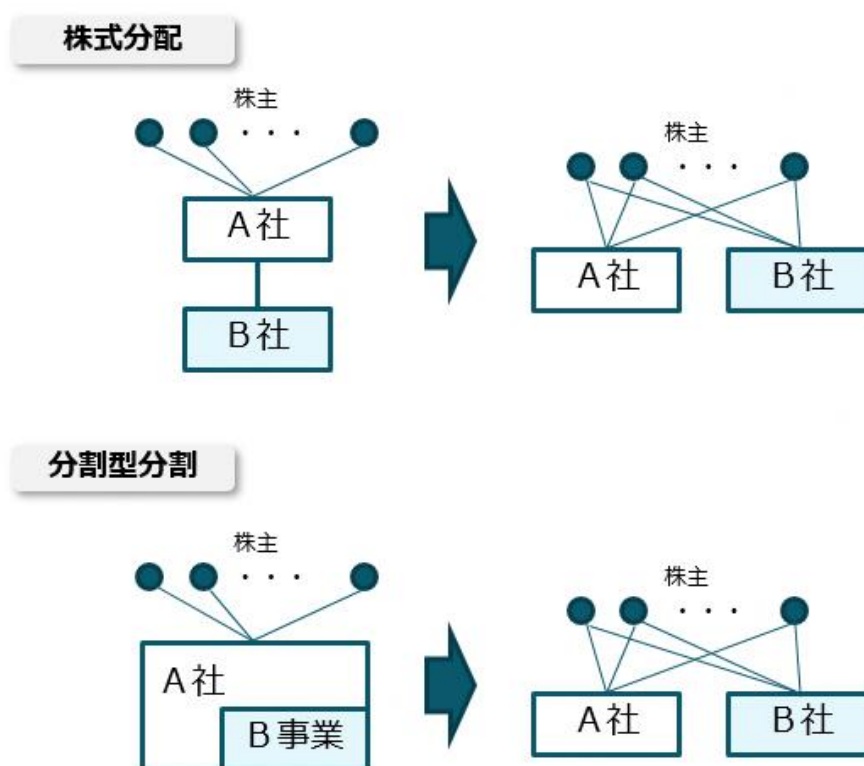
A 2 : 例えば結合財務情報の提出が不要な場合においても、組織再編主体会社等の財務情報だけでは申請会社の過年度の業績推移の実態を適切に表すことが難しい場合、I の部に参考情報として、組織再編行為等の影響を踏まえた主要な経営指標の推移を記載するなどの方法で開示を充実することも考えられます。なお、このような任意の開示に対して監査は求めていません。

3 スピンオフIPOについて

当取引所には、スピンオフ（企業が、子会社又は自社内の特定の事業部門を切り出し、独立した会社の株式を元の企業の株主に交付する手法をいいます。）の直後に、当該スピンオフにより独立した会社が上場すること（以下、「スピンオフIPO」といいます。）も可能です。

このQ&Aは、スピンオフIPOを行おうとする場合における新規上場申請に係る提出書類、形式要件の審査、上場審査等に関して、具体的な取扱いを記載したものです。

なお、以下では、子会社を切り出すスピンオフを「株式分配」、自社内の特定の事業部門を切り出すスピンオフを「分割型分割」といいます。



また、スピンオフについての詳細は、経済産業省『「スピンオフ」の活用に関する手引』もご参照ください。

(https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/saihenzeisei.html)

《スピンオフIPOに関するQ&A》

Q1：分割型分割を実施する前に、新規上場申請を行うことはできますか。

A1：分割型分割の実施前の時点では、スピンオフにより独立する会社（新規上場を行う会社）は未だ設立されていませんが、スピンオフ元の企業が上場会社であれば、当該上場会社がスピンオフにより独立する会社に代わって新規上場申請を行うことが可能です。

その場合には、当該上場会社が、新規上場申請に係る提出書類の提出、上場審査への対応等を行うものとします。なお、新規上場申請日において提出できない書類のうち、当取引所がやむを得ないものとしてその都度認めるものについては、提出できることとなった後直ちに提出すれば足りるものとします。(規則第 201 条②③、規程第 210 条④)

Q2：株主総会においてスピノフの実施を決議する前に、上場審査を行うことはできますか。

A2：株主総会におけるスピノフの実施決議後にすみやかに上場するため、株主総会決議前に上場審査を行うことは可能です。その場合には、決議前にその時点で確認できる事項についてひととおり審査を行い、決議後から上場承認日までの間で、その後の変化（業績の進捗や体制の変更等）を中心に追加的な審査を行うことが想定されます。なお、分割型分割の場合は株主総会での決議前に新規上場申請ができませんので（規程第 201 条②）、予備申請を活用いただくことになります。

いずれの場合においても、新規上場申請に先立ち、当取引所への事前相談を承っていますので、その活用もご検討ください。

Q3：スピノフにより独立する会社はいつから新規上場することが可能ですか。

A3：予め当取引所の上場審査を受け、上場承認が行われていれば、スピノフにより独立する会社の株式について、スピノフ元の会社の株式の権利落ち日から新規上場することが可能です。

Q4：新規上場申請に係る提出書類として必要な財務情報及び監査意見等について教えてください。

A4：株式分配を実施する場合には、一般的な IPO と同様に、スピノフにより独立する会社の直近 2 事業年度分の財務諸表等を作成し、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査を受ける必要があります。

分割型分割を実施する場合には、スピノフの対象となる事業が組織再編主体会社等になるものと考えられ、「1 組織再編行為等を実施した場合の提出書類」（142 ページ）に記載のとおり、基準事業年度の末日から起算して 2 年前の日より後からスピノフを行うまでの期間における財務計算に関する書類を、「部門財務情報の作成基準」に従って作成し、監査意見等を添付する必要があります（加えて、新規上場までに分割型分割が実施される場合においては、実施後の期間における財務諸表等を作成し、監査を受ける必要があります。）。

Q5：形式要件の審査の取扱いについて教えてください。

A5：株式分配を実施する場合には、一般的な IPO と同様に、スピノフにより独立する会社を対象に形式要件の審査が行われます。

分割型分割を実施する場合には、スピノフの対象となる事業が組織再編主体会社等になるものと考えられ、「2 組織再編行為等を実施した場合の形式要件の審査上の取扱い」（143 ページ）に記載のとおり、一般的な IPO とは異なる取扱いが適用されます。

Q6：分割型分割の実施と同時に新規上場を予定しており、上場審査の時点では取締役会や監査役会等の開催実績、内部管理部門の運用実績がありませんが、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性についてはどのように審査が行われますか。

A6：分割型分割の実施前に上場審査を行う場合、上場審査の時点では申請会社としての取締役会や監査役会等の開催実績、内部管理部門の運用実績が十分でないことが考えられますが、それだけをもってコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性を否定することはありません。そのような場合には、実質的に新設となる独立する会社を想定した準備の状況が十分か、スピノフ元の企業等の体制が独立する会社に十分に引き継がれているのかを確認することで、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性を確認します。

まず、コーポレート・ガバナンスの有効性の確認にあたっては、例えば、分割型分割の実施を社内事実上決定した後速やかに、独立する会社を想定した取締役会や監査役会に準じた会議体を設置し、当該会議体による統制の運用状況を確認することが考えられます。このとき、独立する会社を想定した役員の構成も重要なポイントとなりますが、全員がスピノフ元企業等の役員経験者である必要はなく、スピノフ元企業等での業務経験も踏まえて総合的に判断することとなります。ただし、想定している役員の多くがスピノフ元の企業の役員以外の人物であったり、他社から招聘した人物であったりする場合には、そのような状況であっても、適切な職務の執行を確保するための体制が整備、運用されている状況にあると考える理由等について、慎重に確認を行います。

内部管理体制の有効性の確認にあっても、スピノフ元企業等における体制が適切に引き継がれているかがポイントとなります。特に会計組織については情報の集約、集計等の体制が維持されていることが重要です。なかでも、人員については独立する会社において経理など専門性の高い業務の担当者が未経験者ばかりという状況は現実的ではないため、スピノフ元企業等からどのような経験者が引き継がれていくことになるのか等を審査において確認することとなります。

Q7：スピノフ実施日にスピノフにより独立する会社が新規上場する場合に、上場日初日の最初の特別気配表示（板中心値段）はどのように決定されますか。

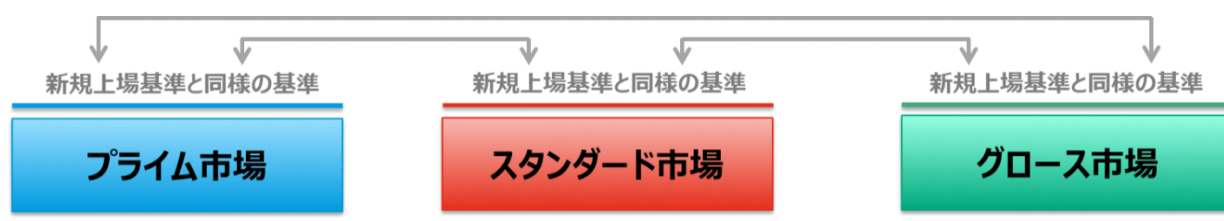
A7：新規上場に際して公募又は売出しを実施する場合には、当該公募又は売出しの価格により決定します。また、公募又は売出しを実施しない場合（いわゆるダイレクトリスティングを行う場合）には、上場日 1 週間前までに提出が求められる流通参考値段により決定します（詳細は 137 ページをご参照ください。）。

VIII 市場区分の変更

1 市場区分の変更までの流れ

（１）市場区分の変更

東証では、下図のとおり、プライム市場、スタンダード市場、グロース市場との間における市場区分の変更が可能となっています。



ここでは、プライム市場又はグロース市場の上場企業がスタンダード市場への市場区分の変更申請を行う場合の審査内容について、以下、概説します。

（２）市場区分の変更の時期及び市場区分の変更に係る手続き

①市場区分の変更の時期

市場区分の変更日は、市場区分の変更に際して公募又は売出し等（数量制限付分売を含む）を行う場合は市場区分の変更承認日（東証が市場区分の変更を承認する日をいいます。）の約２週間～４週間後（注）、公募又は売出し等を行わない場合は市場区分の変更承認日の１週間後の日（当該日が休業日に当たるときは、順次繰り下げます。また、市場区分の変更承認日から市場区分の変更日までの間に祝日が２日以上ある場合、市場区分の変更日が市場区分の変更承認日から起算して５営業日目となるよう上場日を繰り下げます。）となります。

（注）市場区分の変更予定日は、申請会社の希望により、特定日又は一定の期間（１週間程度）で発表します。

②市場区分の変更に係る手続き

市場区分の変更申請は、新規上場審査における通常申請と同様、市場区分の変更申請に伴い必要となる書類を東証に提出することにより行います（市場区分の変更申請日については、適当な日時をあらかじめ幹事証券会社と相談のうえ決定します）。なお、市場区分の変更申請も新規上場申請と同様、予備申請を行うことができます。

新規上場審査同様、主幹事証券会社は希望する市場区分の変更スケジュール（市場区分の変更申請予定日、市場区分の変更承認希望日、市場区分の変更希望日）を提示し、東証も提示された日程案を踏まえて、ヒアリング実施日等の審査スケジュール案を提示します。また、審査期間は、3か月を標準審査期間としておりますが、上場後の経過期間、上場以降の組織体制や事業内容の変化、申請会社グループの規模、繁忙時期、通常業務との兼ね合いなどにより、通常とは異なる回答書作成の期間設定や、ヒアリング回数の調整も可能です。なお、調整の結果、全体の審査期間も変動する可能性があります（標準審査期間に関わらず、海外への実地調査等が必要となる場合や祝祭日が多い場合には、余裕をもった審査日程をご検討ください。）。

（注1）標準審査期間は審査の中で特段の問題が認められないケースを前提としており、審査の過程において審査上の問題点が発見された場合や、申請会社に関する報道や外部からの情報提供を含め、新たに未発覚の事実等が判明した場合などについては、その審査期間を延長する可能性があります。

また、スケジュールの変更により、申請日又は予備申請日から起算して1年間を超えて市場区分の変更日を設定する場合は、再申請の手続きが必要になります（例えば、4月1日に申請又は予備申請した場合は、翌年3月31日まで市場区分の変更をすることが可能です。）。

（注2）審査上の論点が多岐にわたる場合等については、審査上の確認項目が多岐にわたることが想定されるため、3か月以上の審査期間の設定をお願いさせていただくケースがあります。

（注3）幹事取引参加者による上場適格性調査に関する調査報告書を提出する場合で、かつ、以下のいずれかに該当する場合は、審査期間を1か月とすることが可能です。

- ・ 新規上場からの経過年数が3年以内であり、申請会社の上場以降の組織体制や事業内容等に大きな変化が見られない場合
- ・ 最近5年間（「最近」の計算は、市場区分の変更申請日を起算日としてさかのぼります。）において、たとえば、実効性の確保に係る措置やその他上場管理上の措置の適用を受けていない場合

（注4）上記（注1）～（注3）のケースも含めスケジュールに関して調整したい事項や判断に迷うケースなどがありましたら、主幹事証券会社と相談のうえ、主幹事証券会社を通じてあらかじめご相談ください。

（注5）スタンダード市場への市場区分の変更は、幹事取引参加者による上場適格性調査に関する調査報告書を提出しない場合にも申請が可能です。その場合、標準審査期間の定めはありませんが、審査期間は3か月以上を想定します。ただし、最近5年間において、たとえば、実効性の確保に係る措置やその他上場管理上の措置の適用を受けていない場合等は、審査期間は1か月以上を想定します。

スタンダード市場への市場区分の変更申請を希望する会社は、市場区分の変更申請予定日の6か月前を目途に、相談窓口までご連絡をお願いします。

（相談窓口）

株式会社東京証券取引所 上場推進部

ipo@jpx.co.jp

2 市場区分の変更の基準

スタンダード市場への市場区分の変更に係る形式要件及び実質基準は以下のとおりです。

…市場区分の変更の形式要件一覧表…

項 目	基 準 の 内 容
①株主数 (市場区分の変更時見込み)	400 人以上
②流通株式 (市場区分の変更時見込み)	a. 流通株式数 2,000 単位以上 b. 流通株式時価総額 10 億円以上 c. 流通株式数 (比率) 25%以上
③事業継続年数	3 か年以前から株式会社として継続的に事業活動をしていること
④純資産の額 (市場区分の変更時見込み)	連結純資産の額が正であること
⑤虚偽記載又は不適正意見等	a. 最近 2 年間に終了する事業年度に係る有価証券報告書等に「虚偽記載」なし b. 最近 2 年間 (最近 1 年間を除く) に終了する事業年度に係る財務諸表等の監査意見が「無限定適正」又は「限定付適正」 c. 最近 1 年間に終了する事業年度に係る財務諸表等の監査意見が原則として「無限定適正」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」 d. 次の (a) 及び (b) に該当するものでないこと (a) 最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に「評価結果を表明できない」旨の記載 (b) 最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制監査報告書に「意見の表明をしない」旨の記載
⑥株式事務代行機関の設置	当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は当該株式事務代行機関から株式事務を受託する旨の内諾を得ていること
⑦単元株式数	100 株となる見込みのあること
⑧株券等の種類	市場区分の変更申請に係る内国株券が、次の a から c のいずれかであること a. 議決権付株式を 1 種類のみ発行している会社における当該議決権付株式 b. 複数の種類の議決権付株式を発行している会社において、経済的利益を受ける権利の価額等が他のいずれかの種類の議決権付株式よりも高い種類の議決権付株式

項 目	基 準 の 内 容
	c. 無議決権株式
⑨株式の譲渡制限	株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は制限を行わないこととなる見込みのあること
⑩指定振替機関における取扱い	指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は取扱いの対象となる見込みのあること
⑪合併等の実施の見込み	次の a 及び b に該当するものでないこと a. 市場区分の変更申請日以後、基準事業年度の末日から 2 年以内に、合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化若しくは事業の譲受け若しくは譲渡を行う予定があり、かつ、申請会社が当該行為により実質的な存続会社でなくなる場合 b. 申請会社が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を基準事業年度の末日から 2 年以内に行う予定のある場合（市場区分の変更日以前に行う予定のある場合を除く。）

…市場区分の変更の実質基準一覧表…

項 目	基 準 の 内 容
①企業の継続性及び収益性	継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基盤を有していること
②企業経営の健全性	事業を公正かつ忠実に遂行していること
③企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること
④企業内容等の開示の適正性	企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること
⑤その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項	—

3 市場区分の変更審査の内容

スタンダード市場への市場区分の変更に際しての形式要件については、本章の「2 市場区分の変更の基準」に記載した各項目に適合しているのかの審査を行います。形式要件の取扱いについては、「II 形式要件」をご参照ください。

また、実質基準の項目の審査（以下「市場区分の変更審査」といいます。）については、申請会社が東証に提出する「市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）」及び「市場区分の変更申請のための有価証券報告書（IIの部）」に記載された内容を主な審査対象項目として、申請会社へのヒアリング等を通じて基準への適合状況を確認します。

市場区分の変更審査の内容については、「III 上場審査の内容」に準じ、新規上場における審査と同様の観点から行うこととなりますので、そちらをご参照ください。

なお、会社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から当取引所が適当と認める場合には、「企業の継続性及び収益性」、「企業経営の健全性」、「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性」、「企業内容等の開示の適正性」、「その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項」の審査基準に適合するものとして取り扱います（ガイドラインVII（1））。

具体的には、最近5年間（「最近」の計算は、市場区分の変更申請日を起算日としてさかのぼります。）において、たとえば実効性の確保に係る措置（規程第503条から第509条までの規定に基づき行われる措置をいいます。）やその他上場管理上の措置の適用を受けていない上場会社が申請を行う場合には、「企業の継続性及び収益性」を中心に審査します（注）。その場合、IIの部及びその添付書類を一部省略することができます（ただし、スタンダード市場への市場区分の変更申請日が、グロース市場への新規上場日から起算して3年を経過していない会社を除く）。自社が当該取扱いの対象となるかどうかは、相談窓口へのお問い合わせによって確認いただけます。ただし、IIの部の記載事項等を一部省略した場合も、審査で必要と判断した場合は「企業経営の健全性」、「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性」、「企業内容等の開示の適正性」、「その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項」について確認することがありますのでご留意ください。

また、最近5年間において実効性確保措置の適用を受けた上場会社が、市場区分の変更申請を行った場合には、内部管理体制の有効性及び企業内容等の開示の適正性の審査に際し、実効性確保措置の適用時に策定した改善計画等が適切に履行されているかについて確認します（ガイドラインVII（4））。

（注）スタンダード市場への市場区分の変更審査において、「企業の継続性及び収益性」の審査は原則として企業の継続性を中心に確認します（申請会社が特別注意銘柄に指定されている又は上場廃止に係る宣誓書違反による再審査に伴う猶予期間にある場合を除く）。例えば、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨が監査報告書に記載されている場合には、市場区分の変更承認までに提出される期中レビュー報告書等において

当該事項に係る記載がなくなる等、継続企業の前提に関して重要な不確実性が認められなくなることを確認します。また、今後2年間の資金計画等の状況から、事業計画の遂行に必要な資金が不足し、事業継続が困難な状況に陥ることが想定される状況にないか、債務超過に陥る可能性がないか等の観点から確認します。

IX 新規上場審査等の実効性確保措置について

1 新規上場時等の申請書類に虚偽の記載があった場合の取扱い

上場会社が、新規上場申請及び上場審査において提出した書類に虚偽の記載があり、本来なら上場審査基準に適合していなかったことが明らかになった場合には、1年以内に新規上場審査に準じた上場適格性の審査に適合しなければ、上場を廃止するものとします（規程第601条第1項第10号）。

具体的には、直ちに上場廃止とすべき場合には該当しないものの、内部管理体制等に重大な不備が認められた場合や、経営成績等に関する形式基準を充足していなかったことが明らかになった場合について、審査を行うものとします。

市場区分の変更についても同様であり、市場区分の変更申請及び市場区分の変更審査において提出した書類に虚偽の記載があり、本来なら市場区分の変更に係る基準に適合していなかったことが明らかになった場合には、1年以内に新規上場審査に準じた上場適格性の審査に適合しなければ、上場を廃止するものとします（規程第601条第1項第10号）。

X 上場に伴う費用

本章に記載する各種料金は、消費税額及び地方消費税額を加算してお支払いいただきます。

1 上場審査に伴う費用

上場申請時には、上場審査料が必要となります。

料金	金額	支払期日
上場審査料	300 万円	上場申請日が属する月の翌月末日まで

- (注1) 申請会社が以前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日又は予備申請日から起算して3年以内に上場申請を行う場合は、上場審査料が半額となります。
- (注2) 申請日が同日か別日かを問わず、過去3年以内に上場申請等の実績がない申請会社が、同一の基準事業年度で複数市場に対する上場審査を申請する場合（以下、「重複申請」といいます。）、安いほうの上場審査料が半額となります。なお、過去3年以内に上場申請等の実績のある場合は、重複申請全ての上場審査料が半額となります。
- (注3) 予備申請を行う場合には、上場審査料と同額の予備審査料が必要となります。予備申請を行った場合で、かつ、予備申請から起算して1年以内に新規上場申請を行った場合には、改めて上場審査料をお支払いいただく必要はありません。

なお、欧州・米国等、特に遠方において行う実地調査及び面談等に係る渡航費用やその他の東証が上場審査のために特に必要と認める調査に係る費用については、別途実費相当額を調査費用として申し受けます。

2 新規上場時に必要となる費用

新規上場時には、新規上場料及び公募又は売出しに係る料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
新規上場料	800 万円	上場日が属する月の翌月末日まで
公募又は売出しに係る料金	(1) 上場申請に係る株券等の公募 公募株式数×公募価格×万分の9	上場日が属する月の翌月末日まで
	(2) 上場申請に係る株券等の売出し(注2) 売出株式数(注3)×売出価格×万分の1	

(注1) 公募又は売出しに係る料金は、上場承認の日以後上場日までに行う新規上場申請に係る株券の公募又は売出しを対象とします。

(注2) 法第2条第4項第1号に掲げる場合に該当するものに限りします。

(注3) 売出株式数には、オーバーアロットメントによる売出株式数を含みます。また、上場後にグリーンシュエーションに係る第三者割当増資が行われた場合には、その第三者割当増資における割当株式数に応じた「新株の上場に係る料金」(後掲)が必要となります。

(注4) 料金の算定において生じた100円未満の金額は切り捨てます。

[新規上場時に必要となる費用の計算例]

(前提条件)

- ・ 公募 100,000 株
- ・ 売出し (引受人の買取引受) 50,000 株
- ・ 売出し (オーバーアロットメント) 20,000 株
- ・ 公募又は売出価格 2,560 円

(計算)

新規上場料 8,000,000 円

+ 公募又は売出しに係る料金 【公募】

$100,000 \text{ 株} \times 2,560 \text{ 円} \times 9 / 10,000 = 230,400 \text{ 円}$

【売出し分】

$(50,000 \text{ 株} + 20,000 \text{ 株} = 70,000 \text{ 株}) \times 2,560 \text{ 円}$

$\times 1 / 10,000 = 17,900 \text{ 円}$ (百円未満切捨て)

合計

8,248,300 円

3 上場会社が支払う費用

上場会社は、以下に記載する年間上場料、新株発行等に係る料金、新株の上場に係る料金及び合併等に係る料金が必要となります。

(1) 年間上場料

上場後は、年間上場料として次の表に定める金額に TDnet 利用料として、12 万円を加算した金額をお支払いいただくことになります。

上場時価総額（注 1）	金額	支払期日
50 億円以下	72 万円	3 月末日及び 9 月末日まで （左記の金額に TDnet 利用料 を加算した金額の半額ずつ）
50 億円を超え 250 億円以下	144 万円	
250 億円を超え 500 億円以下	216 万円	
500 億円を越え 2,500 億円以下	288 万円	
2,500 億円を越え 5,000 億円以下	360 万円	
5,000 億円を 越えるもの	432 万円	

（注 1）上場時価総額は、毎年 12 月の売買立会の最終日における最終価格（その日の売買立会において売買が成立していない場合には、売買が成立した直近の日の売買立会における最終価格）と毎年 12 月末日の上場株式数を用いて計算します。

（注 2）新規上場時の年間上場料は、新規上場日の属する月によってお支払いいただく金額が変わります。（下表参照）

3 月末日を支払期日とする年間上場料	
新規上場日の 属する月	年間上場料
前年の 8 月	上場日における上場時価総額による年間上場料の 12 分の 1 の額に年間上場料の半額を加えた額
前年の 9 月	年間上場料の半額
前年の 10 月	年間上場料の 12 分の 5 の額
前年の 11 月	年間上場料の 12 分の 4 の額
前年の 12 月	年間上場料の 12 分の 3 の額
1 月	上場日における上場時価総額による年間上場料の 12 分の 2 の額
2 月	年間上場料をお支払いいただく必要はありません

9 月末日を支払期日とする年間上場料	
新規上場日の 属する月	年間上場料
2 月	上場日における上場時価総額による年間上場料の 12 分の 7 の額
3 月	上場日における上場時価総額による年間上場料の半額
4 月	上場日における上場時価総額による年間上場料の 12 分の 5 の額
5 月	上場日における上場時価総額による年間上場料の 12 分の 4 の額
6 月	上場日における上場時価総額による年間上場料の 12 分の 3 の額
7 月	上場日における上場時価総額による年間上場料の 12 分の 2 の額
8 月	年間上場料をお支払いいただく必要はありません

(2) 新株券等の発行等に係る料金

上場会社が新株券等の発行等を行う場合には、以下の料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
上場株券等（注１）を発行又は処分（注２）する場合	1株当たりの発行価格×発行又は処分する株券等×万分の1	その新株発行等を行った日が属する月の翌月末日まで
新株予約権の目的となる株式が上場株式である新たな新株予約権（注３）を発行する場合	（新株予約権の発行価格×新株予約権の総数＋新株予約権の行使に係る払込金額（注４）×新株予約権の目的となる株式の数）×万分の1	
上場株券等の売出し（注５）をする場合	売出株式数×売出価格×万分の1	

（注１）上場株券への転換（会社がその発行する株式を取得するのと引換えに新たな上場株券を交付することをいいます。）が行われる株券を含みます。

（注２）会社法第199条第1項に規定する募集によるもの（外国会社にあつてはこれに相当するもの）に限ります。新規上場に係るオーバーアロットメントを行う元引受金融商品取引業者等が有価証券の募集等に係る元引受契約の締結に当たり付与された募集等対象銘柄の発行者又は保有者より募集等対象銘柄を取得することができる権利の行使に伴う第三者割当による発行又は処分は除きます。

（注３）会社法第238条第1項に規定する募集によるもの及び同第277条に規定する新株予約権無償割当てによるもの（外国会社にあつてはこれに相当するもの）に限ります。

（注４）「新株予約権の行使に係る払込金額」とは、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額をいいます（以下同じ。）。

（注５）法第2条第4項第1号に掲げる場合に該当するものに限ります。

(3) 新株の上場に係る料金

上場会社の新たに発行する株券等の上場に際しては、以下の料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
新株の上場に係る料金	1株当たりの発行価格（注１）×新たに発行する株券等（注２）の数×万分の8	その新株の上場日が属する月の翌月末日まで（注３）

（注１）他の種類の株式への転換（会社がその発行する株式を取得するのと引換えに株券を交付することをいいます。以下同じ。）が行われる株式の転換により発行された新株を上

場する場合は、当該株式の1株当たりの発行価格を表中における「1株当たりの発行価格」とみなして計算します。

新株予約権の権利行使により発行された新株を上場する場合は、次の方法で計算した金額の1株当たりの金額に相当する金額を、1株当たりの発行価格とみなして計算します。

「各新株予約権の発行価格 × 新株予約権の総数 + 新株予約権の行使に係る払込金額 × 行使される株式数」

また、取得条項付新株予約権の会社による取得に伴い発行された新株を上場する場合は、次の方法で計算した金額の1株当たりの金額に相当する金額を、1株当たりの発行価格とみなして計算します。

「各新株予約権の発行価格 × 新株予約権の総数（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合は、当該金額と取得される新株予約権に係る社債の金額の合計額）」

（注2）規程第303条の適用を受けて上場する新株を除きます。

（注3）他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により発行された新株を上場する場合、新株予約権の権利行使により発行された新株を上場する場合又は取得条項付新株予約権の取得に伴い発行された新株を上場する場合における支払期日は、別に定めております。

（4）合併等に係る料金

上場会社が吸収合併等（吸収合併、吸収分割、株式交換又は株式交付をいいます。）を行う場合には、以下の料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
合併等に係る料金	（その合併等に際して発行する株券等の数＋交付する自己株式の株券等の数）×合併等の効力発生日（注1）の売買立会におけるその株式の最終価格（注2）×万分の2	合併等の効力発生日が属する月の翌月末日まで

（注1）吸収合併、吸収分割、株式交換及び株式交付の効力発生日をいいます（以下同じ。）。

（注2）その合併等の効力発生日の売買立会において売買が成立しない場合には、その合併等の効力発生日後最初に売買立会において売買が成立した日の最終価格をいいます。

（注3）上記の合併等に係る料金については、上限は1,000万円です。

4 市場区分の変更に伴う費用

(1) グロース市場からスタンダード市場への市場区分の変更

料金	金額	支払期日
市場区分の変更審査料	300 万円	市場区分の変更申請日が属する月の翌月末日まで
市場区分変更料	スタンダード市場への新規上場料 (800 万円) - (グロース市場への上場時に支払った上場手数料 (100 万円) + 過去に市場区分の変更をしていた場合には当該市場区分の変更時に支払った市場区分変更料)	市場区分の変更日が属する月の翌月末日まで

(注1) 予備申請を行う場合には、市場区分の変更審査料と同額の予備審査料が必要となります。予備申請を行った場合で、かつ、市場区分の変更予備日から起算して1年以内に市場区分の変更申請を行った場合には、改めて市場区分の変更審査料をお支払いいただく必要はありません。

(注2) 2022年4月3日以前に上場していた会社については、上記にかかわらず、その市場区分に応じて、次の方法で計算した金額が市場区分変更料となります。

2022年4月3日以前の上場市場	市場区分変更料
市場第一部	—
市場第二部	—
JASDAQ	スタンダード市場への新規上場料 (800 万円) - (600 万円 (過去に市場区分の変更をしていた場合には、600 万円に、2022 年 4 月 4 日以後に支払った市場区分変更料を加算した額))
マザーズ	スタンダード市場への新規上場料 (800 万円) - (100 万円 (過去に市場区分の変更をしていた場合には、100 万円に、2022 年 4 月 4 日以後に支払った市場区分変更料を加算した額))

(2) プライム市場からスタンダード市場への市場区分の変更

料金	金額	支払期日
市場区分の変更審査料	300 万円	市場区分の変更申請日が属する月の翌月末日まで
市場区分変更料	—	—

(注) 予備申請を行う場合には、市場区分の変更審査料と同額の予備審査料が必要となります。
予備申請を行った場合で、かつ、市場区分の変更予備申請日から起算して1年以内に市場区分の変更申請を行った場合には、改めて市場区分の変更審査料をお支払いいただく必要はありません。

XI IPO センター(上場を希望する会社向けサポート)

1 個別訪問・相談による支援活動

上場を検討されている会社に、東証のスタッフが直接訪問し、“等身大”の上場をご説明します。

東証の上場推進部では、上場の検討や上場の準備など、すべての段階でのご相談に応じています。上場を検討している段階で、何から始めたら良いか分からないという方や、準備は始めたものの、東証からの説明を直接聞いてみたい方など、お気軽にご相談ください。

2 上場希望会社向けセミナー

上場を検討・準備されている会社の皆様向けのセミナーを全国で開催しています。上場制度や上場準備の説明はもちろんのこと、上場を実現した上場会社の方の声もお届けします。

3 メールマガジン

「IPO センターメールマガジン」では、東証が主催するセミナーや講演のご案内のほか、新規上場に関する制度・運用の変更点、上場承認・上場銘柄のご案内など、週代わりで様々な情報をご提供します。

上場審査基準などの上場制度や実際の上場準備の内容など、新規上場に関するお問合せにお答えしますので、お気軽にご相談ください。

株式会社東京証券取引所 上場推進部 IPO センター
ipo@jpx.co.jp

また、西日本エリアから IPO を目指される方で、個別面談をご希望の方は、大阪 IPO センターまで、ご連絡ください。

oipoc@jpx.co.jp